

平成24年第1回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月7日(水)から23日(金)まで17日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			
11日	日			
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
15日	木	民生産業委員会	13時	付託事件審査
16日	金	民生産業委員会	13時	付託事件審査
		総務文教委員会	13時	付託事件審査
17日	土			
18日	日			
19日	月	総務文教委員会	10時	付託事件審査
20日	火			
21日	水	連 合 審 査 会	10時	付託事件審査
		民生産業委員会	10時	付託事件審査
22日	木	予算特別委員会	10時	付託事件審査
23日	金	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成24年鞍手町議会第1回定例会会議録（第1号）						
平成24年3月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成24年3月7日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成24年3月7日 午後2時13分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月7日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第4 議案第1号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第6 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第7 議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款
- 日程第8 議案第5号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例
- 日程第9 議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算
- 日程第24 議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

- 日程第29 議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成24年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第34 議案第31号 専決処分の承認（鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区
管渠築造工事（第44工区）請負契約の変更）

平成24年3月7日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から平成24年第1回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されています、議案第28号の訂正及び平成24年度施政方針とその資料と、監査より提出されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長に於いて12番議員 岡崎邦博君及び13番議員 栗田幸則君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月23日までの17日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。

鞍手町選挙管理委員会委員には、只今お配りしたとおり、入江均君、野中照彦君、栗田稔君、中西憲治君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今議長が指名しました方を、鞍手町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって只今指名しました入江均君、野中照彦君、栗田稔君、中西憲

治君、以上の方が鞍手町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に鞍手町選挙管理委員会補充員には、香月勇夫君、野上忠良君、檜山たず子君、田代カツラ君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今議長が指名しました方を、鞍手町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名しました、香月勇夫君、野上忠良君、檜山たず子君、田代カツラ君、以上の方が鞍手町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に進みます。

日程第4 議案第1号及び日程第5 議案第2号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第4 議案第1号及び日程第5 議案第2号の2件を、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第1号及び日程第5 議案第2号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

鞍手町固定資産評価審査委員3名の内の2名、許斐善憲氏及び添田東輝氏の任期が平成24年3月15日をもって満了することに伴い、両氏を再度選任するものであり、任期は平成24年3月16日から平成27年3月15日までの3年間あります。

なお、別紙で略歴書を添付していますので、ご参照ください。

以上が、日程第4 議案第1号及び日程第5 議案第2号の2件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願ひします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号及び議案第2号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号及び議案第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第1号は同意することに決定しました。

次に議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案については、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第2号は同意することに決定しました。

次に進みます。

日程第6 議案第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第6 議案第3号の提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第3号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業を追加するものであります。

以上が、日程第6 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願ひします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の2件を一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第4号は、地方独立行政法人くらすて病院定款であります。鞍手町立病院及び介護老人保健施設を地方独立行政法人に移行することに伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人の役員、組織、業務などの基本的事項について規定した定款を定めるものであります。

次に、日程第8 議案第5号は、地方独立行政法人くらすて病院評価委員会条例であります。

本条例は、鞍手町立病院及び介護老人保健施設を地方独立行政法人に移行することに伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人くらすて病院評価委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上が、日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の2件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第9 議案第6号から、日程第17 議案第14号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第9 議案第6号から 日程第17 議案第14号までの9件を、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第6号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、鞍手町附属機関のうち、所期の目的を達成したもの等について、本条例から削除するものであります。

次に日程第10 議案第7号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、中山西区用地の造成に伴う費用の収支を一般会計から分離し、会計処理を明確にするため、新たに特別会計を設けるものであります。

次に日程第11 議案第8号は、鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱の規定に基づき、選出区分等の整備を行うものであります。

次に日程第12 議案第9号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法を改正するとともに、東日本大震災の復興及び地方公共団体が実施する防災施策に必要な財源の確保を図るため、地方税法の臨時特例に関する法律が制定されたことに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に日程第 13 議案第 10 号は、鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例、及び日程第 14 議案第 11 号は、鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を一括して提案説明を申し上げます。

本条例改正は、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、入居者資格のうち同居親族要件について、関係条文を整備するものであります。

次に日程第 15 議案第 12 号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、企業誘致の積極的な展開を図るため、これまで製造業等に限定していた工場等設置奨励指定業種の拡大を図るものであります。

次に日程第 16 議案第 13 号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、第 4 次総合計画に基づき、子どもたちの遊び場の充実を図るため、総合プールの使用料を無料化し、子どもたちが楽しく遊べる場所の提供を行うため、関係条文を整備するものであります。

次に日程第 17 議案第 14 号は、鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、社会教育法の改正により、公民館運営審議会委員の委嘱の基準を定めるため、関係条文を整備するものであります。

以上が、日程第 9 議案第 6 号から 日程第 17 議案第 14 号までの 9 件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第 18 議案第 15 号から日程第 22 議案第 19 号までの 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第 18 議案第 15 号から 日程第 22 議案第 19 号までの 5 件を一括して提案説明を申し上げます。

日程第 18 議案第 15 号は、平成 23 年度鞍手町一般会計補正予算第 4 号であります。本補正予算は、国の補正予算 3 号に伴い、新たに追加された緊急防災・減災事業債に係る施設整備事業費、退職手当の追加及び有利な地方債への組み換え等を行うとともに、事業費の確定等による歳出予算の減額等の要因について、補正を行っております。

これらの財源といたしましては、国・県支出金、町債及び財政調整基金からの繰入金等を調整し、歳入歳出それぞれ 32,401 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 6,6

69,846千円といたしました。

なお、防災行政用無線施設整備に係る事業費については、翌年度へ繰越します。

次に日程第19 議案第16号は、平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、高額医療共同事業費の確定に伴う国庫支出金、共同事業交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ10,374千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,299,934千円といたしました。

次に日程第20 議案第17号は、平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ8,645千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ207,914千円といたしました。

次に日程第21 議案第18号は、平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、貸付回収金を一般会計へ繰出すため予算総額を、歳入歳出それぞれ781千円といたしました。

次に日程第22 議案第19号は、平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、工事費等の追加などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ72千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ623,219千円といたしました。

以上が、日程第18 議案第15号から 日程第22 議案第19号までの5件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第23 議案第20号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第23 議案第20号の提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第20号は、平成24年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成にかかる背景と、重点施策及び編成内容の概略にふれながら施政方針を申し述べます。

まず、はじめに国の予算等の状況を申し上げます。

平成24年度国の本予算は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、労働に携わる中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策等5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組み、地域主権改革を確実に推進するとして、一般会計予算90

兆3千3百39億円、前年度に比べ2兆777億円減額、率にして2.2%減で、今国会に提案されております。

国の地方財政への対応については、東日本大震災分と通常収支分を区分して整理することとされており、通常収支分については、平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として、所要の対応が行われております。

その結果、地方財政計画規模では、総額8兆1兆8千7百億円で前年度に比べ約0.8%の減額となっておりますが、そのうち地方交付税財源につきましては、1兆7兆4千5百45億円となり0.5%の増額となっております。

以上が、国が示した平成24年度予算の基本方針及び地方財政対策の基本的な方向性であります。

このような状況を踏まえ、本町の平成24年度の予算編成は、昨年度策定した第4次総合計画後期基本計画及び第5次行財政改革プランの実現に向けて、所要の予算措置を行っております。

その中で、小中学校統合につきましては、昨年从小中学校統合整備計画策定委員会でご協議をいただき、本年1月17日に報告をいただきました。

この報告を受け、新たな学校となる建物、土地の取得費用及び校舎の改修や体育館などの付帯設備の実施設計に伴う予算を計上しております。

また、町立病院の独立行政法人化に伴う資産評価費用の予算計上を行っております。

これらの諸要件を勘案し、歳入については、現時点で確保できるものを全て計上いたしましたが、歳出に対する財源不足169,240千円については、財政調整基金からの繰入金で調整しております。

その結果、平成24年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ6,369,056千円としております。

これは、平成23年度の当初予算6,006,268千円と比較しますと362,788千円増額、率にして6.0%の増額となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成24年度当初予算を編成いたしました。

当会期中に提案する関連議案とともに、ご審議の上、ご承認賜りたく、平成24年度一般会計予算の提案にあたり、その大綱を申し述べ提案説明といたしますが、詳細については、企画財政課長に説明させますので、ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

概略については、町長より説明がありましたので、款ごとに、主な費目についての説明を申し上げます。

まず歳出です。

1 款 議会費は、平成 23 年度当初予算額と比較して、16,211 千円減額となる、102,421 千円を計上しています。

減額となった主な要因は、平成 23 年 6 月から議員年金制度が廃止されたことに伴い、暫定措置による一時金等の支払財源の一部を市町村が負担することとなっていますが、平成 23 年度は支払財源が大きく不足することから共済費が大きく増額となっており、平成 24 年度につきましては、不足額が減少したため、議会共済会負担金が 11,767 千円減となったことなどによるものです。

次に 2 款 総務費は、平成 23 年度と比較して 121,616 千円増額となる 840,822 千円を計上しています。

1 項 総務管理費 1 目 一般管理費では、平成 23 年度と比較して 12,405 千円増額となる 347,610 千円を計上しています。

増額となった主な要因は、定年退職者数が平成 23 年度の 2 名に対し、平成 24 年度は 3 名であるため、退職手当が 6,145 千円増額となったことなどによるものです。

5 目の財産管理費では、平成 23 年度と比較して 109,899 千円増額となる 133,693 千円を計上しています。

増額となった理由は、三菱マテリアル株式会社が保有している中山城ヶ崎区内及び幸町区内の土地を取得するため、公有財産購入費 109,421 千円を計上しています。

なお、この公有財産購入費と同額を三菱マテリアルから、鉱害賠償登録金として歳入の 20 款 諸収入で受け入れることとして計上しています。

3 項 戸籍住民基本台帳費では、新たに外国人住民基本台帳システム等改修委託料で 7,875 千円増額となることなどから、平成 23 年度と比較して 9,615 千円増額となる 46,271 千円を計上しています。

4 項 選挙費では、平成 23 年度実施された県知事、県議会議員選挙及び鞍手町町議会議員選挙分が減額されますが、平成 24 年度は農業委員会委員選挙費として 1,356 千円の計上を行っております。選挙費全体では、12,135 千円減額となる 10,753 千円を計上しています。

次に 3 款 民生費は、平成 23 年度と比較して 75,382 千円増額となる 2,270,270 千円を計上しています。

増額となった主な要因は、1 項 社会福祉費のうち 1 目 社会福祉総務費で、後期高齢者医療療養給付費及び国民健康保険特別会計への繰出金が増額となり平成 23 年度と比較して 14,885 千円増となったほか、5 目 介護保険事務費では、介護保険広域連合への負担金増等により 10,657 千円が、8 目 総合福祉センター施設費では、給湯設備の改修に伴う工事費を計上したことで 23,335 千円が、11 目 障害者自立支援費では、新体系への移行が終了したことに伴う生活介護費等が増えたことで 78,603 千円などが増額となりましたが、2 目 国民年金事務費及び 3 目 老人福祉総務費では職員給与費分が、6 目 重度障害者医療対策費では、医療費等で 10,560 千円が、7 目 国民健康保険基盤安定費では、

基準超過費用で11,585千円が減額となったことなどがあげられます。

しかしながら、社会福祉費全体では、平成23年度と比較して、93,670千円増額となる1,486,033千円を計上しています。

次に、2項 児童福祉費のうち、2目 児童福祉施設費では、保育児童数の増加等により平成23年度と比較して55,453千円増となりますが、1目 児童福祉総務費では、職員給与費などにより3,563千円が、6目 児童措置費では、子ども手当の改正などにより57,796千円が、7目 乳幼児医療対策費及び 8目 ひとり親家庭等医療対策費では、医療給付費の減少により4,705千円及び2,827千円が減額となったことなど、児童福祉費全体では、平成23年度と比較して15,591千円減額となる749,135千円を計上しています。

次に、5項 人権推進事業費のうち、1目 人権推進事業総務費の増額と、3目 隣保館運営費の減額については、職員給与費の計上に伴う増減となっております。

次に4款 衛生費は、平成23年度と比較して24,435千円減額となる765,774千円を計上しています。

1項 保健衛生費のうち、1目 保健衛生総務費は、病院事業への繰出金が、平成23年度前期分と比較すると10,775千円減額となることなどから247,248千円となっております。

なお、平成24年度の病院事業への繰出金総額は320,978千円っており、後期分につきましては財源の状況を考慮しながら補正で対応させていただきます。

次に2目 予防費は、平成23年度と比較して357千円減額となる35,277千円を計上しています。

主な要因は、予防接種業務委託料6,278千円増、乳幼児予防接種扶助費6,634千円減となったことによるものです。

次に3目 環境衛生費は、職員給与費の減額などにより、平成23年度と比較して7,098千円減額となる29,022千円を計上しています。これには葬斎場指定管理料18,920千円が含まれています。

次に4目 健康増進事業費は、例年どおり基本検診や総合がん検診を実施するため、21,669千円を予算計上しています。

次に5目 母子保健対策費は、次世代育成支援行動基本計画に沿って母性並びに乳幼児の健康対策支援等の所要額として、16,193千円を計上しています。

次に6目 病院事業費は、町立病院の独立行政法人化に伴い新たに設けた科目で、評価委員会の設置のための経費577千円を計上しています。

次に2項 清掃費のうち2目 し尿処理費では、衛生センターの指定管理料78,742千円を含む、93,698千円を予算計上しています。

3目 じん芥処理費では、宮若市外二町じん芥処理施設の運営負担金204,371千円を含む312,030千円を計上しています。

4目 小型浄化槽整備事業費では、補助対象総数を27基から25基に減少したことに伴い、平成23年度と比較して791千円減額となり10,060千円を計上しています。

次に5款 労働費は平成23年度と比較して18,064千円減額となる26,616千円を計上しています。

主な要因は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で12,564千円減額、ふるさと雇用再生特別基金事業費で5,500千円減額となったことによるものです。

次に6款 農林水産事業費は、平成23年度と比較して60,706千円増額となる153,830千円を計上しています。

主な要因は、1項 農業費 3目 農業振興費において、活力ある高収益型園芸産地育成事業費が61,177千円増額となる一方で、水田農業担い手機械導入支援事業が6,896千円減額となったことによるものです。

次に7款 商工費は、平成23年度と比較して45,415千円増額となる88,383千円を計上しています。

増額となった主な要因は、平成24年度から中山西区用地の造成事業を、特別会計で処理することとしており、その事業に伴う特別会計への繰出金39,935千円を、2目 商工振興費で計上することとしたためです。

次に8款 土木費は、平成23年度と比較して28,617千円増額となる520,314千円を計上しています。

1項 土木管理費では、1目 土木総務費の職員給与費等の増額により、平成23年度と比較して3,971千円増額となる68,892千円を計上しています。

2項 道路橋梁費では、1目 道路橋梁費において、新たに西川改修事業費44,230千円を計上する一方で、3目 急傾斜地崩壊対策事業費15,433千円減額したことにより、道路橋梁費全体では、平成23年度と比較して30,043千円増額となる79,192千円を計上しています。

3項 河川費では、ため池等整備事業の県負担金として18,000千円計上しています。

4項 住宅費では、修繕料に3,000千円、工事費に7,002千円を計上しています。

5項 公園整備費は、大谷自然公園の指定管理料6,505千円を含む9,046千円を計上しています。

6項 都市計画費では、1目 都市計画総務費で需用費1,678千円の減額となりますが、2目 下水道総務費で、流域関連公共下水道事業特別会計への繰出金を、平成23年度とほぼ同額の298,548千円計上しています。

9款 消防費は、平成23年度と比較して、10,767千円増額となる総額329,285千円を計上しています。

主な要因は、1目 常備消防費においては、直轄広域消防本部における退職手当基金が枯渇したことに伴い、消防本部職員の退職手当に係る負担金が増えるため、平成23年度と比較して5,852千円増額となる286,183千円を計上しています。

2目 非常備消防費において、平成24年度、本町消防団が福岡県消防操法大会に出場することから、平成23年度と比較して3,415千円増となる35,953千円を計上しています。

4目 防犯費では、970千円増額となる、6,177千円を計上しています。平成24年度より、省電力化による経費削減を目的としてLED電球の防犯灯に計画的に交換していきます。

10款 教育費は、平成23年度と比較して101,396千円増額となる547,992千円を計上しています。

1項 教育総務費では、平成23年度と比較して3,478千円増額となる101,992千円を計上しています。

2目 事務局費では、第4次総合計画後期基本計画及び第5次行財政改革プランにより、平成23年度に引き続き小中学校統廃合に関わる予算として、小中学校統合整備計画策定に伴う委員報酬等を計上しています。

2項 小学校費では、平成23年度に剣南小学校及び新延小学校の校舎耐震補強工事が完了したことから、平成23年度と比較して38,618千円の減額となりましたが、新年度予算の中には、小学校体育館の耐震診断調査業務委託料3,390千円を計上しています。

3項 中学校費では、中学校統合に伴う校舎改築等整備実施設計委託料50,000千円、土地購入費27,065千円、建物購入費102,935千円を計上しています。

4項 高等学校費では、平成23年度に鞍手町立豊翔館の校舎耐震補強工事が完了したことなどから、平成23年度と比較して39,886千円減額となる12,857千円を計上しています。

5項 社会教育費では、平成23年度と比較して3,434千円減額となる77,891千円を計上しています。減額となった主な要因は、職員給与費の減額によるものです。

なお、歴史民俗資料館が、平成24年度から歴史民俗博物館となることから、新たに6目歴史民俗博物館費を設け、3,055千円を計上しています。

12款 公債費は、713,340千円を計上しています。平成23年度に比べて22,401千円の減額になっています。

以上が、平成24年度の主要事業と歳出予算であります。

次に、歳入では、1款 町税は、平成23年度と比較して6,806千円減額となる1,603,931千円を計上しています。

税目別で申しますと、1項 町民税は、平成23年度の642,143千円と比較して9,218千円減額となる632,925千円、率にして1.4%の減となっています。

このうち個人町民税は、平成23年度と比較して28,348千円減額、率にして5.1%の減となる522,301千円を計上しています。

法人町民税につきましては、平成24年度は、110,624千円を計上しています。景気の低迷が続き、現年課税分の均等割では平成23年度と比較して44社減、3,670千円

減であります。各企業の利益確保などにより、法人税割では、約23,156千円増で計上しています。これは、平成23年度と比較して19,130千円の増額で、率にして20.9%の増となっています。

2項 固定資産税は、平成24年度の評価替えに伴い、平成23年度と比較して7,846千円の減額、率にして1.0%減となる812,969千円を計上しています。

3項 軽自動車税については、平成23年度と比較して258千円の微増となる38,037千円を計上しています。

4項 町たばこ税につきましては、平成22年10月から税率が引き上げられ、喫煙離れが懸念されましたが、平成23年度、若干の増収が見込まれることから、平成24年度におきましては、10,000千円増額となる120,000千円を計上しています。

次に、2款 地方譲与税は69,000千円を計上しています。

地方揮発油譲与税は、平成24年1月までの収入実績と平成24年度の地方財政計画を考慮し、平成23年度と同額の14,000千円を計上しておりますが、自動車重量譲与税につきましては、地方財政計画では2.8%減となっていることから、平成23年度より5,000千円減の55,000千円を計上しています。

次に、3款 利子割交付金、4款 配当割交付金、5款 株式等譲渡所得割交付金及び6款 地方消費税交付金につきましては、これまでの収入状況を考慮して平成23年度と同額を計上しています。

次に7款 ゴルフ場利用税交付金は、平成23年度の収入状況を考慮し、平成23年度とほぼ同額の19,898千円を計上しています。

次に8款 自動車取得税交付金は、平成23年度の収入状況を考慮し、同額の20,000千円を計上しています。

次に9款 地方特例交付金は、「子ども手当」から「子どものための手当」への制度改正や自動車取得税交付金の地方財政への振り替えに伴い、平成24年度の地方財政計画においては67.0%財源が減額されていることから、平成23年度より14,000千円減額の6,000千円を計上しています。

次に10款 地方交付税は、平成23年度の普通交付税は、国勢調査人口の減少に伴う影響を心配しておりましたが、昨年度より約1億円増となる2,116,726千円でありました。

平成24年度の国の地方財政計画における地方交付税総額は、平成23年度に比べ811億円、率にして0.5%増となる17兆4千545億円とされ、平成23年度実績額と比較して微増となる要因がありますが、平成24年度算出に伴う基準財政需要額及び基準財政収入額において未確定要素が多くありますので、普通交付税につきましては平成23年度の交付実績を踏まえ、平成23年度当初予算に1億円増額の19億円として計上しています。

また、特別交付税につきましては、平成23年度当初予算と同額の260,000千円を計上しており、地方交付税は、合わせて2,160,000千円を計上しています。

次に11款 交通安全対策特別交付金は、平成23年度と比較して21千円減額となる3,488千円を計上しています。

次に12款 分担金及び負担金は、民生費分担金において保育児童が増加し、保育所運営費負担金の増額が見込まれることから、平成23年度と比較して4,959千円増額した84,686千円を計上しています。

次に13款 使用料及び手数料は、1項 使用料については、平成23年度の斎場施設使用料の減額が見込まれることなどから、平成23年度と比較して4,876千円減額となる92,747千円を予算計上しています。

2項 手数料については、指定ごみ袋等手数料などが減額となり、平成23年度と比較して1,452千円減額となる67,831千円を計上しています。

次に14款 国庫支出金は、平成23年度当初予算より26,672千円減額の449,127千円を計上しています。

国庫支出金のうち1項 国庫負担金については、保育児童数の増加による児童福祉費17,746千円増や障害者自立支援給付費39,420千円増額がありますが、子ども手当の改正による60,844千円減額となることなどにより7,154千円の減額となっています。

2項 国庫補助金につきましては、平成23年度に取り組んだ小学校等の耐震化に伴う国庫補助金が減額となることから、18,938千円の減となっています。

次に15款 県支出金は、平成23年度より41,134千円増額となる461,813千円を計上しています。

増額となった主な要因は、1項 県負担金において、保育児童数の増加による児童福祉費負担金や障害者自立支援給付費などが増額となったことにより26,502千円の増額となっています。

2項 県補助金において、重度障害者医療費及び乳幼児医療費減に伴う民生費県補助金や子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業などに伴う衛生費県補助金、及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等に伴う労働費県補助金が減額となる一方で、農林水産事業費県補助金で新規事業である活力ある高収益型園芸産地育成事業で57,062千円の増額、荒廃森林再生事業費で7,908千円増額などにより、県補助金としては、19,100千円増額となっています。

また、3項 県委託金におきましては、平成23年度実施の県知事・県議会議員選挙費委託金が減額となったことにより、4,468千円の減額となっています。

次に16款 財産収入は、減債基金などの積立利息などにより、平成23年度より1,168千円増額の2,111千円を計上しています。

次に17款 寄附金は、平成23年度と同様の予算計上を行っています。

次に18款 繰入金は、平成24年度当初予算編成におきましても、厳しく歳出削減を行いましたが、なお不足する財源169,240千円については、財政調整基金から繰り入れることとしています。

また、住宅新築資金等特別会計より貸付金回収分を繰入金として553千円を計上し、繰入金全体で171,795千円を計上しています。

次に19款 繰越金は、平成23年度と同額の35,000千円を計上しています。

次に20款 諸収入は、218,217千円を計上しています。これは平成23年度より98,417千円増額となっています。

主な要因は、平成23年度計上の福岡県産炭地域活性化基金24,155千円が減額となりますが、三菱マテリアル株式会社から取得する用地に対する鉱害賠償登録金109,421千円が増額となったことにより、増額計上となっています。

最後に21款 町債は、平成23年度より139,300千円増となる754,700千円を計上しています。

増額となった要因は、中学校校舎等の取得等に係る費用については、過疎対策事業債を充当することとしており、平成24年度の過疎対策事業債については、一般過疎対策事業債分が409,700千円、ソフト事業分である特別事業分が35,000千円、合計444,700千円を計上しています。

また、臨時財政対策債については、地方財政計画により国の臨時財政対策債の財源が0.4%減額されることから、本町においても、平成23年度より10,000千円を減額した310,000千円を計上しています。

これらにより町債全体では、平成23年度と比較して139,300千円の増額となっています。

以上が、平成24年度の歳入の主要項目と予算額です。

なお、これらの充当財源としましては、平成24年度性質別予算比較表を添付していますのでご参照願います。

また、予算総則としましては歳入歳出規模、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額及び歳出予算の流用について、それぞれ提案し関係書類を添付しています。

以上が、平成24年度予算の概要であります。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第24 議案第21号から日程第30 議案第27号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第24 議案第21号から 日程第30 議案第27号までの7件を、一括して提案説明を申し上げます。

日程第24 議案第21号は、平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算につきましては、保険給付費の一般被保険者療養給付費の減少に伴い、国庫支出金の減額、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費の減少に伴う、共同事業交付金の減額、前期高齢者の医療費に係る交付金の増加などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,133,594千円としております。

次に、日程第25 議案第22号は、平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合において、医療費の増加に伴い、2年に1回の保険料率の改定が行われる年度となっており、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金、後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ228,855千円としております。

次に、日程第26 議案第23号は、平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算につきましては、貸付回収金を一般会計へ繰出すこととして、予算総額を、歳入歳出それぞれ553千円としております。

次に、日程第27 議案第24号は、平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算につきましては、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ726,511千円としております。

次に、日程第28 議案第25号は、平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算につきましては、町内11個所のかんがい揚排水機場の、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ56,018千円としております。

次に日程第29 議案第26号は、平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ7,790千円としております。

次に日程第30 議案第27号は、平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算であります。

本予算は、中山西区用地の造成に伴う費用の収支について、一般会計から分離し、会計処理を明確にするため新たに設ける特別会計であります。

平成24年度は、用地内の調整池を兼ねた排水路工事費などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ59,936千円としております。

以上が、日程第24 議案第21号から 日程第30 議案第27号までの7件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第31 議案第28号から日程第33 議案第30号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第31 議案第28号から 日程第33 議案第30号までの3件を、一括して提案説明を申し上げます。

日程第31 議案第28号は、平成24年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算につきましては、浄水場改良工事に伴う経費の増加で、厳しい経営状況の予算編成となりました。

予算第3条 収益的収入及び支出では、水道事業収益296,519千円に対し、水道事業費用330,064千円で、差引33,545千円の赤字予算を計上しております。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入8,337千円に対し、資本的支出82,478千円で、差引74,141千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金から補填することにしております。

次に、日程第32 議案第29号は、平成24年度鞍手町病院事業会計予算であります。本予算におきましては、必要経費等の節減など、経営安定に努力しながら編成しております。

予算第3条 収益的収入及び支出では、事業収益2,728,641千円に対し、事業費用2,722,944千円で、差引5,697千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入135,092千円に対し、資本的支出183,865千円で、差引48,773千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金から補填することにしております。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、当初予算で総額の2分の1の計上を行い、後期分につきましては、今後の補正予算で計上する方針であります。

次に、日程第33 議案第30号は、平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算であります。本予算におきましては、必要経費等の節減など、経営安定に努力しながら編成しております。

予算第3条 収益的収入及び支出では、施設事業収益343,086千円に対し、施設事業費用342,026千円で、差引1,060千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入1千円に対し、資本的支出23,345千円で、差引23,344千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第31 議案第28号から 日程第33 議案第30号までの3件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第34 議案第31号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第34 議案第31号の提案説明を申し上げます。

日程第34 議案第31号は、専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理
分区管渠築造工事（第44工区）請負契約の変更であります。

本請負契約の変更は、管路推進中に一部礫質土が確認され、推進日進量が大幅に減少した
ことと、推進機にトラブルが発生したため、工期内の完了が困難となったため、工期を延長
したものであります。

以上が、日程第34 議案第31号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定し
ました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時13分

平成24年鞍手町議会第1回定例会会議録（第2号）						
平成24年3月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成24年3月12日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成24年3月12日 午後5時21分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

平成24年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

平成24年第1回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
4番 仲野 守	<p>1. 町上水道施設改善工事に伴う供用開始及び水道料金価格設定について (1) 上水道の供用開始及び水道料金新価格設定は</p> <p>2. 赤水対策に係る用地の確保及び一部事務組合の用地取得について (1) 泉水地区の赤水対策により改良住宅建替えに係る建替え候補地について (2) 町及び一部事務組合が泉水処分場の用地取得に係る疑問点について</p>	町 長 町 長
11番 宇田川 亮	<p>1. 学校給食について (1) 学校給食の現状と今後の見通しは（財政・回数） (2) 給食費（保護者負担）だけで、食材費を賄うには限界ではないか (3) 「教育の一環」という法的根拠から、見直す必要があるのでは</p> <p>2. 子どもの医療費無料化について (1) 県の医療費助成対象基準を上回って、実施している自治体の現状は (2) 少子化等により、医療費に対する町負担も減っている中、無料化を拡充する考えは (3) 県に対し、医療費の拡充を要望するとともに、国に対し医療費無料化制度の創設を求めている考えは</p>	町 長 教育長 町 長
5番 田中二三輝	<p>1. 「農産物のブランド化」について (1) 「農業」は鞍手町の基幹産業であるといわれているが、今でもその考えは変わりがなか (2) 過去において「農産物のブランド化」といわれているが ① どのようなイメージか ② 現在の取り組み状況は ③ 技術導入や品種改良の資金援助は (3) 鞍手の農産物を広げるためのトップセールスによる「販路拡大」の考えは</p>	町 長
1番 熊井 照明	<p>1. 町営住宅の現状と今後の建設予定計画について (1) 町営住宅の役割について、どのような認識か (2) 木造住宅が建設されている団地名と戸数並びに建設年度は (3) 公営住宅法上の構造別の耐用年数は (4) 今後、町営住宅建設の予定はあるのか</p> <p>2. 町営住宅使用料滞納問題について (1) 現在までの未納額とその戸数は (2) 3カ月以上滞納している人数は (3) 滞納の最高額とその期間は (4) 連帯保証人の効力は (5) 収入超過者、高額所得者の人数とその対応は (6) 使用料滞納者に対する今後の取り組みは</p>	町 長 町 長

平成24年3月12日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に4番議員 仲野守君の質問を許可します。

○4番 仲野 守君

通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず1番目に、町上水道施設改善に伴う供用開始及び水道料金新価格について、町長に質問いたします。

昨年9月定例会で浄水場施設改善に関わる一般質問を行いました。質問の内容としては次のような答弁を頂いております。

一つ目、改善工事の趣旨、改善工事に至る経緯について質問いたしました。

答弁として塩素では死滅しない2種類の細菌及び臭気について、厚労省より指導を受けての改善工事との答弁でした。細菌についてはクリプトスポルリジウム、ジョスミン、又臭気というふうにお答え頂いております。

2点目として、浄水場改善工事の工期について、引き渡し時期についても質問をいたしました。答弁として、2月いっぱいの工期です。3月初期には完了検査を行い、引き渡しを受ける旨の答弁でした。

3番目として、上水道の供用開始時期についても質問を行いました。答弁として4月には供用開始を行いたい旨の答弁でした。

以上質問についても、答弁についても間違いがないかどうか確認をさせて頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今回の浄水場改善工事、いわゆる高度浄水処理施設の併設にあたりましては、既存の設備を稼働しながら施工することになります。そのため完了した施設から随時中間検査を行いまして、切り替え作業を実施して行く必要があります。

○4番 仲野 守君

議長、質問の趣旨と全然話が違いますが、質問はそういうことを聞いていません。

○町長 柴田 好輝君

前段として言っているでしょう。

○4番 仲野 守君

簡潔に先程質問した分に関してだけお願いします。

○町長 柴田 好輝君

改善の趣旨は、質問者が言われたとおり菌の問題等々、厚労省の指摘においてしたということは間違いありません。その他、臭気の問題等々も非常に住民から指摘を受けていたという経緯もあります。

2番目の工期につきましては、3月の上旬には完了検査は終わっています。

供用開始、施設改良につきましては、今の施設を逐次改良して行かないといけないということで、その施設が出来上がったら県の検査を受けながら、パスクリアした場合にはそこで水を、最終的に水は12月6日に送っています。

そういうことで、若干工期等、供用開始がちょっと遅れた経緯があるかなと思っておりますが、早く供用開始が出来たことに対しては、何ら問題はないかなと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

質問した件と答弁頂いたものに対しては、ほぼ間違いないというふうに判断してよろしゅうございますね。

では、改めて質問いたします。上下水道課では、改善工事の引き渡し完了検査が終わっていない工事途中の設備を使用して、昨年12月初旬には鞍手町の全家庭に上水が供給されたようですがそれも事実ですね。もう一度お尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今前段で言うことと趣旨が違うということですが、この工事は現有施設に高度浄水処理施設を併設するために、今の設備を使用しながら更新して行くというのが工事の趣旨でございます。

だから水の前処理が出来ましたら、それを更新しながら県の許認可の検査を得まして、そして12月6日から供用開始と、そうしないと後の工程が進まないわけです。そういうことでございます。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

鞍手町にとりまして、この上水の問題というのは長年の懸案事項です。厚労省から指導を受けた2種類の細菌及び臭気等の検査を行ったのか、行っていないのか、我々議会には何の連絡もありません。

それでいいのか、どうなのか、これを行政だけが分かっているのかどうか、もう一度お答え下さい。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

水道水質検討委員会を設置しました時には、貴方はその時の検討委員会の委員長ですね。その過程があって、自分達もその中でこういうものがあつたと聞いています。それに従って粛々と工事をしたということであつて、私達が知つたとか、執行部だけが知っているとか、決してそういうことはない、検討委員会の中で粛々と経過は述べられたと思つております。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長、勘違いされたら困ります。私は水質改善検討委員会の委員長を兼ねていましたが、中間検査までの委員長ですよ。中間検査までの委員長は私が兼ねていました。中間検査を町長に提出したわけです。それを出すことにおいて現在の改善工事がなされることになつたわけですよ。

何で私が供給することまで知っているかということは、全く関係ないと思いますが、訂正して頂きたいと思つています。

議会には上水の供給や水質検査の結果、何も説明がない中で行政の真意がまるで見えない判断ではないのか、議会軽視ではないのかと思つていますがいかがですか。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

水質検査は、貴方も委員会からずっと継続して繋いでいるものでございまして、何ら私はそれに対して謝るとかは毛頭ありません。

それと、施設がそういうふうになつて来ているということは、水質が悪いからしていることであつて、議会軽視でも何でもないとと思つています。その中で検討委員会は粛々と検討されて、時期が来ればこういうことになつたと、議会にも全協を通じてされていると、私はそういう判断に立っています。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

上水を一般家庭に供給するに当たり、最終的にどなたが結論を出されたのか、これは町長ということで判断してよろしいのかどうかと、世間の一般的な常識では、改善工事の最中に施設の使用、工事の引き渡しや、完了検査が終わっていない施設を使用して一般家庭に上水を供給するようなことは、一般ではまずあり得ないことです。あり得ないことが鞍手町では

起こっているということです。これについても答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今言ったように、この工事は高度処理施設と現有施設と水を供給しながら工事を進めたという経緯があるわけです。だからその中でしかる工程になった場合は県に行って、県の許可を受けまして、水を供給しながら施設の改善をしなければいけないという工程になっているわけです。

ですから町民に許可を得るとか、皆さんの議会に許可とか、そういう整合をして行かないと工事が出来ないわけです。そういう状況になっています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

まるでむちゃくちゃな話ですね。行政だけが分かっている、議会も分からなくてもいい、町民の皆さんも分からなくてもいい。ただ供給しているから黙ってその水を飲めと。これは一步間違ると、検査の結果も誰も見ていない中で水を供給するということは、これは人体実験にも等しい、大変な暴挙だと私は思います。常識を疑いたいと思います。

また新料金設定前に、一般家庭に上水の供給を行っているのであれば、価格の改定もいらないのではないかと思います。いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今言ったように、現有施設と併用しながら水を供給する、その前の前処理施設ですから、その前段として県にこの水は良いか悪いかの検査を受けながら、これは安全な水やからどうぞ供給して下さいということですよ。

そういうことをしているので、自分達も12月何日までこうすると。工事の契約する時には工程に基づいてされているから、私は決して町民の云々とか、深く言われる筋合いではないことです。大事なことはちゃんとチェックを掛けて、安全・安心な水を送っているという判断に立っています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

意見の食い違いが甚だしいのですが、どうして議会に言うのに時間が掛かりますか。町民の皆さんにお知らせするのに時間が掛かりますか。広報等でもお知らせ出来るわけです。

どういうことで改善工事が行われているのか、水質検査の結果は長年の懸案事項でありました水質についても、このように改善が出来ました。どうしてそれが報告なされないのか。

上水の問題は行政だけが分かっていたら良いというものではないと思います。生活ライフラインに欠かせない大切な命の水です。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

だから検討委員会を立ち上げまして、経過は何らかの形で町民にはこういう業者が入札しますよ、こうしますよと広報等々で縷々説明はしているわけです。その中で色々経過はありました。高度処理施設をするために町民を軽視したとかは決してありません。これは新聞紙上を賑わした経緯もありますし、皆さんご理解をいただいています。

議会に言う、言わないとかでなく、こういうことで、こういう工事をしますよと、その中の過程の問題であって、計画どおり粛々に行ったらいいわけで、終わって皆さんに周知徹底、今度は改定ということになって行くわけです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

話を聞いていけば聞いているほど、これ程乱暴な答弁はないと思います。当然議会に連絡するぐらいのことは簡単なことではないですか。最後に1つお聞きしますが、今も検討委員会は継続してありますが、検討委員会の委員の皆さんに12月初旬から水を供給するというのを報告なされたのかどうなのか、答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

正式に町民の皆さんに12月から水を供給しますよということは、広報等で私は見た経緯はありませんが、今言うように、そこその設備が終わった時点で検査をクリアして供給しているところであって。

○4番 仲野 守君

議長、検討委員会で供給されるかどうかということをお聞きしたのですが。

○町長 柴田 好輝君

検討委員会は検討委員会に聞いて貰わないと、私はそこまで報告を受けていません。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

質問にお答えいたします。

検討委員会に於いては、1月に開催しました18回検討委員会において、12月から給水開始をしたということは報告しています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

検討委員会ではその旨検討されて、もう供給をされるということを言われたということですが、それで議会の報告は終わったということで判断してよろしいわけですね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

供給開始については議会の同意とかは議決要件にはありません。ただそれはその時点で、鞍手広報等々で住民の皆さんに周知徹底するということです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

先程も申しましたように、上水に関してはライフラインに欠かせぬ大切な命の水です。もう少し町民の皆さんに詳しく説明して差し上げる等、事前の通知が望ましいのではないかと思います。時間もありますので上水に関わるものに関しては、質問をこれで終わります。

次に、赤水対策に関わる用地の確保及び一部事務組合の土地取得について町長に質問いたします。

昨年11月25日全員協議会の中で、新延泉水地区の赤水問題について報告がありました。計画図や工程表が添えられ、3月には処理場建設のために改良住宅を約20棟解体等計画が予定されていました。

その中で地元の一部住民より、泉水地区の赤水対策に関連して一部事務組合が最終処分場として使用している用地の一角が、改良住宅建て替え候補地として検討されているがとの連絡を頂き、調査を行うと次々に多くの疑問点が出て来ました。

赤水問題については、町にとって長年の懸案事項でもあり、陳情を重ねた議員や一部の団体の皆様等が、改善に向け麻生事務所を通じて、関係省庁に対して厚く陳情を重ねた経過があります。

また赤水問題と改良住宅の移設、立て替え問題とは別の問題だと思っております。強引な施策として、立て替えの予定地を健康上の問題が懸念され、発がん性物質を多く含む焼却灰が、現在も大量に蓄積されている泉水最終処分場埋め立て地の敷地内に、改良住宅が移設されるようなことは、常識上あり得ないと住民の皆さんには返事を私はいいたしました。

そこで質問いたしますが、平成18年12月26日直方市の法務局で、国から頂いたと思える6筆の土地が新たに町の名義に保存登記された記録がありますが、間違いありませんか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

間違いございません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

また6筆全ての土地が個人用地の中に点在した里道や水路だと思われるが、里道、水路については国が管理を行っています。法定外公共物である里道や水路は贈与申請を行い、財産として国から贈与を受けるもので、町では何か事業計画があったのか質問いたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

この件に関しましては、平成18年9月にその地権者から境界の確認の申し出と、里道の払い下げという前提で協議がなされています。

これに基づきまして現地で、これは地元の区長、水路が絡んでいますので地元の営農組合長等の関係者を交えて境界の確認をして、図面と整合していない部分があったということで、これについての交換という作業を行っています。

その前段として、一部国の財産として残っていた里道につきましては、財務支局に申請いたしまして、町に移管させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町は国に対して譲渡申請を行い、取得した財産の土地の筈です。取得した町の財産を勝手に個人との交換の対象になされていませんか、それをお聞きします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは通常事務処理として対応していますが、里道、水路、町の名義になった部分については条件さえクリアすれば地権者個人に払い下げ、或いは交換というのを行っています。当然この物件も財務支局に、付け替え前提であるということで申し入れをして、町に譲渡させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

この里道や水路に関しては、わざわざ国に法定外公共物で申請をして受けた財産です。それは交換の対象にはならないというふうに国の指導では書いていますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的に払い下げというだけであれば、これは財務支局が直接払い下げという処理になります。今回は町が図面上整合性のない水路等を残すために、これは付け替えという作業を行うと。財産的には町の財産を残すということで事務処理を行っています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

副町長、ちょっと違うのではないですか。国の法律では通常個人に里道や水路の譲渡の場合は、どのように使うのかということで条件が付きます。個人の場合は国との関係は必ず金銭売買になりますが、どうして金銭売買になる町が指導を行わなければいけない里道や水路が交換の対象になったのか、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程から申し上げましたように、今回の場合は譲渡ではございません。あくまでも交換であって、町の財産、いわゆる水路等の機能保全のために通常機能交換というふうに考えています。そういった事務処理を行ったということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

交換された6筆の土地の中で、交換の対象となった鞍手町新延1292の3です。雑種地で266㎡、町が平成18年12月26日に登記をしています。

数日しか経っていない平成19年1月5日に東氏と交換になっています。その東氏と交換された土地がじん芥との売買の対象になっています。金額まで申し上げますか。

町が必要として登記をしたものが売買の対象になっているが、これはどういうことですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

この件はあくまでも町の方は交換という処理を行っています。交換後の売買については個人的なものでございますので、そこまでは町としては把握していません。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

把握していないといいますが、その事実があるではないですか。鞍手町から6筆の土地を東氏と交換されたわけですか。何のために交換されたかというのが皆目分からないわけですか。その中の1筆が売買の対象となった。

先程から副町長は交換と言われますが、交換した土地は何ですか、当然町が管理すべき水

路ではないですか。交換の対象となるのかどうか返答をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

交換した対象は水路でございます。この水路が図面上切り込みがなされていなかったと。当然管理上問題が残るということで、この部分で交換に応じたということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

副町長それはおかしいでしょう。元々町が管理をしないといけない水路がどうして交換の対象になるのですか。

わざわざ国に申請して財産の取得を行ったのに、どうしてそれが交換の対象になるのか常識では考えられないと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時29分

再会 13時39分

○議長 川野 高實君

休憩前に引き続き会議を再開します。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

時間を取らせて申し訳ございません。

まず1点目の1292番の3、この土地につきましては、元々里道ですので地番が存在していなかったということで、財務支局から譲渡申請を出しまして、許可を頂いて地番を付して分筆したということでございます。

里道関係につきましては、譲渡を受けた関係で一応町名義ということになります。水路につきましては町が管理していますが、図面の中に当時切り込みがなかった。いわゆる私有地に入っている状況になっていたということで、これは新たに分筆して確定し、その部分と里道との交換という処理をしたということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

年末の12月26日に保存登記をしまして、翌19年1月5日、僅か数日間の間に関から頂いた里道や水路が東氏との交換の対象になった。国に事業申請を行った里道や水路に関しては、通常国の法律では売買及び交換の対象にしてはならないというふうになってはいますが、

その点はいかがですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

この件に関しましては先程から申しますように、譲渡申請を受ける時に財務支局に交換前提である旨の説明をした上で承認頂いたということになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

副町長、そんなにおっしゃいますが、町が個人の便宜を図るために交換を行っただけのことで、これが違法ではないかというふうに思いますが。

またこれが売買の対象になるのかということについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

いわゆる機能交換、これを全部処分ということになれば財務支局の許可も下りないと思います。一方的に払い下げということであれば、これは直接財務支局が払い下げるということになると思いますが、先程言いましたように機能交換、里道敷きを地権者に帰属させて、水路敷きを新たに切り込んで町に帰属させるという、土地の交換ですので私の方は違法だとは認識いたしていません。

交換後の売買につきましては、当時事務処理として行っていますので、その後の個人的なことについては、実際に把握はいたしていません。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

鞍手町と東希 さんとの間で交換された土地の中で、先程言いました鞍手町新延1292-3、種目は雑種地、266㎡の土地が、じん芥処理施設組合との間で、実際に売買の対象となったわけです、実際に。土地の単価は平米当たり、何故か山の中でも宅地ということで、平米当たり1万1600円×260㎡で約308万5600円になります。

弁護士に尋ねますと、損害を与えたもので賠償の対象になる旨の話でした。個人に対して町が利益供与を行ったという判断が出来るということを知っていますが、その点はどうですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程から申しますように、当時建設課で事務処理を行っていますが、通常のいわゆる土地

の交換ということで事務処理を行っています。

その後売買とか、そういったことは当時私の方は知りませんので、通常の事務として行ったということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

副町長は通常の事務、業務だとおっしゃいますが、事実売買されたのに町が力を貸したということに現実なっているわけです。東氏とじん芥処理施設組合が売買の対象とそれがなったわけです。だから利益供与です。弁護士の先生も利益供与というふうにはっきり言っておられます。

そこで利益供与となれば、町長、首長が個人に対して利益供与の責任問題と共に、町長は土地交換に係わる責任者として、賠償の問題にまで発展しますが、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる町有地と東希 さんの地籍上の交換ということで、手続き上は財務支局等々でして、それが行政として何も用意がなかったと。

もう1つは便宜供与とか何とか、どういう形で便宜供与と何をもって言われているか知りませんが、あくまでもこの物件については鞍手町と東さんとの関係であって、便宜供与とか、等価交換であって、便宜供与が何で発生したのですか。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

利益供与というのは良く分かりますか、個人に利益を与えたということですよ。交換した土地が売買の対象になったから、交換された相手が利益を得たということですよ。事実それが利益を得ているわけです。町長は何の関係があるかと言われますが、これはじん芥の副組合長でもある町長が、この時点で気がつかなければいけないのに、これも気がついておられない。町長としての責任、じん芥処理施設組合の副組合長としての責任も重大な責任があると思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

じん芥につきましては、じん芥処理組合の中で粛々とこれは行われたと。私は当然副組合長であります、そこの所につきましては堂々とじん芥処理の方で意見を述べて頂きたい。私達は今回の東さん、それから鞍手町、土地の入り会いを整備したということであって、そのために意図的には何にもそういうことはなかったと。私達は便宜供与を図ったという判断

には立っていません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

意図的ではないと言ったって、この結果がそうになっているから聞いているわけです。売買の対象になって、売買された方が利益を得たということで、それについて町長はどのような責任を感じておられるかと。じん芥の副組合長としてどのような責任を感じておられるかを聞いています。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆるじん芥の宮若外2町の関係につきましては、その機関で質して頂きたいと。私は何もこれに対して町が個人に便宜供与を図ったということは毛頭考えていません。

○4番 仲野 守君

町長としての責任、交換の利益供与に関して。

○議長 川野 高實君

利益供与でなかったかというところを、もう一度答えて下さい。

町長。

○町長 柴田 好輝君

何にも利益供与ということは関係ありません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

その利益供与も関係ない、責任も何もないというふうに感じておられるわけですね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一部事務組合の問題は、一部事務組合の中で堂々意見を述べて下さい。私はあくまでも東氏と鞍手町の土地の関係についてしています。

一部事務組合の感想を聞かれても、そこに突き進んで、一旦決まった機関を一親組合がそういうことを軽率に言うべきことではないと私は思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

もう一度聞きます。鞍手町の町長として年末に6筆の土地の保存登記を行い、数日を於いて1月5日に交換の対象となった。それが3月20日に売買の対象になった。これが利益供

与でなくて何と言うのですか。

必ず個人が利益を得ているわけです。交換するためだけの土地の取得だったわけですか。その中で確実に金銭売買の対象になっているわけです。その辺の責任は町長としていかに考えていますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

言葉を返すようでございますが、東さんと鞍手町の関係は粛々と土地の交換ということで、これは法的に何ら抵触していない。

じん芥については、東さんが儲けたとか、利益供与を受けたとか、町がそれに荷担したとか、決して私はそういう感覚に立っていません。あくまでじん芥処理と東さんの問題であって、私はそこまでは、町として責任は感じていません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

先程から副町長もおっしゃっています、粛々と業務をこなしただけ。ですが、結果を見て下さい。わざわざ町が公印を持って行って直方の法務局で登記したわけです。

18年12月26日火曜日に登記されたのですよ。それが売買の対象になった事実があるから言っているわけです。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

結果がそうであっても、私はあくまでも粛々と東さんと鞍手町でそうやったということであって、利益供与とか9日にしようが3月にしようが何月にしようが、それは一部事務組合のことであって、私達はそれに立って粛々とやったと。何にも利益供与とかは一切ありません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

これが利益供与でなくて何ですか。あくまでも粛々と仕事をした結果がこういうことになって、仕事の仕方がまずかったわけでしょう。判断が甘かったわけでしょう。その判断の責任をどのように取るかと言っているわけですよ。判断は甘くなかったのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

判断とか、何をもって判断と言われているのですか。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

要は、副町長が事務的に事務をこなしながらやったと、しかしこういうふうには売買の対象になった事実があると。誰が何と言っても売買の対象になった事実があるわけです。

それを確実に町長、副町長さんなりの指令がないと出来ないわけであって、簡単に土地の交換なんて、議会も何も知らない中で何時交換されたか分からない状況の中であっているわけです。こういうことが実際に起こっていいものだろうかと聞いているわけです。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

何回も言っているように、役場と東さんとが交換をしたということです。後は交換されたら東さんは一部事務組合と取引を事実されたわけです。じん芥処理組合議会で議決されたから、それに対して東さんが儲けたとか、儲けないとか、一方的に聞かれても私は何にも関係ないから。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

実質売買の対象になっとなったが責任も一切考えないと。ただ勝手に土地の交換は俺がしたのだから文句があるかというような、乱暴な答えだと思います。

事務組合との緩衝地ということで、平成19年3月20日にじん芥処理施設組合が泉水の最終処分場の緩衝地を確保されました。東氏と売買契約をされたわけですが、その中で約3万5千㎡全体である中で、約1万7千㎡が売買の対象となり、残り1万8千㎡が寄贈ということになっています。

私が調査する中で、東さんがこれだけの多くの金額を寄贈された方がどういう方かなと調べましたら、とても寄贈されるような人ではないというふうに皆さんはおっしゃっていましたが、どうしてそういうふうになったのかお聞きします。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

公簿上は寄贈ということになっています。私は東さんが寄贈される方であるとか、ないとか、私が何でそこまで立ち入って、個人のプライバシーに入らないといけないですか。私は有難く頂いたという解釈です。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

売買の対象となった土地が、皆さんご存じの、民生産業では視察に行かれたのではないかと思います。全て宅地ということで判断されて売買になっています。先程も申しましたように、何と平米当たりが1万1600円。これプールすると全体で平米当たりが1万円、坪当たり直しますと3万3000円、べらぼうな単価です。

先程申しましたように、東氏から寄贈頂いたものが、何故かしら平米当たりの単価が2700円しか見ておられないと。その辺の矛盾したもの、それと尚且つ金額にして約9200万もの金額が東氏からじん芥の方に寄贈になったというふうに書かれています。

じん芥処理施設組合に寄付でなく、構成市町の住民の皆さんに寄付ですよ。勘違いなさったらいけません。構成はあくまでも一部事務組合の構成というのは、関係市町で成り立っているわけです。関係市町は我々鞍手町議会も町民の皆さんを代表して、町民の皆さんの大切な血税を使ってこの土地を購入したりと、いろいろやっているわけです。

これをあやふやなことで済ましてしまったら、私達は町民の皆さんに申し訳ないということで、敢えて聞いているのです。その辺のからくりについての答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

売買単価といいますか、用地の取得に関しては私達も不動産鑑定士を入れまして、その中で鑑定士に従いまして用地を購入した。その中で原野がありますが、例えば原野であっても実際は宅地並みのところもある、そういうことを勘案されて出たものではないかと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

そのじん芥処理施設組合と売買に係わった議案というのが平成19年3月27日、ここに議案書第4号というのがあるのですが、この中の質疑応答でいろいろ文面があります。これを読んでいると時間が掛かります。

その中で正副組合長さんで出された結論であればいたしかたないと、あそこが宅地ではおかしいですね。平米当たりの単価が1万1600円というのは何ですかというようなものがありますが、それについてどのように思われますか。副組合長としての責任にも関わると思いますが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

議会で決定したことでございますので、私から何らコメントする意思はありません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議長、質問しているのですよ。答えて頂かないと質問にならないです。

単価に関しても先程から言うように、これだけの格差があるわけです。売買の対象になった1万7000㎡は、平米当たり1万1600円です。それと寄贈を受けたものの同じ隣接した土地で2700円です。この差、それと同時に寄贈は安い金額で見ても約9200万円です。これだけのものの寄贈を受けて、議会にも報告がない、構成市町の議会どこにも報告がないというのは不思議でならないのです。

どういふふうなことで報告がなかったのか答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる寄贈というのは、自分達が議会に入る前から、前東町長、そしてじん芥の中で行った行為であるかと思えます。ただ私達は一部事務組合、それから親議会、自分達が議会に入っていい部分と、決まったことを粛々とやると、自ずからそこに聖域というのがあるわけです。

だからじん芥で決まったことは、最終結論はそこが決定権を持っているから、私達がこの場である時はそうやった、こうやったと、決議事項を覆すようなことは出来ないわけです。貴方はそこは議長までされて、組合員、議員になっていたから良く分かっているでしょう。

そういう中で一部事務組合は構成されて行かれているわけです。万が一そこで疑義あるとするなら、一部事務組合に行って、今言われたとおり、粛々と意見を言って頂いて対応したらどうですか。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長考え方がおかしいのではないですか。この親会議会の議決を反映して一部事務組合で運営なさるのですよ。一部事務組合が先に決めたものを親会ではないのですよ。我々構成市町の議会で決めたものを一部事務組合で粛々と検討する。また一部事務組合で決まったものを親会である関係市町に持って帰り検討するというのが議会ではないでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私は一部事務組合の執行部に提案されたものを親議会に報告すると、私はそういう判断に立ってきています。ただ逆の場合もあるやに思いますが、その時はこういうことがありよるよということは自然に皆さんに報告しながら、過去にも一般質問の経緯もあります。

そういうことでやって行っておりますので、一部事務組合は提案者、執行権者がそこで決

まったものは、決まったことを尊重して、いみじくも今仲野議員が言われています意見を、じん芥処理一部事務組合に行って、組合長なりに堂々と意見を述べてして下さい。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長もおっしゃたではないですか、この親会議会の決まったものを一部事務組合に持って行って検討するのだと、正しくそのとおりです。

一部事務組合でできた寄贈の問題、土地の売買の件、先程言ったように町民の皆さんの大切な血税を使っているわけです。そういうものについて、寄贈について、これだけの金額の寄贈があったということを、どうして親会議会に報告がないのですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私達は議員になって、前東町長が寄贈されたとか、そういうものについては理解をしておりませんでした。ただ執行権は一部事務組合の組合長が持っているわけです。その中で決定したこと等々につきましては、私達は各市町村議会に報告すると。

○4番 仲野 守君

報告はあっていないでしょう。寄付とか何かありましたか。

○町長 柴田 好輝君

その当時私は議員もしていないし、経過は分かりません。ただ寄付行為を受けたということは、今分かっているわけです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長は19年3月はまだ町長をなさっていなかったわけですか。町長をなさっていて一部事務組合に出ているのです。だから言っているのですよ。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

前東町長から、これは町長が一部事務組合に寄贈されたとかは知らなかったと言っているのです。

○4番 仲野 守君

報告がないという答えになっていないでしょう。

○議長 川野 高實君

議会に報告していないからという質問ですので、議会に報告したか、していないかだけ答

えて下さい。

町長。

○町長 柴田 好輝君

議会に報告したかしていないかは、今議事録を持っていませんので後で報告します。

○4番 仲野 守君

今お願いします。

○議長 川野 高實君

仲野議員、直ぐには分からないということですが、何年前の話ですか。

○4番 仲野 守君

19年の3月議会です。

○議長 川野 高實君

それが分からないとこれからの質疑が進められないのですか。

答えが議会に報告したかどうか分からないということですので、それを探すのに手間が掛かると。その問題がはっきりしないと先に進められないということですかね。それがなければ次に進められないということであれば、休憩をして探してもらいますが。

○4番 仲野 守君

そういうことでなく、質問したことについて、確実に1つずつ答弁を頂きたいということです。それが質問者としての趣旨です。

○議長 川野 高實君

町長、今直ぐ分からないのであれば、もう一度はっきり言って下さい。

町長。

○町長 柴田 好輝君

当時の担当者、関係者は退職して居ませんので、その辺の議事録等々がどういう状況になっているのか、1～2分では出来ないようでございます。後日説明させていただきます。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

関係者はいらっしゃらないかも知れませんが、町長が副組合長として必ずその席に居られたので、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その寄贈であるということは分かっていますが、その辺のところの小さいやり取りについては、私は分かりません。だからその時にどういう経過にあったかは調べないと分からない、軽率に言われないと言っているのです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

これは小さいことですか。金額もばらばらながら9200万円もの寄付を頂いて、それが小さなことだと私は判断出来ません。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

寄贈は9200万円、そこは一部事務組合と東さんとの売買の過程であって、その辺が寄贈というものは前提で審議しておりません。東さんの土地は買って、町は一部事務組合がこれだけ買ったという中で審議が進められたと判断しています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

時間がなくなりましたが最後に、今年の2月下旬に開催された一部事務組合の代表者会議の席で、町長は泉水の最終処分場の緩衝地に土地を譲渡してくれと頼まれましたね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一部事務組合には緩衝地を含めて土地をお願いした経緯はあります。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

緩衝地の持つ意味を説明して下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

緩衝地ですから地域住民の緩衝、騒音、じん芥、その他、そういうものを含めて私はそういう判断に立っています。

緩衝地につきましては、今後は設置するという事で検討は進めて行かなくてはいけないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

緩衝地とは居住区との間で、例えば一部事務組合と居住区との間で摩擦を防ぐために設けている空間のことを緩衝地と言います。覚えていただければと思います。

その緩衝地に改良住宅を20棟建てるという計画が上がっていますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一応全員協議会でも、そこは報告があったかとは思っておりますが、まだこれについては具体的にNEDOとの話がついていません。今からの協議事項です。

○議長 川野 高實君

仲野議員、時間が経過しましたので終了をお願いいたします。

これで仲野守君の質疑を終了いたします。

次に11番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして2つの点について質問をさせていただきます。

まず1点目は学校給食についてです。

学校給食法では、第1条の目的で、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとし、第2条目標で日常生活に於ける食事についての正しい理解を深め、望ましい習慣を養う。学校生活を豊かにする食糧の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこととして、学校給食は教育の一貫であるとの法的根拠が確立されています。

しかしながら国の、その時々々の食糧、農業政策により、食の安全について問題を抱え深刻化しているものもあります。これまで輸入小麦の検体から有機リン系の農薬が検出される事件が起こり、安価で調理の手間が短縮出来る輸入冷凍食品は、2002年に冷凍ほうれん草から基準値を大きく超える農薬が検出され、農薬やカビに汚染された輸入米が食用に加工され、給食用食材となっていました。

更に96年のO-157事件で、学校給食で死者も出ました。この結果、各地で子どもと食の安全を守る様々な取り組みが行われ、輸入食品よりも地産地消の推進や、一括購入を避け、規模を小さく購入すること、栄養士の全校配置等が進められています。

鞍手町の学校給食は小学校、中学校とも共同調理場方式による完全給食となっています。また安全な給食を基本にした食材購入にも細心の注意を払って来られたと思います。

まず初めに、鞍手町での学校給食の現状と今後の見通しについて、財政面と学校現場からの要望、特に給食回数についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご質問にお答えいたします。

昨年の東日本大震災及び福島原発事故等の未曾有の災害により、水産品、水産加工品、野菜類、果物等に影響が出まして価格が高騰しましたが、平成23年度の給食費の見通しとしましては、収入総額6756万2377円、支出総額6697万9155円、差引58万3222円繰越の見込みでございます。

給食回数でございますが、年間190回実施予定をしています。また平成24年度以降も公益法人福岡県給食会が安定化資金を投入し、食材の価格変動が大きくならないように図られています。

鞍手町におきましても、出来るだけ保護者負担に影響が生じないように価格変動には細心の注意を払いながら、健全な運営に努めてまいります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

平成23年度の財政面につきましては、58万円ぐらいの繰越金が出ているということですが、しかし2月23日に行われました学校給食共同調理場運営審議会に私も出ていますが、この中で報告された内容では、平成23年度に前年度の繰越金が248万円ありました。それが今年1年終わって、見込みですが、先程教育長が言われましたように58万弱ということで、前年度の繰越金を、言い方は悪いのですが、少し食い潰しているというような状況があると思います。

先程教育長が言われましたように、価格変動があって高騰しているということと同時に、先日の審議会では、来年度は今年価格を抑えさせた分が跳ね返りで、価格が高騰していくというような報告もされたと思いますが、この点についても今後の見通しとしてお答え頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

ご指摘のように、今年度見込みとしましての繰越金は58万円強ということで、昨年の繰越金は247万円強ということでございましたので、差額が189万円強出ています。

これは震災のショックと申しますか、非常に青物、或いは魚類が急騰しまして、品薄が続いたといったところから、非常に価格差が出て来ています。

来年度につきましては、今安定化にありますので、ここまではないと思いますが、もし価格高騰等がありましたら学校給食会、年間福岡県で2千万円から4千万円補填をするということを確認しています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

2千万から4千万補填するという答弁ですが、しかしながらこれはうちだけに補填されるわけではなくて、学校給食関係のところ全てに振り分けて行くというような形になって来るのだらうと思います。

来年それを見越したとしても、審議会でも言われていましたように、平成24年度は前年

度の値上がり分を価格据置とさせた分の価格への転嫁があること等から、本格的な大幅値上げが行われると、担当者の方からはっきり言われました。その時は学校給食会から云々という話はありませんでしたが、それを差し引いても今年度抑えさせた分が既に価格転嫁されることは間違いないというようなことも言われて、財政的にも非常に厳しいような財政状況になって来るのではないかと思います、その点についてもう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

現状では、平成24年度は現在の給食の内容を維持して、価格も大体運営出来るという状況下に分析をしています。ただ1つには、学校給食会が納入します食材につきましては、給食会が高騰分を補助して行きますので価格に変動がないと。

一方では地産地消という進め方もありますが、これは非常に価格変動がございます。昨年と本年度を比較しますと、大体平成22年度につきましては、学校給食会に依存した分が63%強、本年度1月末でございますが、価格が上がったという状況で学校給食会に依存した分が66%強ということで、学校給食会の方に食材を頼る部分が強くなっておる実態がございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

財政面から言えば学校給食会へ依存して、その価格高騰の分については幾らか補填はされるという見込みということは分かりました。

もう1つ、審議会の中で出ていたのが学習指導要領の変更というか、改定というか、中学校の授業時数が来年度から70時間増えると。それを確保するのにもの凄く苦労している。その中で給食回数を始業時から、若しくは始業時の次の日から増やして欲しいと。そこから給食を開始して欲しいというような意見も学校の方からも出ていました。

けどなかなか材料費、財政面の点から難しいのではないかと、やって見て少し余裕が出来ればそこから2~3回はというような話もあったと思いますが、その点について、学校の要望に応じて行かないといけないと思いますが、その点について教育長の考えをお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご指摘のように新学習指導要領で小学校、中学校ともに授業時数が1割増加しています。中学校におきましても各学年の授業が年間35時間プラスといった実態がございまして、授業時数の確保というのが非常に問題になっています。従って以前は過去平成20年度近くまでは、学校が始まりまして3日間ぐらい準備期間ということで、185日ぐらいの年間給食

でございましたが、昨年度から授業時数の確保を前提におきまして始業式の翌日から、出来れば始業式からという思いもございしますが、翌日からやりまして年間190というのを確保して行くと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

何とか子ども達のカロリーだとか、栄養のバランス等を落とさないで、回数も増やして行きたいというお考えは分かります。しかしながら、先程言いましたように、繰越金自体が単年度の収支で言えば今年度は完全な赤字だったのです。来年度はどうかというと、それもちよっと私の見込みは単年度で言えば赤字になるのではないかと思います。

学校給食の運営と安全については、政治の動向、経済状況によって左右されます。しかし現状では、それらによって左右されないように出来るだけ努力はされていますが、先程言いましたように繰越金の減といったものもあります。

現在給食費だけで食材費は運営していますが、これによって単年度で赤字、この中で授業時数が増え、給食回数も増やして欲しい、カロリーも維持し、栄養バランスも維持し、そして美味しい給食をとすることはなかなか難しいのです。

何が起こるか分からないこの状況で価格変動があって、学校給食会に依存していない部分について、財政面で言えば相当なダメージが単年度で起きてくる。そういう時に今の現状では、給食費だけではなかなか対応出来ないと思います。そういうことで、現在の食材費を給食費だけで賄うということについては限界に来ているのではないかと私は思うわけです。

そういう点について教育長と町長からも是非考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

現状では、24年度は安定化に向けた形で、本年度並の給食内容、栄養価その後も確保出来るということを給食センター等も話し合っ、そういう形で推進して行きたいと思っております。

一方では、今ご指摘のように学校給食会に依存度が高くなりほしくないかという心配もございしますが、1つには、これは保護者が非常に心配されている部分がございます。放射能問題、これは組織的に学校給食会は検査を福岡県でもやっていますし、安全・安心な食材が提供出来るという利点もございます。

九州地区の農産物等につきましては放射能汚染もございせんが、風評被害があってはなりません、安心・安全な食材を提供して、しかも栄養価は十分充足出来る形で行きたいとこのように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今質問者が言われる、給食費は将来不安定ですよということであろうかと思えます。ただ今鞍手町が保護者の自主管理というか、そういう形で運営されていますが、私はそれはそれなりに良いかなと思っております。

そういう中で、やはり23年度のように東日本の震災、天候不順等々で農作物が不安定で供給のバランスが崩れているということで、野菜等の高騰ということも言われています。基本的には、前回は500円、500円給食費を上げたという経過は聞いています。そこを上げれば問題は解決しますが、決してそれが全てかと、私は決してそうは思っていないし、そういう事態になった時は、それなりに状況を踏まえて今後保護者の負担にならないように。

ただ補助金を出すだけでなく、地産地消とか計画的に食を提供する組織も大事かなと思っております。農協青年部の方も一部については取り組みをされていますが、総合的に鞍手町の農業者が、何が提供出来るかというものを捉えながら、野菜等が高騰した場合は一時的であっても手当の検討はする課題であろうかと思っておりますので、その辺を含めて回答とさせていただきます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今の食材費の給食費だけで賄うということについては、町長も少し疑問を感じているという答弁だったと思います。

今学校の方で、早寝、早起き、朝ご飯という言葉がありますが、こういったキャッチフレーズがあるとおり、今、朝ご飯を食べる子どもが少なくなって来ている。合わせて食習慣の乱れ、子どもの生活習慣病、栄養バランスの偏り等が心身の発育に影響を与えることが、今大きな社会問題となっています。食の教育というものが重要視されています。

2004年には学校教育法の一部改正が行われました。その中で栄養教諭制度が出来ました。2005年には食育基本法が制定され、2008年には学校給食法の改正がおこなわれました。ここでは新たに第8条で児童又は生徒に必要な栄養量等、学校給食を適切に実施するために必要な基準を文部科学大臣が定め、学校設置者がその実施に努めるということが謳われています。

また第9条では、学校給食衛生管理基準が義務づけられました。このことにより学校給食は栄養補給のための給食に止まらず、学校教育の一貫であるという趣旨がより明確となり、給食を生きた教材として食育を推進する上で重要な観点となります。

そこでお尋ねしますが、現在中学校の統合、それからその先にある小学校統合といった問題も今考えているところだと思えますが、こういったものを契機にして、給食運営自体を全体的に見直して行く必要があるのではないかと思います。

具体的には、先程言いました教育の一貫という面から言えば、当面、先程町長も言われましたが、食材費購入の援助は今の運営の仕方からすれば、一部でも町の方から補助すべきだ

と思います。これについて答弁をお願いします。

また将来的に言えば、食の安全、地産地消、こういった面で言えばやはり自校方式を含めて給食の在り方自体を見直して行くべきだと考えます。というのも食の安全とえば、一括購入すれば、その中に色々な菌等が入っていれば全体にそれが広がって来る。それが小規模な購入に止まれば、一部ではありますがそこで止まるというようなこともあります。

地産地消では一括購入が中々難しいと言われていています。ですから地域の作った方の顔が見え、それが食育にもなって来ると思いますので、そういう意味で自校方式というものが今見直すべきではないかなと思いますので、統廃合という話も出ている中で、こういったものも含めて是非検討していく必要があるのではないかと思います。

当面の食材費購入の援助についても是非答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。栄養のバランス、食材購入の方法、その他ございましたが、今年度のような急激な物価の高騰、こういう厳しい状況が今後も予想されます。そういった場合、先程ご指摘頂きましたが、食材費を賄うことが出来るのかということも含めましてお答えしたいと思っております。

町長も答えられましたように、平成23年度のような急激な物価の高騰で、学校給食の運営に支障を来すような場合には、教育委員会といたしましても町長部局と協議いたしたいと思っております。

また3番目のご質問だと思いますが、センター方式の共同調理場の運営、自校方式と申しますか、その部分につきまして、統合問題と絡めてのご質問でございます。一方では社会の流れは少子化の影響で、例えばパン、或いは米食の加工委託業者が段々少なくなっていると。経営すればするほど厳しい経営状況下になるということで、現在そういった工場が減りつつあると。全国的或いは県内を見ましても、1つには共同調理場、自校方式ですね。自前で米飯炊飯が出来るような施設を持ってやって行く、将来的にはこういった考え方も考慮して、完全に子ども達が学校給食で栄養補給、或いは食育といった部分の学校給食の狙いを達成出来るように、将来的には考えていかなければならないと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

前の質問に私の考えを触れました。基本的にはそういうことでございます。今教育長が言われましたように、そういう状況になった時にはその時に協議して、あまり保護者に唐突な負担をかけるということはいかなるものかと思っております。但し自校方式とか色々ありますが、私は鞍手町の人口構成、今の児童数をした時に、今のやり方で内容を濃くしてした方がいいかなとかように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

食材購入に影響が出た時はということだけでなく、先程言われましたように授業時数が増えたということから、学校の要望を極力取り入れて、給食も教育の一貫、授業も教育ということできっちり応えて頂きたい、そのために是非努力して頂きたいと思います。

次に進みます。

子どもの医療費無料化についてお尋ねします。柴田町長になって、それまで県の基準は入院、通院とも3歳未満までは子どもの医療費は無料でした。そこを町単独で2歳引き上げて5歳未満までに拡充されました。

その後に県も県民の強い要望に応じて、小学校入学前まで医療費を拡充したということです。しかしこの間、子どもの医療費助成を拡充する自治体が今大きく広がって来ています。町として把握しているのか、中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

乳幼児医療費においては福岡県の基準を上回って実施している市町村は、平成23年4月1日現在県内60市町村の内、本町を含めて50市町村であります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

プラス、昨年の12月議会で、次から2012年度中に、例えば大牟田で小学校6年生まで拡充するとか。糟屋郡7町では小学校6年生まで、今言っているのは入院のみですが拡充する。そういった市町村が昨年の12月議会だけで沢山生まれて来ているわけです。

今年度の当初予算の説明でも、乳幼児医療費の町単費の予算が減ったという説明もされています。そういう意味も絡めて県基準を上回って、鞍手町でも無料化を拡充して頂きたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手町の医療費に対する考え方としましては再度言いますが、通院で600円、入院で1日500円を月7日間を上限としていますが、3歳以上所得制限がありますということで、通院、入院とも小学校就学前まで無料としています。5歳以上は所得制限を設けているというのが実態でございます。

ただ少子化によりまして町負担も減っている中、無料化を拡充するということですが、実際調べて見ますと、本町の入院医療の医療費は平成21年度で2602万4千円、

その内町負担が1634万円。平成22年度で3438万6千円、内町負担が1966万5千円。

平成23年度では3247万円の内、町負担は2038万8千円となる見込みであります。実際児童数は減っているが医療費は右肩上がりになっているような結果が出ています。そういう状況の中で非常にこれに係る財政的なものが厳しいなという感じは持っていますが、いわゆる乳幼児医療費の無料化の拡大については課題でございますが、財政の安定化に向けて取り組んでいるところをご理解頂きまして、将来的にこれがどうなのか私は決してそれをしないと言っているわけではありませんが、現時点では今の状況を踏まえたところ、財政の問題も考慮して頂きまして、今の時点ではちょっとと不可能であるということを申し上げます。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

財政のことも考えてくれということですが、子どもを持つ親の財政もちょっと考えて頂きたいというのがあります。

今年から扶養控除が廃止になりました。1人38万円の控除が廃止になって、その分が町の方に入って来ているという状況になっていると思います。これは税務課長が答えられるかどうか分かりませんが、この分がどのくらい上乗せ分として町に入っているのか、それをお答え頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

議員の質問になりました扶養控除の廃止の件でございますが、まず扶養控除につきましては所得税側で38万円の控除が廃止になると。それを受けた住民税につきましては24年からになりますので、まだ現状ではどれくらいの増額というところまでは算出していない状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

所得税ですね。今確定申告の時期ですが、その中で今まで子ども1人居れば38万円の控除があったわけです。高校生も12万円の上乗せがあったわけです。それが今年からなくなっている、そういう意味で言えば家計はその分もの凄く苦しくなっているのです。

かといって子どもが病気になったら医者に連れて行かないわけにはいかない。そういう意味では、県内各自治体で様々に県の基準を超えて、例えばせめて小学校3年生まで無料だとかということを決めているところが沢山出て来ているわけです。例えば1歳増やしたらどの

くらい町の負担が増えるのかだとかというのも含めて具体的に是非、町長も一概にはしませんというわけではありません。と趣旨は理解して頂いているようなので、そういうのを含めて是非検討して頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

議員は1回1回追い込み方が、枠が狭くなって来ているから、大枠として精神論は理解して頂いて、鞍手町の子どもは掛け替えのない財産でございますので、金がないからといって一辺倒で駄目というわけにはいかないところはあります。一つご理解して頂いて子育て支援については極力行政もやって行かないといけないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

全国的に見たら各都道府県がやっている医療費の助成ですが、これを見ますと、今就学前まで無料にしている、ここは最低年齢になって来ています。福岡県もそういうところですが、中には中学校卒業まで無料にしている。これは都道府県単位です。東京都とか大きな所も入っていますがそういう所もあります。

勿論県に対して拡充をこれまで以上に要望を強めて頂きたいというのがありますが、もう一つこれは47都道府県、全ての都道府県が子どもの医療費助成をやっているわけなので、この無料化制度を是非国に対して創設を求めて行くということを、あらゆる関係機関を通じて要望して頂きたいと思いますが、それについて答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

福岡県の基準を上回って、独自助成を実施している市町村は、先程申しましたように県内の市町村80%を超えている状況から、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした乳幼児医療費支給制度には、各市町村間で格差が生じていることは事実であります。これから支給制度、負担軽減、額の均一化を図るために、本町としましても近隣市町村と連携を取りながら、県に乳幼児医療費支給制度の拡充を要望して行きたいと思っております。

県の方は、全国知事会を通じて要望されていますが、町村会としましては今後そういうものを含めて、極力そういう会議の場で意見を訴えて、それに対して要望して行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

そこは是非強めて頂きたいと思えます。

一つお知らせしておきますが、先程県内の状況の中で、例えばお隣の遠賀郡4町、芦屋、水巻、岡垣、遠賀町で、岡垣町を除いて、通院については小学校3年まで、岡垣町も含め遠賀郡4町は、入院はそろって中学校3年生までに拡充するという事は、確実な情勢となっているというふうに聞いています。

ですから、そういったものの格差が広がらないように、鞍手町が本当に育てやすいというような町をアピールして行くためにも、是非真剣に検討して頂きたいと思います。

このことを要望して質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 14時52分

再会 15時00分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番議員 田中 二三輝君の質問を許可します。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告に従って一般質問を行います。

本日は農産物のブランド化についてお伺いいたします。

鞍手町の農業は本町において基幹産業であることについては多くの方々が認識されていることだと思えます。

町長も幾度となく農業は鞍手町の基幹産業であると言われていたと思いますが、今でもそのお考えに変わりはありませんでしょうか。そのことをお聞かせ頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

第4次鞍手町総合計画の基本方針や鞍手町総合計画後期基本計画の中の基本施策である、活力ある農業の推進、未来に繋がる明るい農業を支援する町と謳っているとおり、鞍手町の基幹産業であるという考えには変わりありません。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

基幹産業であるというお考えには変わりがないというお答えでした。

その農業振興のために農産物のブランド化を進めていく必要があるというふうに考えております。付加価値を高めることで農業基盤の安定と振興を図っていくというイメージで私は捉

えておりますが、町長の言われる農産物のブランド化もどのようなイメージなのかお聞かせ頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

農産物のイメージ感だと思います。近年消費者ニーズや流通販売形態も多様化、産地間競争も激化等で他市町村の農産物よりも優れた特徴、魅力ある鞍手町の農産物を安心、安全なものとして消費者に提供していくことと考えています。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

では、その考えに沿った現在の取り組みの状況、もしくは進捗状況等がございましたら教えて頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

本町におきましては福岡県のブランドである、米の「夢つくし」、「元気づくし」、小麦の「ラー麦」、いちごの「あまおう」の生産や、いちじくの「とよみつひめ」の生産、面積の拡大に取り組んでおります。

本町のブランドである巨峰では鞍手町商工会が法人化組織した株式会社「夢工房くらて」が生産しています、若摘み巨峰のワインや、若摘み巨峰のピネガー等の商品開発の支援を平成20年度より行っております。また、認定農業者が生産拡大品質向上を図るため、活力ある高収益型園芸産地育成事業に取り組み、加温ハウスの導入に伴う財政支援も行っております。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

農産物の付加価値、この考え方でいきますと、いろんな今おっしゃられた農産物の中でその生産途中の管理、または育成方法等に新たな技術を取り入れ、より健全な農産物を作成することにより、安全性を高め、消費者へ提供すると。同じ品種であっても違いがあるものを付加価値という形で商品化していく、そういう必要もあるのではないかと思います。

また、県外では独自性を持った生産方法等、もしくは独自性のある品種を開発して地域限定商品を作って売り出している。そうすることで集客力があり、農業だけではなく地域産業も発展していくという先進地があると聞いております。これらの先進地を良き手本として新しい技術の導入や、品種改良は我が町にとって必要不可欠であるというふうに私は思っておりますが、町長、この辺のお考えはいかがでしょう。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君
田中議員の意見に同感であります。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君
同感を頂きましたことに感謝申し上げます。では積極的にこの形を作って行く、そのためにももっと必要なやる気のある地域ブランドを作る時間、こういうものと若い方が生産意欲を燃やすことに前向きに取り組んで頂くためにも、ある程度の資金援助が必要になると思いますが、その辺のお考え。それと大規模化していき、黒字農家を育成していくというお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君
技術導入や資金の援助ということでございますが、鞍手町農業振興事業費補助金交付要領を制定しまして、鞍手町の基幹産業である農業の技術向上や、経営の安定並びに農業に対して意識向上を図っております。平成24年度は当初予算にも計上しております活力ある高収益型園芸産地育成事業や水田担い手機械導入支援事業に取り組み、品質の向上、品種の切り替え、収量の増収等に向けた財政支援を行うと共に、技術指導を普及指導センター、農協等と協力して行っていくこととしております。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君
鞍手町で農業をされている方、かなり若い方も多くいらっしゃると思いますし、その方々の農業生産技術は必ずしも低いものではないとも聞いております。

若い農家の方々がより一層新しいものに取り組んで行ける環境、資金的なものがあるということのを是非強く広めて行って頂きたいと思います。

話題を変えて販路拡大ということについてお聞きしたいと思います。農業者の悩みはこの販路拡大にあるというふうに聞いております。販路は拡大したいけれども、その分配送等に手間が掛かり、今は現状に甘んじているというのが現状だと聞いております。

町内外の販売店等に鞍手農産物コーナー等を設置して頂くようなトップセールスを行うことで町が指導する販路拡大ということに繋がっていくのではないかなと思いますし、生産者の意欲拡大にも繋がると思います。鞍手町の農産物をより広くアピールするためのトップセールス、そして販路の拡大に手助けをする町の取り組みについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

私が東京事務所の福岡県特産品展示コーナーに鞍手町の特産品のパンフレットやリーフレットを持ち込みまして、在京者にPRをして頂くようお願いをすると共に、東京事務所を通じまして機会ある毎に企業等に紹介して頂いております。

また、農林水産まつりや天神地区に於ける筑豊フェア等においても鞍手町の農産物の展示や即売を実施しているところがございますが、このような催し事には日程の調整が出来れば積極的に参加して行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

なかなか町長の立場で各店舗を巡ってお願いをする。私がイメージしているこの農産物コーナーというのは、各スーパー等々でワゴン1台でもその期間中に鞍手の農産物として売って頂く、そういうコーナーを貸して頂く。そういう販路拡大ということを私はイメージしておりますが、町長とはその辺は少しイメージが違うようですが、今後もトップセールスを必ず続けて行って頂くと理解してよろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

農産物に限らず作ることは比較的容易であります。販路というものは売ることが難しいという認識に立っております。

東京のみならず関西等に鞍手町出身の立派な方が居られます。その方達との協議の場を与えて頂いて機会があるごとに鞍手町のブドウやワインや野菜等いろいろなことについてお願いしている所でございます。

田中議員の言われる趣旨については私も全く一緒でございます。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

先程も申しましたが、町長が言われるワインや巨峰等についてはどこの特売所で買わせて頂いても味はよそに劣るというものではないと思っております。本当に美味しいものが出来ていると思っております。

私は非農家ですので、農産物を作る苦労や技術はありませんが、個人的ではありますがブランド化や販路拡大について微力ではありますが模索をしているところもでございます。是非そういうものが形になった時には町長と内容等についてご説明をし、ご協力頂けるところはご協力頂きたいと思っております。

農業には大きな潜在力があると考えております。生産、販売、加工、流通、そして雇用という大きな可能性があるとは私はそのように思っております。そのような鞍手町の基幹産業である農業の振興について、更なる強い決意と強い取り組みで今後も進んで行くという力強いお言葉を町長に最後に頂きたいと思っておりますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

只今縷々申し上げましたように、鞍手町は農、工、商の3本柱が三位一体になって初めて鞍手町の町おこし、地域おこしに繋がると思っておりますので、ただ行政だけのノウハウではとても迫り着きません。いろいろ良い意見がありましたらそういうものを取り組んで行って町づくりに頑張りたいと思っております。私の農業に対する基本的な考えというのは何ら変わっておりません。

更なる前進あるのみということで取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

最後にもう一度申します。とにかく農業のブランド化、これについて僕は大変意義のあることだと思います。これを成功させることによって町の振興に繋がると考えております。

是非地域ブランドを作成する新しい意欲ある農業者に全身全霊をかけて道筋を作っていくということを強くご期待申し上げまして私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

第4次鞍手町総合計画後期基本計画に、公営住宅により安心した暮らしを提供しますとあります。県営団地については八尋県営団地の建て替えが終わり、現在倉坂県営住宅団地の一部が取り壊しとされ造成も終わっております。これから建設が始まり一期工事、二期工事です約60戸が入居出来る団地が完成するという話を聞いております。町営住宅の建設については、平成23年の6月議会の一般質問にも出ておりましたので、重複する部分が出てくるかと思いますが、ご答弁の程よろしく願いいたします。

まず始めに町営住宅の役割について町長はどのようなご認識かお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町営住宅の役割は公営住宅法などに定められていますが、住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で住宅を提供することが目的と定められていますので、町といたしましてもそのように認識しております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

公営住宅法に書いてあるとおりであります。それに付け加えまして本町は人口が減少しております。その中でも他の住宅を求めて町外に転出しないようにするのも1つは町営住宅の目的の1つではないかと私は考えております。

次の質問に移ります。木造住宅については耐用年数が過ぎた空き屋は撤去をするという平成23年6月議会での答弁でした。木月の町営住宅も3、4戸ほど撤去されておまして、車を駐車する場所が少ないということで、その敷地には草が生えないようにバラスが敷き詰められております。草が生えないようにしているということは大変良いことだと思いますが、木造住宅が建設されている団地名と戸数と建築年度を教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

木造住宅が建設されている団地は町内に6団地171戸あります。建設年度は昭和28年度から平成17年度に建設しておりますが、詳細については担当課長に説明をさせます。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

木造住宅が建設されている団地名、戸数、建設年度については高ノ口町営住宅が10戸で昭和28年度、唐ヶ崎町営住宅が28戸で昭和30年度と31年度、新北町営住宅が15戸で昭和34年度、木月町営住宅が21戸で昭和36年度と45年度、榑崎町営住宅が27戸で昭和39年度と45年度、それと幸ノ浦の改良住宅でございますが70戸で平成14年度から17年度に建設いたしております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

どうもありがとうございました。幸ノ浦は平成14年から17年ということで1番新しいと思いますが、その他の住宅については昭和28年から昭和45年に建設された住宅ということでよろしいですね。

次の質問に移りますが、公営住宅法上の構造別の耐用年数についてお知らせください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えいたします。公営住宅施行令に於ける構造別耐用年数は耐火構造住宅の耐用年数が70年、準耐火構造住宅の耐用年数が45年、木造住宅の耐用年数が30年となっております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

木造住宅は30年と言われましたが、先程言われました建築年度からしますと、建築後41年から58年経過した住宅ということになります。木造住宅については耐用年数が18年から28年経過しているということになります。

木造住宅の高ノ口等ですが、屋根の葺き替え工事等は行われたことは承知しておりますが、老朽化していることは皆さんご存じだと思います。鞍手町は幸いなことに大きな災害に見舞われておりません。このまま大きな災害に見舞われない鞍手町でいられれば良いことだと思いますが、東日本大震災も想定外の事が起きております。また平成7年には阪神淡路大震災で地震による死者の内、約8割が木造家屋の倒壊による圧死という報告がされております。町民の大切な命を守り、安定した生活を保障する上での老朽化した町営住宅の建て替えは必要と考えます。これらの木造住宅の入居者全員が退去されたら全部取り壊しをして町営住宅の建設はされないのか。今後の町営住宅建設予定についてお伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

現在保有しています住宅は老朽化によりまして建て替えの必要性は認識をしております。ご存じのように一部団地では維持管理費が増大している状況にあります。建て替えの為には諸条件があります。現時点では住宅保全のため維持管理に努めていくこととしております。尚、防災等については区長さんをお願いしながら、地域自主防災組織を今立ち上げているところでございます。区単位で今何が一番この区は防災に対して危機があるかということも含めまして、それに対する防災についての訓練をしていかなければならないと思っておりますので、そういうことも含めてご理解をしていただきたい。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

今後の町営住宅の建て替えについては未定と考えて良いということですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今の状態では必要は認めるが、その中でいろいろと規制が掛かっております。町営住宅を建て替えるにはそういうものもクリアしなければならないし、今住んでいる方が100%こうですよということにはなりません。これに失敗した事例もございますので、この辺は住んでいる住民の方と慎重に意見を交わしながら進めて行かなければならないと思っております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

平成20年の3月に公営住宅のストック計画というのが立てられていると思いますが、この中では公営住宅の建て替えは、需要や社会動向や事業の進捗等を踏まえて、適宜見直しをしていきますと書いてありますが、53項に木月と榑崎ですが、建て替え予定、前期計画と後期の5ヶ年計画25年から29年の間ですが、こういうふうに書いてあるのですが、このストック計画についてはどのようになっているのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えします。この住宅のストック計画といいますのは、1点目はどの町村も非常に財政が厳しいということで、先程町長が申しましたように建て替えというのがいろいろな諸条件、特に財政上もありますが入居者の問題等いろいろな問題があって、なかなか進められないということで、1つはこの計画を立てた目的というのは既存の住宅の長寿命化を図っていくというのを基本においております。ただどうしても5年計画、10年計画という計画性が必要ということで一応出しておりますが、現実には入居者には実際に公営住宅を建て替えますと応能応益制度ということで家賃も相当上がります。今は低額の家賃ということで入居されている中で、なかなか全てをやり替えるということは直ぐには出来ないという実状もございます。そういったことから交付金事業として取り組む為には、どうしてもこういう計画を策定して、出来るだけそれに沿ってという前提がございますが、今の状況では非常に厳しいという部分があって、何とか住宅を長持ちさせる手法を取っております。そのために交付金等の申請も行っているというのが実状でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

いろいろな事情と言われるのは分かりますが、このストック計画と長寿命計画を平成25年までには作らなければならないと思いますが、長寿命化を図ると先程副町長が言われましたが、その長寿命化計画というのは作成されるのですか。それともストック計画で終わりということですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ストック総合計画も当然見直しというのが出てきます。ストック総合計画というのは今保有している住宅を出来るだけ長寿命化策を取りますということで、例えば大規模改修もあり得ると。現状では全ての団地をやりますと、応能応益制度も当然絡んで来るということで現状では何とか維持管理の方でこの対応をしていっているのが実状でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

いろいろな事情はあるでしょうが、ただ特に高ノ口は昭和28年で見られたら分かると思いますがかなり老朽化しております。壊れない内に建て替えも私は必要ではないかと思いません。

次の質問に移ります。町営住宅使用料滞納問題についてであります。

家を建てた人は固定資産税を払っておりますし、ローンが終わっていない人はローンを払っております。民間のアパートや借家に住んでいる人は家賃を払っております。町営住宅の使用料は民間でいうところの家賃であります。毎年町営住宅使用料の未納額が累増する傾向にあります。家賃を何ヶ月も払わないということは民間では到底考えられないことだと思います。そこで現在までの未納額とその戸数をお知らせください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えします。平成24年2月分までの未納額は1548万4200円で125戸あります。しかしこの中には1ヶ月分の未納額まで含んでおります。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

分かりました。平成24年2月末までで1548万4200円で、戸数は125戸で1ヶ月の人もいらっしゃるということですね。

では、家賃を3ヶ月以上滞納している人の数を教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えします。現時点で3ヶ月以上滞納している方は125人中73人です。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

先程の125人中の73人の方が3ヶ月以上滞っているということですね。

条例の中に家賃を3ヶ月以上滞納した時は入居者に対して明け渡しを請求することが出来るという条文があります。これはしなければならぬという規定ではありません。出来るという規定ですが、現在までに請求されたことがあるのかどうかお聞かせください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

住宅の受け渡しの請求はいたしておりませんが、滞納分の納入はお願いいたしますということで、電話して来ていただいて、誓約書を交わしたりして払える金額で払っていただけるように指導はしております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

建設課長の答弁の一部を修正させていただきます。立ち退きについては過去に実際2戸くらい行っております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

過去に1件だけ明け渡しをされたというのは記憶しております。ある職員が居る時に明け渡しの請求をしております。今の課長の話だとほとんどが督促をするというのが基本だと思います。私も3ヶ月以上で明け渡しの請求というのはちょっと早いのではと思います。

次の質問に移らせてもらいますが、決算書によりますと平成21年度の未納ですが125万2千4700円ありました。平成22年度の決算では141万6千3300円と増加をしております。21年度と22年度を比べますと調定額が140万5千円増えて、収入済額が23万4千円減っています。もちろん収入済額も収入未済額が163万円増えているわけですが、通常であれば調定額が増えれば収入済額が少しでも増えるというのが私は普通だと思いますが、この状況から見ますと長期滞納している人もいるのではと思います。そこで滞納の最高額とその期間を教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えします。滞納の最高額は171万6千円で、滞納期間としては65ヶ月間です。この滞納者の対応については本人と面談の上、家賃分納誓約書を作成しまして一時的に支払いがございましたが、その後支払いが滞っているため、現在内容証明通知書を発行しまして法的措置が進められるように準備をいたしている状況でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

滞納の最高額が171万6千円。65ヶ月というのは5年ちょっとということですね。こちらは今も入居されているのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

入居中でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

分かりました。結構大きな金額だと思います。

次に移ります。入居の際には連帯保証人の連署をする請書を提出すると条例の中にあります。町長が必要ないと思えば連帯保証人の請書を提出しなくても良いようになっているのですが、その条文の29条に連帯保証人の要件に該当しなくなった時は速やかに要件に該当する者を連帯保証人に立てなければならないとあります。現在入居している方で、滞納者が125人居られて3ヶ月以上滞納している方が73人ということですが、現在の連帯保証人の効力はどうなのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今議員が言われたように連帯保証人の変更については、町営住宅管理条例第29条におきまして入居者は連帯保証人である者の死亡、その他の事由により連帯保証人が居なくなった時、又はその者が入居と同時に同程度以上の収入を有し、規則で定める要件に該当しなくなった時は速やかに別の連帯保証人を立てなければならないと定められております。

町営住宅管理条例施行規則第6条に於きましては、連帯保証人を変更しようとするものは、事由発生の日から7日以内に新たに保証人となる者を定め、連帯保証人変更届及び印鑑証明及び所得を証する書類を添えて、町長に届出を出さなければならないと定められておりますが、現状では届出はあっておりませんので、担当課としましては届出がない以上、変更はないものと理解しております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

変更がないから届出がないというか、皆さん要件に該当しているということで現課はそういう認識を持っているということの良いのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

そのように理解しております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

確認はしていないということですよ。毎年家賃を算定する上で収入証明書を付けてもらっていますよね。その時でも保証人の方の分については確認をされていない。1度出されたらそのままということですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

先程も申しましたように入居人の方から申請をしていただくようになっていますので、うちの方としましては確認をいたしておりません。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

そうですね。入居人の方が出さなければそのままということですよ。現実には、では先程73人の方が3ヶ月以上滞納しているということ。3ヶ月以上長い方もいるのですが、この滞納の分について連帯保証人に請求されたことはありますか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

私の知るところではございません。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

課長も途中から戻って来たので無いと言われたのですが、この連帯保証とはどういう意味か教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

連帯保証人の効力については、民法で連帯保証人とは保証人が主たる債務者と連携して保証債務を負担すると規定されていますので、効力もそのように解されるものと考えております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

言われるとおりで、本人が払えなければ連帯保証人に請求して、連帯保証人は本人が払う分を、責任を持って払わなければならない。これからいくと連帯保証人が有効かどうか私は確認すべきだと思いますが、何の為に連帯保証人を付けて出しているのか意味が無いと思いますが、その辺どう思われますか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えします。質問議員が言われますように、本来ですと連帯保証人に請求すべきことは理解しております。ただ現実には入居者に出来るだけ面会して家庭の状況等を聞きながら、分納誓約を取るように努めている。これはまず本人から納めてもらうというのが第一義的なものがございますので、必ず本人に面談して分納誓約を作って頂いて納めて頂く。これの繰り返しをやっているという状況でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

分納の誓約は重々分かります。重々分かりますが、現実的には滞納の分が増えています。それは滞納分が増えているというのは数字上現れています。

次の質問に移ります。収入超過者は町営住宅を明け渡すように努めなければならない。これは努力義務ですね。また高額所得者に対しては期限を定めて町営住宅の明け渡しを請求するものと条例の中に書いています。収入超過者、高額所得者の人数とその対応について教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えします。現時点での収入超過者は18名、高額所得者は1名居ります。その対応については収入超過者及び高額所得者には割り増し賃料を徴収すると共に、明け渡しの通知をいたしております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

収入超過者の方が18名、高額所得者が1名で、この方について割り増しの分と明け渡しの請求をしている。高額所得者の方に対して明け渡しの請求をしているということで良いのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

先程質問議員も言われましたように、収入超過者に関してはあくまでも義務ですので通知をいたしております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

収入超過者の18名の方については努力義務ですから割り増しの分を払ってもらっている。高額所得者の1名の方には明け渡しの請求を通知していると理解して良いのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

高額所得者に関しても割り増し賃料を徴収すると共に、明け渡しの通知を出しております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

はい分かりました。

最後の質問になりますが、125名中73名の方が3ヶ月以上滞納していて、一番長い方は5年で171万6千円ということをお教えいただきました。最近の経済状況からしまして入居者の方の苦しい事情も理解出来ないわけではありませんが、このまま放置しておきますと町の財政に大きな影響を与えます。また真面目に納めている入居者の方との間に均衡を欠くこととなります。ご承知だと思いますが町営住宅の使用料は町税のように強制徴収することができません。訪問指導とか電話で出て来て頂いて分割の相談を受けているというような努力はしているとは理解しております。ただいろいろな手段や方法を講じても解決されない方については、最終的には法に訴えざるを得ないと思います。平成21年度、平成22年度の決算審査意見書の中にも滞納者対策として、長期及び悪質滞納者に対して民事調停提訴の実施など町の厳しい徴収体制を示し、滞納の一掃に最大の努力を払われるように望むと、21年度も22年度も同じ文言が書いてあります。今後の家賃滞納者に対する対応についてお伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

使用料についても公平公正の観点から徴収に取り組む必要はあります。現在家賃の取り組み状況については、担当課長から説明をさせます。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

使用料の滞納者に対する今後の取り組みについては、現在行っております督促状の送付及び電話での催告と来庁要請や訪問指導により、分割納入の誓約書を提出させるなど徴収に努めてまいります。また悪質滞納者については、法的処置が進められるように準備を整えていきたいと考えております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

督促、電話、来庁、分納、悪質滞納者の方については法的処置ということだと思いますが、近隣の自治体の中には6ヶ月以上の滞納者には、民事調停の申し立てをしております。早めに法的な措置を取るならば、入居者の方も多額の滞納を抱えることもなくなり、最終的には町にも入居者にも有利であると考えます。ある程度の基準を設けることも私は必要ではないかと考えます。滞納の額が縮減されるように一生懸命努力して頂きたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で熊井照明君の質問を終了します。

次に2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

まず、すまいるバスともやいタクシーについて。昨年10月から運行を開始いたしましたすまいるバスともやいタクシーについて質問をいたします。

運行から約半年が経ちまして、利用された住民の方からいろいろな声が寄せられていると思います。私もいろいろなところに行く先々でいろいろな声を聞いております。そこで現在まで町に寄せられた利便性を評価する意見や、逆に苦情等が寄せられていればお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

すまいるバス及びもやいタクシーについては、地域公共交通総合連携計画に基づきまして昨年10月から実施運行を開始し、5ヶ月が経過いたしました。想定していた利用者数をかなり下回っているのが現状でございます。

利用者の反応については利便性の増加や西鉄バスのくらの郷への乗り入れによりまして便利になったというご意見もあれば、乗り継ぎやもやいタクシーの予約が面倒で、利用しづらいというご意見もあります。全体的な利用実態や要望等を把握するためもやいタクシーについては、現在、利用者、登録者を対象にアンケート調査を実施しているところであります。

すまいるバスについても早急に実態調査を行い、利用者のご意見をしっかりと把握しながら利用しやすい地域公共交通体系の構築に繋げて行きたいと考えております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

町長が言われましたようにもやいタクシーの利用者がかなり少ないということを私も聞いております。そこでもやいタクシーについて質問をいたします。もやいタクシーの利用者が非常に少ないということで、運行開始から現在までもやいタクシーの利用者登録カードがどのくらい登録されているのか。またどのくらいの方がもやいタクシーを利用されているのか。そういった利用者数等が分かれば教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

もやいタクシーの利用者数は163名登録して頂いております。もやいタクシーの利用状況については現在古門線、長谷線、泉水線の3路線を1日最大4往復8便運行出来るようにしております。実証運行を開始した昨年10月から本年2月末までの5ヶ月間の利用総数は67人で、1ヶ月平均13.4人となっております。

路線別では古門線が19人、長谷線が2人、泉水線が46人となっております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

当初説明会や町内の回覧板、鞍手町のバスがいど、先程町長が言われました最近ではアンケートもと言われていましたが、そういったことで周知はされたと思いますが、まだまだ完全には行き届いてはいないのではないのでしょうか。また利用者さんはどうしても高齢の方が多くなると思いますので、再度何らかの形で分かりやすく周知を徹底する必要があるのではないかと私は思います。また、停留所も今現在の大通りだけではなく、大通りから少し入り込んだ所にも増設されたらどうでしょうか。これは私の意見です。そうすればお年寄りや身体の不自由な方の利用もかなり増えてくるのではないのでしょうか。町の見解をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今ご指摘がありました問題については、すまいるバス、もやいタクシーで運行を開始して5ヶ月ということで、非常に意見が出ているところであります。今指摘されたことも含めまして、改善に改善を重ねながら、真の鞍手町の町民の足となるような交通体系を目指して行きたいと思っておりますので、そういう要望等がありましたら、どしどし担当課の方に申し込んで頂いて改善して行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。これから先3年間の試運転期間にいろいろな問題が出てくると思います。今町長が言われましたように出来るだけ利用者さんの声が反映されるような改善をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

鞍手町の玄関の開発と活性化について質問をいたします。

鞍手町の玄関といえばJRの鞍手駅と九州高速道路の鞍手インターチェンジだと私は思います。まずJRの鞍手駅前について質問をいたします。同駅前には現在余りにも活気がありません。今確認出来るのは駅の裏の方のステーキ屋さん、駅前のお菓子屋さん、それと車のタイヤ屋さんくらいで、後は田んぼと畑ばかりのようです。駅周辺としましては余りにも閑散とした勿体ない空間だと思います。お隣の直方市の新入駅前付近はどんどん開発が進んでいまして、それに比べ鞍手駅周辺はかなり遅れているようにあります。

鞍手町としても駅前の開発活性化についての計画は、以前から多方面で行われていると思いますが、その進捗状況を町長にお伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

JR鞍手駅周辺の開発については、地元農業関係者に営農継続を希望される方が多いことから平成6年以降休止という状況になっております。

その後町と致しましても平成9年以降、当時の地域振興整備公団に駅前周辺開発の重要化について要望してまいりましたが、実現には至りませんでした。また、平成15年ごろに民間商業施設の進出計画がありましたが、この折りにも地元の農業関係者は営農継続を選択されております。しかしながらJR鞍手駅周辺は町の玄関口であり、将来中心市街地を建設することが見込まれますことから、駅周辺の開発や活性化が町にとっては重要な課題であることは十分認識しております。鞍手インターチェンジの開通に伴い、アクセス道路、遠賀川渡架橋等のインフラ整備に合わせ、土地活用も変化してきますので、今後も社会情勢や環境の変化を見極めながら取り組んで行く必要があると考えております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。駅周辺の開発が今後進み、賑やかになれば利用者さんも増え、同時に夜の明かりも増え、通学、通勤時の事故防止にも繋がるのではないのでしょうか。是非町長のご尽力で周辺が活気づくようによろしくをお願いいたします。

次に鞍手駅のバリアフリー化について質問をいたします。

鞍手駅のバリアフリー化なのですが、今駅舎までは車いすでの通行可能なスロープが設置さ

れているようですが、直方駅方面の下りホームまでは身体の不自由な人はとても行けるような状況ではありません。ある身体に障害がある方がこんなことを言われていました。JRを利用したい時がよくあるのですが、エレベーターが無いので下りホームまで行けません。エレベーターが付けばもっと頻繁に利用出来るのですがということでした。また高齢化が進み車の免許を手放された方や足が痛いとか、腰が痛いとか高齢による身体の不自由な方達が非常に多くなっております。こういった方達の為にも是非鞍手町の方からJRの方にエレベーターの設置や完全バリアフリー化の提言をお願い出来ないでしょうか。

町としての見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

只今ご指摘がありました改札口から先のJR九州の物件である鉄道用地内が、階段の手すりや点字ブロック等の整備はされておりますが、ホームに上がるスロープが無いことや跨線橋を渡ることに苦勞されている利用者が居られるということも認識はしております。町としてもこれらの問題の解消に鞍手駅は誰にも利用しやすい駅になりますように、JR九州に要望していく所存でございますのでよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。近い将来の実現を期待します。そして障害があっても鞍手町民として平等性と公平性が確保され続けられることを心から願ひまして、次の質問に移ります。

鞍手インター周辺の開発、活性化について質問をいたします。

現在鞍手インター周辺は以前より営業されております、鞍手町外からも多くのお客様を集客され、インター周辺の活性に大きく貢献されております卵屋さんの貴黄卵と新しく営業されているミニストップ、そして美容院のみで、今建設予定のナフコだけのようです。

ただ鞍手インターが出来ましてまだ間もないのでインター周辺の開発はまだこれから問題だとは思いますが、インター周辺は多くの土地活用が出来るのではないのでしょうか。町としてもインターチェンジ周辺の都市計画を行われていると思いますが、その辺の進捗状況や今後の町としての計画などがありましたらお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手インターチェンジは供用開始から約1年が経過しました。現在流入流出合わせて1日平均約3800台が利用するなど、本町を取り巻く交通環境は飛躍的に向上しております。

現在のインター出口付近に大手小売店の立地進出が決定しているのは、建設地に於いては

商業施設等の進出について地権者との具体的な協議が進んでいると聞いておりますが、関係各課にも開発についての具体的な打診がっております。町ではこれまで鞍手インター周辺農地の農用地地域からの除外やアクセス道路と産業道路の連結接点、東側9200ヘクタールの用途を、第2種住宅住居地域に変更する都市計画の決定を行った他、現在第4次総合計画後期基本計画に位置づけをしております。

インターの周辺の用途地域の見直しにも着手しております。更なる企業進出の受け皿作りと雇用の確保と定住促進を図り、町の活性化に繋げていきたいと考えております。

今質問議員が言われましたように、ナフコの進出は決定しております。また地元地権者等に企業が数社来ておりますが、そのこの詰め決定には至っておりません。状況はそういうことでございます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。開発の活性化が進み、いろいろな店舗や企業が進出してくれば、近々完成予定の遠賀川渡架橋とリンクしまして、インター周辺は活気づき、鞍手在住者の雇用の確保と町内外からの利用者さんも増え、経済効果アップにも繋がっていくのではないのでしょうか。また税収も増え財産も多少は潤うという好循環を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 川野 高實君

以上で須山 由紀生君の質問を終了します。

次に12番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして中学校の統合移転について質問いたします。

この3月議会で中学校の統合移転に関連する当初予算が1億8千万円ほど計上されています。中学校という住民にとって最も重要な教育施設を統合し、移転させようとするならば、私としては住民のコンセンサスは絶対に必要ではないかなと思います。

しかしながら住民の中には納得していない方が多くいますが、現状、私が感じるころではお構いなしに強引に進めているという印象が拭えません。今後40年、50年も子供たちが毎日通う中学校としての候補地となっている旧宮本学園跡地は大変不便で、生徒や保護者に大きな負担を負わせることになるというふうに感じます。

そこで何故住民が納得出来ないでいるのか、質問を通して明らかにしたいというふうに思います。

最初ですが、中学校の統合移転が現在進められていますが、どうも責任の所在が曖昧なように感じます。それで移転候補地を旧宮本学園跡地と決定した責任は、どなたにあるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えをいたします。室木小学校と西川小学校の統合について検討委員会を設置し、審議を行った結果、平成22年3月24日に統合は中学校を含めて、全町的な視線で再編の検討の必要があるという結論になりました。

このことによりまして、学校の再編は第4次鞍手町総合計画後期基本計画に位置付けられ、教育委員会はこれを受けて鞍手町小中学校統合整備策定委員会を設置し、学校の適正配置について検討を行いました。

その結果、中学校の統合についての基本的な方針がまとまりましたので、報告書を町長に提出し、町長がこの報告を受け、統合に向けた方針を示したところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

まとまったのは教育委員会の策定委員会でまとまって、それを受けて町長に提出したということですから、最終的には町長に責任があるということに理解していいのですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

私どもとしては昨年の3月議会で、鞍手町附属機関設置条例の一部が改正されました。そのことは町内の小中学校の再編に向けた検討ということで、議会で承認頂いたことは、この条例では小中学校統合整備計画策定委員会を設けなさいと。これに従って教育委員会は策定委員会設置要綱を作成しまして取り組んだ訳でございます。

話の内容については、11月の全員協議会でもお話を申し上げましたが、その内容で策定委員会で方向性が出ましたので、町長に報告したと。そういうように私どもとしては、組織或いは機関としてずっと流れたものをやっていったというところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

策定委員会という機関として決めたということですから、機関が責任をもつということなのでしょう。それでは策定委員会に掛けるために推進委員会というのがありまして、その推進委員会で小中学校の統合整備計画を作っているわけです。それを策定委員会の方に掛けて審議して頂いたという形にどうもなっているようなのですが、小中学校の統合整備計画を作成するには、どなたが責任を持たれているということになりますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

推進委員会については、私は教育長として推進委員長を仰せつかっております。後、町の関係で副町長、総務課長、建設課、企画でやっておりますが、そこでどういう方向でやっていくと。例えば専門学校にするとか、そういうことは出しておりません。あくまでもこれから推進していくためにはスケジュール的なもの、そして候補地として4点あるという部分です。そしてその部分を策定委員会に出しまして、策定委員会で自由な討議をして下さいということで、考え方をまとめていったという流れでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今の説明ですと統合整備計画という計画があったというわけではなくて、統合整備をする計画があったというところからいいた方がいいのでしょうか。統合整備をしたいからそういうふうに進めて行こうという話をこの推進委員会の中でしたと。ある程度形をまとめて計画として、普通だと基本理念とか、基本方針だとか、各論についてもある程度の方向性をまとめたものを計画というふうには私は捉えていたのですが、そういうものを推進委員会で作ったわけではないということですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

まとめ方については基本的な考え方というのは南北両中学校跡地、それから新しい土地、それから専門学校跡地、この4点について協議して行こうということで出してきました。

それは第2回目の策定委員会に出てきたわけですが、設置場所についての検討、今後のスケジュール、そういうものについて第2回で話しました。策定委員さんについては各学校PTAの代表の方、小学校が1名ずつ、中学校は直接関係ということで近隣の方に参加頂きました。次に地域の代表として区長会の代表、北中学校区、南中学校区、1名ずつ、教育委員長、教育長、大学の学識経験者、計15名でやってきました。その折りに策定委員さんからは何か意見を出せと言っても、何から出していいのか分からないということが出まして、それでは先程言いました4点考え方がありますと。そこから話を持って参りました。それが経緯でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手町小中学校統合整備計画策定委員会設置要綱がありますが、その目的として本町の小中学校の適正配置整備等について検討を行い、学校教育の充実に向けた小中学校統合整備計画を審議するためということで、この策定委員会が設置されています。

この所掌事務はおかしいのですが、小中学校という冠を付けながらも中学校の統合に関する

る事項について必要な審議を行うというようなことが所掌事務になっています。この辺もちょっとどうかと思います。少なくとも整備計画を審議するということが目的になっているのですが、今までのご答弁を聞いていますと、整備計画自体がどのような計画になっているのかもはっきり分からないのです。ですから整備計画自体も分からないところで、当然自由に議論して下さいと言われても、策定委員の方は議論のしようがないです。その辺どうだったのですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

小中学校統合整備計画ということでございます後期基本計画の中で。その中で当初出したのが室木と西川小学校のあれだけ厳しい環境下の中で統合が実現しなかった。今日ダブル複式ということも見えていて、それも説明した上で今のままで頑張るということで、今日室木小学校は4学級であると。複式学級が2つあります。そういう状況下も小学校は理解した上で統合はしないという結論になったわけです。そういうことで小中学校同時に統合を行うというのは非常に難しさがあると。一方では中学校で南中学校は今厳しい状況下にあります。現状を言いますと全体で4学級です。1年生1クラス、2年生2クラス、3年生1クラス。4学級になりますと正規教員の配置がクラス×2で8名です。教科は10教科あります。教科欠の教員が2名、こういう状況で中学校は教科担任制がございまして、このままほっぽっておけないという現状がありまして、まず、中学校からこの策定委員会は統合問題について検討して頂きたいと。これは私から出しました。

小学校については、小中一貫も考えられますが、まず中学校からやってみよう。そして小学校を統合するということは先程申しましたように難しさがあると。地域の要でもあるということも考えて、十分組織的なものを考えて取り組まないともまた失敗するという思いもありますし、中学校の統合は非常に急ぐという感覚をもちしております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

説明して頂きましたが、統合が必要とする背景のご答弁だったと思いますが、それは分かりますが、ここにあります統合整備計画そのものについてはどういう計画なのですか。具体的にどういう理念があるのか、方針があるのか背景がどうだったのか、どういう計画を実際に立てているのか。整備計画の内容について教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

現在のところ専門学校跡地でということでございますから、後、整備計画については、専門学校の校舎の改築と申しますか、中学校に適した改築、或いは施設設備の設置、体育館或

いは運動場、野球場、テニス場、サッカー場とプール等、そういう部分がありますし、一方では通学路の安全の確保も整備計画の中にございます。統合と言いますといずれにしても通学路が長くなる。だから通学路の安全については十分確保していかなければならないと。計画の中にはそれも入れております。もう1つは、学校の中の統合ということは校名或いは校章、校歌、いろんな部分があります。そういう準備委員会みたいなものも作らなければならない。それだけでなく教育過程の内容も南北両中学校で統合に合うように準備していかなければならない。そういう諸々の委員会等もあります。そういうものを策定委員会で報告して行きたいと考えております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

説明は分かりますが、統合整備計画というペーパーは今出来ているのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

この計画につきましては、まず、基本的には第5次行財政改革、鞍手町総合計画、この中に位置付けられまして、今の鞍手町の小中学校の状況について教育環境を整備していかなければならないという答申が出されております。ここで学校の再編方針及び計画を策定しますというような答申が出されておりますので、それに基づきまして先程から教育長が申しますように教育委員会はそれを受けまして、鞍手町小中学校統合整備計画の策定委員会を設置しました。

具体的にはこの中で計画を作っていくということで、これまで説明会でもずっと報告してきましたけれども、第1回目から6回全部で行ったわけです。その中で縷々策定委員さんに鞍手町の中学校の現状を報告し、どういうふうな形で中学校の統合を進めるかというようなことで策定委員会の中でこの計画案を作っていました。それがまとまりましたので内容をご存じかと思いますが、そこで報告書をまとめまして教育委員会、町長の方に報告をして承諾を得たと。それが終わりましたので、各小学校区に出向きまして説明会を開催させて頂いております。説明会が終わりまして、やはり通学距離が遠い所からは、厳しいご意見を頂きましたけれども、策定委員会からの私どもの感触としては概ね、一定の評価は頂いたと。中には反対の意見もございましたが、そういう判断の下に今回の予算を上程させて頂いていると。今までの流れはそういうことです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

どうも説明をして頂いていますが、その整備計画という計画そのものがペーパーになって出来ているのかも良く分かりません。町長に報告したのは報告書ですね。整備計画を

出したわけではなくて、報告書を出しただけだと思います。この中には中学校の統合についてとか、設置場所についてとか、通学方法についてとか、後は付帯事項として報告はされていますが、どういう整備計画があるのか。整備計画の形にはなっていないですね。ですからそこをお尋ねしたわけです。

次に質問を進めます。審議された中に鞍手町立小中学校の適正規模、適正配置基本方針というのが策定委員の中でお配りされています。

その中の大きな2番に、学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方というのがあります。この基本的な考え方の中の適正配置の基本的な考え方として、学校教育の充実と児童生徒の望ましい教育環境を整備するために、適正規模の中学校を実現することは、通学路の変更を余儀なくされることになる。そのため生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら配置するというふうになっています。適正配置の基本的な考え方の中には、適正規模の基本的な考え方、規模の基準というのが1番にありまして、2番としてはこれだけです。

後、適正配置の検討対象として推進の方策というのもありますが、後いろいろ統計上の資料が付いています。ということは適正配置の最も重要視されているのは、ここにあるように通学距離や通学路の安全を最優先にしようということで、適正配置の基本的な考え方が書かれています。どうも候補地として決まった所に通学距離や通学路についての基本的な考え方に沿ったような候補地ではないというふうに私は思います。鞍手町の地図上から考えても非常に不便な外れたところになります。こういう基本的な考え方の中から候補地というのが決まっていたのかお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

基本方針については議員が言われたとおりでございます。適正規模というのは中学校教育では非常に大事なことであります。統合いたしましても全校で12学級しか出来ません。12学級出来ると教科担当の教員が6教科、2人ずつ配置出来るという利点もございます。それは教育効果を上げる大事なところでございます。その教育内容、教育的視点から見るとそういうことでございますが、一方では統合と言いますと距離が伴ってきます。大事なのは保護者を含め、生徒或いは町民の皆さんも通学路の安全が一番関心のあるところでございますから、この辺も十分に検討して策定委員会で話を進めていったところでございます。

具体的には今南北両中学校は4km以内で大体通学しております。ところが統合しますと4km以上の部分が出てきます。こういう部分については既存の交通機関を使うと。西鉄バス、すまいるバス等です。4km以内については自力登校ということになるかと思っております。

そういう部分も策定委員会でいろいろ論議しまして、報告書が出来上がったわけです。5回目が終わりました報告書の案を全部策定委員さんにお渡ししまして、第6回目で確認をしたところでございます。そういう経緯を説明申し上げたいと思っております。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

私の方から新たな中学校の場所に専門学校跡地が決定した理由について述べさせて頂きたいと思います。

先程から申しますように策定委員会の中で自由な議論をお願いしましたがけれども、なかなか何も無い中で議論するのは難しいという委員さんのご意見がございました。その中で先程から言いますように両中学校の場所、それから新たな候補地、それから専門学校跡地というところで議論をしていきました。既存の両中学校の場所で統合を考えた場合は鞍手北中学校、もしくは鞍手南中学校への統合は、対等合併ということを見ると、どうしても吸収合併のような印象を与えると、生徒の心理的な面を考えると別の場所が良いのではないかとということもありました。また、両中学校の建築は既に40年以上経過しておりまして、校舎の建て替えが必要になった場合には仮校舎の場所の検討や、教育環境の確保が必要になって参ります。また、仮にいずれかの学校の校舎を利用して統合しても現在必要面積、両中学校の生徒さんを合わせて両中学校の校舎は必要な運営が出来る建物であるということから、新築の補助金が出ないということがございます。これは財政面のことですが。また、現段階で耐用年数までには7年ほどありますが、耐用年数を超えても建物の体力度等が基準以上であれば、建て替えの補助金等も出ないというような現状です。言い替えますと今から7年間はこの両中学校の場所では老朽化が進んだ校舎の中で現在の状況を解消するのは難しいというような状況でございます。

次に新規の場所に設置するということについては、広大な用地の確保と土地買収費用等が必要になってきます。これにかなりの整備とかに時間を要し、教育の本質に関わる問題が現在進行している状況から、早期に充実した教育環境の整備ということがなかなか現実的に難しくなってきますということで、新規の場所もなかなか先が見えないという状況でございます。

最後に専門学校の校舎の用地ですが、建物は新耐震基準で設計もされていますので、耐用年数を考えても十分使用可能な校舎でございますし、建物の取得の補助金もあります。

また、プールとかグラウンド等建設する用地も十分確保されているというようなことでございます。専門学校にも売却の意思があるというようなことで、当時そういう形で確認もしております。

策定委員会は専門学校の校舎見学もいたしておりますし、学校の教育関係者の先生方にも建物を見て頂いております。ご意見としては広いなという印象もありましたが、改築をすれば中学の教育環境に合わせたような改築が出来るというような評価も頂いております。

そういうことからすると一番早く中学校の統合が実現出来るのは専門学校跡地を利用して進めるのが、一番良いのではないかとというような結論が策定委員会の中で出ました。但し、先程申しましたように通学距離が長くなる生徒さんがいます。そういう部分についてどういうふうに対応していくのかというようなことが議論されて、その中で通学路の整備、

バス通学についての検討案を出しまして、一応の評価を頂きましたので、そこについて条件を付けまして町長の方に報告書を提出させて頂きました。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程も言いましたように学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方というものに沿って本来候補地を上げるべきなのです。基本的な考え方というのは生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながらということで候補地を上げるべきだと思います。

今4つ上げた以外にもある方は北小学校がいいのではないかとという方もありました。北中学校の横の分校跡地がいいのではないかとという方もありました。いろいろまだ町有地として活用出来る所はあるだろうと思いますが、そういう基本的な考え方に沿った候補地とは違う所で候補地を上げておられて、尚且つ消極的に消去法的な選考基準によって残った所がここだろうと。残った所が旧宮本学園跡地で、基本的な考え方に合っているかどうかという検証もなくきているわけです。ですからこういうところがどうも宮本学園跡地有りきで進んでいるような印象も与えますし、一番重要視されないといけない通学距離、通学路の安全確保についても後付けのような形です。まいるバスや西鉄バスを使うというようなことになってしまうわけです。結局のところ基本的な考え方が置き去りになって、非常に多くの生徒さんたちにバス通を強いるような候補地になっています。このこと自体が私は問題だろうと思います。

尚且つ、報告書の中にもこういう議論したところが出てこないわけです。基本的な考え方に沿った議論がなされているような報告書にはなってないです。これも私自身問題があるのではないかなと思っております。

次に進みますが、今までの中で町長の責任の所在というのが出て来ないわけです。統合移転を進めていますが、町長としては統合移転するのにどのように責任として関わっているのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

責任、責任と言われても何をもつての責任なのか。私は総合計画に基づいて学校教育、検討委員会を設置、立ち上げて、そして場所を決めたと。そして答申を受けました。それを粛々と今からやっ行ってこうかなという状況でございます。責任は皆さん何をもつての責任なのかははっきりと言ってもらいたいわけです。それから展開していかないと、ただ、責任、責任と言われても何の責任なのか。みんなが話し合っって総合計画も議員の皆さんが決めたではないですか。

これで行こうと。それに基づいて教育課はやったと。そして答申を受けました。後は委員会を尊重しないとイケないですよ。ただ、闇雲に責任、責任と何の責任があるのですか。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長の責任もよく分かってない方が町長になっているということが非常に不安になります。教育委員会の方で統合整備計画を決めました。それを尊重してと町長は言われるわけですが、本来予算が概算でも10億から12～13億掛かるというような事業です。そういう教育委員会が策定した計画に基づいて実施計画、どういうふう to 実施して行くか。こういう計画があつてしかるべきというふうに思います。これは鞍手町の責任として、最終的には町長の責任として実施計画を作り、実施計画に基づいて建設を進める。これが行政の常套手段なのです。実施計画についてはどのようにになりますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

教育長が言われたように基本的な実施計画が出来ているわけです。今から議決を頂けば近い将来臨時会を開いて、そして予算執行という形になります。今することは何か、縷々教育長が言われたではないですか。教育問題、教科書の問題、校章の問題とかいろいろあるわけです。そして積み上げたものが今から実施計画になって、何もかも出来上がって、安全通路もします。それは行政の責任でやらなければいけませんよ。私はそのように覚悟はしていますよ。安全なくして通学に便利が良いとか、今は私立では小学校の方は戸畑まで汽車に乗って行かれています。そんな時代なのです。

安全を守るということは私たち行政の義務であります。だからそれに向かって位置を確定して用地買収等についてご理解頂ければ。決まらない内からそんなことが出来ますか。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

実施計画もないで何で予算が付くのですか。整備統合計画は教育委員会が作った計画ですよ。それを町に下ろしてきて町が実施計画を作って、実施計画に基づいて予算を付けるのではないですか。そういう基本的な作業もされてないのですか。実施計画はあるのですか。ないのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

1つずつステップを踏んで、それについて皆さん議会の了解を得られたら、次のステップに入っていくと。じゃ宮本学園で良しということになればそれに向かってドンドン走っていくと。今までの過程は統合について一応宮本学園跡地ということ委員会が決定しているわけです。その決定を受けて実施計画、例えば小さく通学の問題、教科書の問題もありましょう。校歌の問題、予算措置の問題、過疎計画の問題もありましょう。それを積み重ねていっ

て上部団体、予算措置を講ずるとというのが正しいと。基本的なレイアウト的なものを終わってするというのは検討委員会が意志決定をしているわけです。だから学校教育は校区別に説明会に回ったということなのです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

余り関係ない答弁が多いのですが、実施計画はあるのですか。ないのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

開校するまでの実施計画というものは書類を頂いております。だから決まれば宮本学園の用地の取得を理解頂ければ私たちは粛々と取り組んで行くと。そのために学園の用地についてご理解して頂きたいということです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今決まっているのは候補地が決まっているだけです。候補地に対してどうして予算が付けられるのですか。実施計画があって設置場所を決定して、それからその土地を購入する。または校舎を購入する。そうでないとおかしいでしょう。まだ候補地ですよ。設置場所として何時決定したのですか。全然そういう報告は何もないですよ。予算も実施計画があってこそ予算が付くのですよ。教育委員会で作った整備計画に予算は付けられないでしょう。

そういう報告があって実はそういう実施計画について再度検証してもらわないといけないのですよ。町民に対してこれで実施するけれども、これでいいかどうか。今はそういう時代ですよ。先程言ったようにコンセンサス、住民との合意をどう作って行くか。これが行政に対して求められているのです。どうも分からないところでコソコソ決めて、既成事実を作って進めていこうという手法は時代遅れです。住民とのコンセンサスを最重要にして進めていくのが今の行政の在り方です。実施計画があるならあったで、それを住民に知らせて、説明して、本当にそれで良いかどうかもう一度住民に対して意見を聞く場を作るべきだと思いますが、それはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今回予算を提案しているのは、宮本学園の購入についての提案ですよ。それをご理解頂いたら合併に向かって増改築等の臨時会を開いて、皆さんの意見を合成したい。まず、そこが決まらない以上は実施計画を立てられますか。そして私がコソコソと、何をコソコソとするのですか。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

計画がない所に予算はつけられないでしょう。宮本学園跡地を買うとか校舎を買うというのは、買うための目的があるわけです。目的がないのに買えないのですよ。予算は執行出来ないのです。目的は何かというのが実施計画に基づいたものかもしれませんが、どっちが後先になっているのですか。

実施設計の予算も出ていますが、どういうふうにするというのは実施設計も実施計画があって設計があるのではないですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

話が堂々巡りをしていますが、私は宮本学園跡地の用地を確保しながら、そして皆様のご理解を頂いたら皆さんの前で臨時会を開かせて頂いて、実施計画の報告をします。

今は宮本学園の用地、校舎跡地を買うか買わないかの予算計上なのです。今度学校を作るというのは当然含みとしてそういうものは考えられますが、こうしたらこうなると何もかも積み上げて、ひょっとしたら否決されるかも知れません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

含みを持たせるという意味が分かりませんが、そこに中学校をもっていくために買うのでしょうか。購入する目的はそうでしょうか。それは何の計画に基づいているのかということ言っているわけです。堂々巡りになるから答弁はいりません。先に進みます。

住民の説明会がありまして、いろんな意見がありました。その中でなぜ行政が説明会に来てないのか。教育委員会で説明出来ないだろうと。もう一度やり直せという意見がありましたし、かんがい基金の20億円の問題、また別の場所でもっと相応しい場所があるのではないかと検討してはどうかという意見もありました。また、人口減少を含む町づくりの観点から移転場所に疑問をもつ意見等、いろんな意見がありましたが、回答出来てない質問や意見が多々ありました。その回答出来てない質問や意見に対してはどうされるおつもりかをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。町内6小学校で説明会を開催いたしましたところ、出席者総数178名、次のような質問及び意見が出されました。

主な質問内容は只今ご指摘がありましたように、中学校の統合を行う理由について。統合の

時期について。中学校の場所は専門学校跡地に決定した理由について。遠距離通学の生徒の通学方法について。通学路の安全確保について。こういう質問を頂きました。

主な意見は次のようなものです。小学校の統合も視野に入れて考えて欲しい。今後の進捗状況等を報告し、意見を取り入れるようにして欲しい。もう少し慎重に時間を掛けて場所の選定をしてもらいたい。以上が主な質問や意見でございます。

説明会に回りましたの感じですが、統合そのものはしなければいけないというような感触を受けまして、中学校は統合賛成だというような意見は随分聞きました。

策定委員会そのものも中学校統合については賛成だということです。後、付帯事項として通学路の整備、或いは校舎改築の整備、そういう部分が出ております。

4点ほど付帯事項が出ていますが、それは町長の報告書の中に入れております。

以上のような意見、質問が出ておりますが、対応出来るものについてはこれからしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

特に通学路については、現在の通学路の図面を作り上げておりますが、保護者或いは学校関係、そういうところについてもご相談していきたいと思っております。

なお、進捗状況について出来るだけ知らせて欲しいということでございましたが、策定委員会がある方向性を出さない以前に説明会に回るわけにもいきませんでしたので、策定委員会の結果を待って2月6日から連続6日間夜間に説明に回ったわけです。

聞かれる方は遅いではないかと言われるご意見もございましたが、そういう事情で今日になったというお話を申し上げました。要は通学路の危険箇所をしっかりと点検し、整備していかなければならないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私が尋ねたのは多くの質問ではなくて、先に言ったような答えが出せてない質問や意見について、どうされるのかということを行っているのです。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

先日の説明会の中で町執行部が来てないのでということでありました。教育分野のところについては教育長の方が明確に説明をしました。しかしどうしても予算とか予算執行に係る部分について私どもが答えられない部分、例えば具体的な通学路の確保、街灯、スクールバス、バス通学の方法については検討させていただきますというような答えをさせて頂きました。しかしこのことについては付帯事項の中にしっかり謳い込まれて、これを条件でというふうなことは明確に報告書の中に入っておりますので、これは確実です。但しそれを具体的にどうだ、こうだというのは説明会の中では私どもは明確に出来ませんでした。このことについては町長部局の方に、こういう意見が出ましたという説明会の報告は出しておりますので、

今後の策定を進めていく中で具体的にしていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

具体的に答えが出てない質問の中で、かんがい基金の20億円の問題、人口減少の問題、町づくりの観点からあそこの中学校の場所はどうなのかというような質問もありました。そういう問題について住民の方は聞きたいと思っている方は結構います。そういう質問に対して答えが出てなかった通学路、街灯、危険箇所の整備の問題も勿論そうです。そういったものも含めて答えが出ない内に先に進むということが、住民の方たちに不信感を与えることに繋がるのです。ですからもう一度早く説明会を開いて欲しいというような意見が各小学校で出ていました。そういうことについてどうされるのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

問題点は今、宮本学園校舎の問題を言われました。校舎の問題は一貫して行政の責任でびしゃっとしていくと。20億借りているのはその時の経過の中で、それを野放しにしているところの基金がなくなると。そこで何らかの形で枠を締めて基金を大事に使わないといかんという目的でこれを作ったわけです。しかし今連結決算になったらそんな基金とか何とかということではなくして、鞍手町一般会計の中で公会計はどうなっているのかという仕分けをするという趣旨になって、仮にかんがい基金20何億はなくなって、なくなって金がないからと言って皆さんでして下さい。それはないでしょう。一般質問で言ったではないですか。町の責任でこれは河川だからどんなことがあっても守らなければいかん。そのためには期成会等に努力して頂いて、更なる西川改修に取り組んでいくというのが実態でございます。

但し、金を返せと言っているが、今基金運用というのは状況が時々刻々と変わっています。その中で一番効率の良い運用をするのが政治手腕の1つだと思っております。決して焦げ付いたとか皆さんに迷惑を掛けるとか、決してそういう気持ちは毛頭ありません。

これが潰れたら鞍手町は沈没するのです。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

質問をちゃんと聞いて答えて下さい。そういうのを聞いたのではなくて、今町長が説明されたような説明をする会を開くかどうかを尋ねているわけで、中身がどうのこうのではありません。町民の方たちがそういうことを質問されて、当然教育委員会は答弁出来ませんから、そういう説明会を早期に開くかどうかというのを尋ねているのです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この問題はいろいろ議員さんの間でかんがい基金の問題も含めて言われました。しかし基本的にはやることはやぶさかではないです。どういう形でそういうものを1つずつ積み上げていって時期がくれば。これは12月議会が終わった時にそういう考え方とか、校舎の問題の話し合いをもたないといかんという指示は出しているわけです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

住民の人たちからそういう質問が出たわけです。だからそれに対して答える義務があるでしょう。だからそれを答える場を作るために、説明会が早期に必要ではないかと言っているわけです。中身がどのと言っているわけではないのです。住民の前でそのように説明をしたらいいではないですか。説明会を開くかどうかを尋ねているわけです。十分説明が出来るのなら何時でも開けるのではないですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今回の予算がまず承認頂けばやるその中でやる、やらないは決めていきます。まず、今回は約1億4千万円の予算計上であって、今から実施段階になって宮本学園、校舎の問題、いろいろあるでしょう。それはやっていかなければならない。私は答申の中でそういうものは具体的に時期が来たら必要とあれば説明します。私は何も逃げ隠れはしません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

住民の人たちは質問をしているということは、そういう答えを聞きたいわけですから、早くして下さい。3月議会が終わったら直ぐするような答弁だけでも、最終的には時期を見てということで何時なのか分かりませんので、早くして下さい。

次に、住民説明会の中で一番多かった質問は、通学に関することでした。旧宮本学園跡地に移転した場合に安全な通学路の確保の見通しについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

専門学校の場所に学校を設置すると当然通学距離が長くなる生徒が出てきます。そのため生徒が安全、且つ安心して学校まで通える通学路案を教育委員会としまして作成しています。

今後は保護者や地域の方々、学校の先生方の意見を聞き入れながら通学する上での危険な場所等の洗い出しを行い、歩道等の整備が必要な県道については県に要望し、町道については町の取り組みとして統合までに可能な限り改善を行い、安全な通学路を設定して参りたい

とこのように思っておりますし、事実説明会でも出ました意見については、町長部局に報告をしております。そういう取り組みが現状です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程も言いましたが、学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方の中で、統合に向けた条件整備として、通学路の安全確保というのが一番にきています。子供たちにとってより良い教育環境を整えること。通学路が長くなるということがより良い教育環境かどうかというのは疑問に思いますが、その一番目に通学路の安全確保。中身は、統合により通学路の変更が伴うが生徒の安全が確保出来るように安全な通学路を検討し設定するという事になっていくわけです。

報告書の中の付記事項として、これは条件になっています。生徒の安全が十分確保出来る通学路を設定すると共に、危険と思われる箇所については改善を行うこと。また、詳細については保護者や学校の意見を聞きながら実行する。

開校までに安全な通学路を確保しないと私は行政としての責任が果たせないのではないかと思います、見直しについてもう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

これから統合に向けて最終的に平成27年4月には統合という方向性、早ければ26年4月ということですが、両方やっておりますと非常に保護者も混乱していくと。27年の4月には両中学校は統合出来ると考えています。それに並行して通学路整備、その他いろんな条件を整備していかなければならない。これから24年度は準備段階、25年度、26年度に掛けて全て完結していく形になるかと思えます。ご指摘のように通学路が一番の問題ですので、危険箇所を早急に洗い出し、安全な通学路の確保に向けていきたいと思えます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

話は変わりますが、12月議会で統合問題について質問しました。その際にバスに乗ってみてください、また自転車で走ってみて下さいと要望していますが、実際にバスに乗ったり、自転車に乗って学園跡地まで行ったことがありますか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えします。実際にバス、自転車等では行っておりませんが、候補に上げております通

学路について教育委員会の職員で、そういう設定をするために公用車で想定される通学路については実験をしております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

公用車ではなかなか分かりませんですね。実際に自転車に乗って、またはバスに乗ってみて下さい。全然車で走ると、歩いたり、自転車に乗ると違います。そうしないと本当にどこが危険なのか分からないと思います。そういうことをした上で通学路を設置して下さい。

それと私が一番心配するのは数年後には遠賀川架橋が架かるでしょう。架かると今言われているあの候補地の周辺が一番交通量が増えるのです。これを一番心配しています。

路側帯も狭いし、自転車は中学生は一列に並んで走れと言ってもなかなか一列に並んで走らないのです。交通量が増えないと橋を架けた意味もないわけです。実際問題として大体どれくらい交通量が増えるのか想定されていますか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

手元に具体的な資料を持ち合わせておりませんが、確かに日交通量が1万1千まで増える。現在が6千から7千ということだったと思います。

それと周辺、言われますように歩道が狭いということは十分承知しております。これはあくまでも教育委員会が最終的に通学路を父兄、関係者と協議した上で決定していくこととなりますが、想定される部分については、町道部分は国庫補助事業に乗るように手続きを行っていきたいと思いますし、当然過疎対策事業が使えるものは道路改良というものも考えております。それから幹線道路が主になるのではないかというふうに思っておりますが、それはほとんど県道かなと思っております。

当然、町上げて県に要請していくということになるかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1にも2にも安全に通学してもらおうというのが一番です。それを今の保護者の方たちは安全に通えるように町が対策してくれるのだろうか。今でさえ暗い道路を自転車で通っている。それが統合して遠くに行くと、じゃ、分かりました。直ぐしますというふうに出るのですかと思っておるわけです。非常に不信感があります。それが幾つも小学校の中で出ていました。それにどう答えるか。また、それをどう住民に説明するかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

先程から申していますように教育委員会の方で通学路案を作っておりますので、今後はこれを叩き台としまして、来年度も統合に向けた策定委員会の方々にご協力願ひまして、今後これが通りますと中学の方でも中学校統合、これは先生方ですが、準備検討委員会なるものも立ち上げるように計画をしております。

また、その中で通学路の案、保護者の代表者の方、地域の代表者の方にご検討頂いて、安全が出来るだけというか、最大限に安全が確保出来るように準備を進めて行きたいという考えでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今までいろいろな質問をしてきましたが、どうも住民との合意形成をするための努力をしようというような姿勢が町長には余り見えないのです。中学校の統合、移転は今通っている保護者の方は勿論ですが、小学校に行っている人、また、保育所に行っている人、結婚しているが子供がいないが将来子供を持ち学校に通わせようと思っている人、または両親が鞍手町に子供たちに帰って来て欲しいと思っている人たち、いろいろな人たちの思いがあると思います。そういう人たちの思いにどうも応えていない。もうちょっと、住民に迎合する必要はありませんが、東日本大震災の中でよく言われる住民に寄り添う行政、住民の心に響くような行政が一番大事だろうというふうに思います。もっと謙虚に進めないといけないのではないですか。それが一番鞍手町には欠けています。もっともっと住民に情報を出して、もっと丁寧に説明して、本当の意味での住民に理解をしてもらい、納得してもらおう努力をこれからもして下さい。この中学校の問題だけでなく、あらゆる問題についてそういう姿勢で臨んで欲しいと思います。要望して私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私は高圧的なことなどしていませんよ。住民の総意を汲んで、その中で行政をしていっているのです。何も私が情報を握ってしていることはありません。町づくりは建設的な意見を出して。ただ、ここはこうだと。それはいいですよ。片やこうなった時にはいいではないかという意見が出たとしてもおかしくない。ただ、一方的に私が住民コンセンサスに何とか。私は一生懸命しているのにそんなことを言ってもらっては困ります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎 邦博君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 17時21分

平成24年鞍手町議会第1回定例会会議録（第3号）						
平成24年3月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成24年3月14日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成24年3月14日 午後4時53分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款
- 日程第3 議案第5号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算
- 日程第19 議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

- 日程第24 議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成24年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算
- 日程第28 議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第29 議案第31号 専決処分の承認（鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区
管渠築造工事（第44工区）請負契約の変更）

平成24年3月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

12月議会で定住促進奨励金の条例が可決されましたが、これについて過疎の事業計画の中に組み込まれています。ただこれは10年間の事業で、過疎の事業計画では27年度までということになっていますが、27年度以降定住促進の交付金の財源としてはどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

定住促進奨励交付金事業につきましては、実際にこの事業で発生する予算につきましては、平成25年度から発生する形になります。これは過疎対策事業債の中で、ソフト事業分として上がって来ます。

実際に費用としましては、奨励金で交付した額につきましては、それを過疎債でソフト事業分として過疎債で上げるという形になって来ます。

ただソフト事業分につきましては、鞍手町全体で3500万円という枠がございますので、その枠の中で他のソフト事業との関係で、財源を調整しながら行っていきたいと思っております。

27年度、過疎債が消えた以降につきましては、一般財源で補っていくという形になると思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

中学校統合の整備事業で過疎債の事業内容の変更が幾つか上がっています。この3月議会におきまして、過疎債を変更する主な理由、3月議会でなければならなかった理由について教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まずこれまで統合について教育委員会の方から色々説明いたしてきています。まず第1点目に、今の教育環境を早期に改善するというのがございます。

第2点目は、いわゆる財政上の問題ということで、一応事業期間、過疎債が利用出来るのが27年度までということになっていきますので、こういった点を考えて、行程とかこれからの対応の仕方といったものを含めて今回計上させて頂いています。具体的には企画財政課長より説明させます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回の過疎計画の変更につきまして、今議会で提案させて頂いた理由につきましてお答えします。お答えする中で、まず過疎債の変更につきましては地方債の申請と大きく関係がございまして、まず地方債の現状についてご説明させて頂きます。

地方債の起債計画の申請の提出、いわゆる起債の申請というものにつきましては、年間2回ございます。5月の上旬が第1次、11月中旬頃に行われますのが第2次というふうになっています。

平成23年度の本町の起債の申請につきましては、第2次という形で予定していました。この過疎債の財源につきましては、国の地方財政計画におきまして定められておまして、平成23年度につきましては2700億円という枠がございました。ただ一次申請が終わった段階で、この枠を大きく超える状況になっていました。9月の上旬だったと思いますが、県の方から国の財源を大きく上回っているということで、1次の段階で11%をカットするという旨の通知を受けています。

本町におきましては2次の11月で申請をしていましたので、その段階で2次の枠が危ぶまれたということがありました。そういう状況になっていました。

ただ国の3号補正におきまして、過疎債枠を200億円国が追加されて2900億円という形で過疎債枠が増やされておりますので、それに伴いまして1次分の11%がカットされると共に、本町の2次分につきましても全額を同意頂いたというような形になっています。

ただ平成24年度以降につきましてもこのような状況が想定されますので、可能な限り安全な方法という形で、是非1次の方で申請をさせて頂きたいということで、今回の3月議会の提案という形にさせて頂いています。

過疎債を申請するに当たりましては、過疎計画にこの計画を計上する必要がございまして、3月議会に過疎計画の変更をさせて頂いたという状況になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすれば、昨年状況を踏まえて2次で申請すればどうなるか分からないということが1つですね。それと第1次の申請が5月上旬ですから、この3月議会でないと間に合わない

ということですが、本年度の過疎債の枠というのは全体でどの位になっているのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。当初予算におきましては、過疎債につきましてはハード分、ソフト分を含めまして2億9540万円を計上させて頂いています。

その内3号と今回の4号で補正をさせて頂きまして、今回の4号補正後で申しますと1億9830万円が過疎債に充当するというので計上しています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

国全体のことを聞いたつもりでしたが、先程23年度が2700億円と言われていましたので、今年度はどういうものなのかと思ったものですから。

もう1つ、具体的中身として校舎取得、教室の整備等々、太陽光発電の設置だとか、グラウンド等が色々ありますが、先日の一般質問から色々言われています通学路の安全整備に対する、それが過疎債に該当するのか分かりませんが、この中に今後そういうものが含まれて来るのでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

通学路に関しましては、これまでも申しましたように最終的には学校、教育委員会、保護者の方達と検討して、問題箇所を洗い出すということにはいたしています。現時点では教育委員会で想定される通学路を設定しています。

新たに通学路と思われる場所が県道で約8km、町道で約6.5kmございます。その内歩道の未整備箇所は、県道で約500メートル、町道で2km強ということになっています。この部分につきましては、今後、先程言いましたように教育委員会の方で、そういった機関と検討して、最終的に通学路を決定するという事になっていくと思います。

その上で過疎債のメニューとして計上出来るものがあれば上げて行きたいと、これについては、今言いましたように正式に通学路が決定した段階で再検討を行いたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先程のご質問で国の状況ですが、平成24年度の国の地方財政計画では、当初2900億円という形で予算が組まれています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今度変更になっています市町村道路のところですが、八尋、長谷、室木の道路改良工事が新しく加わっています。これは場所がどこかということと、どういう改良になるかということが1つと。もう一つは、先程の宇田川議員の関連ですが、県道の歩道が500メートル、町道としては2kmが未整備というようなことで、これも過疎事業に乗るかどうかという質問がありました。

歩道の整備は勿論必要ですが、通学する際の自転車が恐らく多いと考えられます。車道と歩道の間路側帯というか、自転車が通るところをどう取るかということが、私は重要ではないかなと思っております。道路幅を広くしないとまずいかなと思いますが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。八尋、長谷、室木線の道路改良につきましては、平成24年度、県の方でたぶ木橋という橋を架け替えるようになっていきます。そのたぶ木橋から長谷の入り口に高木というところがございしますが、その間の約800メートルを、幅員を6.5メートルで道路改良するように計画しています。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

補足させていただきます。この八尋、長谷、室木線はご存じのように西川の改修に伴って橋梁の架け替えという案件が出ています。これは通常ですと、現在2径間、いわゆる真ん中に橋があるのですが、これを1径間、いわゆる1本で架けるといいう工法になってきます。この場合は質が向上するということになりますので、この部分については町が負担という決まりがございします。

これは全額町単費ということでは厳しいものがありますので、これは過疎事業に乗るか乗らないかがありましたので県と協議しまして、路線として改良計画があるという前提の下に過疎債が充当出来るということになりましたので、この分を計上させて頂いています。

もう1点の歩道の件でございしますが、これは先程質問議員が言われたように、今後通学路を最終的に決定していくという中で、道路の幅員が問題になってきます。これについては現地調査をした上で、自転車、歩行者道路が出来れば一番理想だと考えていますが、どうしても出来ない場合は路側帯を広く取るということも必要になって来ると思います。

可能な限り道路を拡幅してという対応になろうかと思っております。これについては、まだ詳細に把握していませんので、通学路が決定した段階で現地調査を行った上で、どの手法が良いかというのは検討して参りたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程企画財政課長の説明で、23年度においては一次の申請の際に11%カットされたというような説明がありましたが、実は市町村支援課の理財課の方に私も行きましてお尋ねをした経緯があります。その際には2900億については大体満額出せたようなお話だったのです。ですから先程の説明とちょっと食い違うところがあったのですが、申請も一次、二次の申請、勿論早い方がいいに越したことはないのですが、一般質問の中でもちょっと質問させて頂いたように、どうもあやふやなところがあったり、きちんと計画書としてあるのかどうかみたいなのというところもありましたので、その辺について申請の際におそらくそういったものも添付しないといけないと思います。その辺についてもう一度説明して頂けますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

只今のご質問の件ですが、ご質問議員が支援課で伺われた内容はどのようなものか私は把握をしていませんが、間違いなく昨年9月に、これは電子メールでその内容の文書を頂いています。

その段階では、町としては1次分が11%カットされるというような状況がありましたので、当然これは国の予算の2700億円を11%オーバーしていると。厳密に言えばハード分が11%オーバーしているという形になっていますので、当然国の予算がそれをオーバーしているということであれば、2次分は必然とその枠が危ないというふうに、その部分で心配しています。

最終的には先程申し上げましたように、3号補正で200億円追加されましたので、町としても2次分も全額同意して頂いたという状況です。ただこの同意につきましてもつい最近のことですので、それまでは中々安心な財源確保になっていない状況はございました。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

2点目の申請時にあたってということですのでございます。これは今過疎債のお話をしていますが、実質的には国庫補助事業を申請して、その補助裏に過疎債を充当するという手続きになっていこうと思います。

国庫補助を申請する時に、ある程度の具体案、レイアウトといったものと、今後のスケジュールといったものは提示することになっています。その辺は実際作っています。最終的にそれを受けて実施設計を委託して、完全な設計書的なものを作って申請していくという段階になって来ます。

24年度はそういう実施設計を含めて用地取得等を申請する、25年度は建物関係といったものを補助金申請という流れになって来ます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款を議題とします。質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

役員及び職員のところで理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内と。第9条におきまして、理事長及び監事は町長が任命するとなっていますが、具体的にどういふ方が役員になられるというふうに想定されているのか。また、院内、院外とあると思いますがそれも含めて教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

役員につきましては、一般的に今まで地方独立行政法人に移行したところでは、理事長には大体院長が就任されている。副院長とかが副理事長になられ、その外理事には事務方或いは看護師、医師といったもののトップの方々が就任されているという状況がありますので、大体そういった方向性だと思っております。

監事につきましては、法の中で弁護士、公認会計士、税理士、その他監査の実務に精通している者の中から任命するということになっていますので、そういった専門家の中からお願いするというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

基本的に理事以上といいますか、監事以外の役員は基本的には院内の役職でと。監事につきましては院外からということでしょうか、町の監査委員とは区別してという考えでいいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

役員の中の監事というのは、今申し上げたとおりのことですが、これ以外に地方独立行政法人法の中では、会計監査人の監査ということが義務づけられています。監事の他に会計監査人を置くことになります。

これは公認会計士または監査法人でなければならないということになっていますので、監事による監査があって、更に会計監査人による監査もダブルであるという形になります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第5号 地方独立行政法人くらはて病院評価委員会条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長の提案説明では西区用地の造成に伴う費用の収支を明確にするというような理由でしたが、この明確にする必要が本当にあるのかが疑問だったので、もう一度詳しく説明して

頂けたらと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。この西区用地の造成費につきましては、元々用地が町有地であったことや、開発の事業につきましては国土交通省からの客土を譲り受けたり、また県の補助金等が見込まれていますので、造成費が少なく済むということがございましたので、地方債を借りず一般財源で造成することとして、一般会計で処理することとしていました。

しかし昨年12月28日付けで、総務副大臣から各都道府県知事へ発せられた通知及び本年2月1日に県庁で開かれました副市町村長及び財政担当課長会議におきまして、住民生活に密着したサービスを提供するものではなくて、経済動向によって変動する事業等につきましては一般会計とは分離して財務処理を行うべきとの通知及び説明を受けました。

この通知を受けたことによりまして、本町におきましても平成24年度からこの一般会計と分離して特別会計を設けて処理をするという形にいたしました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

そういう通達とか会議の内容でそういうふうに言われたということでしょうか、そういった経済動向に左右されない、住民生活と切り離された部分についてはこれだけなのでしょうか。それとも全部全て見直して洗い直して、これ以外にも他に分離する必要があるのか、そういう改定があるのではないのでしょうか。その点はどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。一応総額省からの通知及び県の説明等の根拠となりますのは、地方財政法等に基づくものでございます。その中で住宅団地の造成等、観光事業等につきましては特別会計で設けるという形になっていますので、今、鞍手町で想定される事業につきましては、この西区用地の部分のみというふうに判断しています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは西区用地ということで認定された特別会計になっていますが、例えば別の用地を造成するというような場合は、また別に特別会計を設けて、その用地の名前を冠した特別会計になるのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは内部で議論しました。いわゆる西区用地というふうに限定しなければ、これはずっと継続出来ると考えたのですが、明らかに西区は西区として収支をはっきりしたいということで今回敢えて西区用地だけの特別会計ということにさせて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議案7号 特別会計を新たに設けるということでございますが、昨年10月に福岡県の方に開発申請がなされていて、開発者が鞍手町、用地が鞍手町中山長崎2932-1。平米数が1万7618.83㎡、用途地域非線引き区域いわゆる無指定、そこに入られる工場の目的は清掃工場、自動車の部品ということで申請がなされていますが、この西区用地と関連があるのか、ないのかお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

開発申請につきましては、一応目的等を上げなければいけませんでしたので、そのような形で申請を行っています。

○4番 仲野 守君

町が個人の会社を作るのですか。こういう営業内容をやるのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

事業者につきましては一応申請の段階での事業者という形になります。そういう事業者を呼びたいということで事業名を上げています。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

開発申請に当たっては、申請の時に自己外、自己用という申請の方法がございます。自己用の場合は目的、こういったものを作るから開発したいという申請を出します。

今回町が出したのは自己外、こういった企業を誘致したいという意味合いから、自己外という、町が建てるのではなく、他から企業を入りたいので造成したいといった意味で開発申請をいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

開発申請というのは建築にも関わることですが、まず事業目的をきっちりした中で、これ

は土地の造成の開発、何か建物を建てる開発、全体の何が来る開発というのは別物で、土地を購入された企業の方が開発申請をなさるわけです。

その中でどうして町が、造成費用だけということの説明を受けていますが、ここ九建日報にはっきり載っているわけです。

申請者が鞍手町、下手な考え方をすると、中に入られる方の便宜を図って全部やっておられるのかなという考え方も出来るのではないかなと思います。

もう一度言います、申請者が鞍手町です。住所が先程答えて頂かなかったけれど、鞍手町中山長崎2932-1。平米数が1万7618.83㎡、無指定。4番目、そこに必ず開発申請する場合において設計が伴います。設計もそういった中で開発申請を行うでしょう。それが製造工場、自動車部品と書いています。自動車部品の製造メーカーがあそこに来ると分かっているのですか。

予算を考えているのは、造成だけと何度も聞いていますが、造成だけのものだけではないのかどうか、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程申し上げましたように、目的は工場団地の造成という目的で開発申請を行って、これは自己外、他に譲渡しますという前提でございます。ただ申請時点で、工場団地だけではどうしても目的がはっきりしないということで、どういった業種を誘致するのですかということで、製造業というものを大元に据えているということで、これはあくまでも分譲地という考えで申請をいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

この議案7号で一般会計から分離して会計処理を明確化にするということになっていますが、これは単年だけですか。造成してしまったら後は売却するだけだから、単年だけしか必要がないということですね。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

単年度ではなくて、いわゆる処分出来るまで、造成が済んで土地を処分するまでということ考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

住民税の均等割500円値上げということですが、これは復興財源にするということになっていますが、2014年度から10年間です。

ただ復興財源におきましては、法人税についても、これも3年間は増額すると。負担増になっていますが、しかしその前に減税をしています。この3年間はプラスマイナス0と、その3年間の増税分が終わると、後はずっと法人税については減税されるというような中身を含んだ条例になっているのです。

1つは、均等割500円一律引き上げということになりますが、これはお金持ちであろうと、お金の無い人であろうと500円払わないといけないということになって来ます。課税されている方だけですが。

そうすると、これは逆進性という意味が含まれて来るのではないのでしょうかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。今質問された件につきましては、国会の中でも議論となっています。その中で大臣等が答弁した中身につきましては、この復興財源につきましては復興基本方針の中に復旧、復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今の世代で負担を分かち合うことを基本とするということを踏まえ、復興基本法第2条において復興に関する事業、防災に関する事業に要する費用について広く国民の負担をお願いするということが答弁とされています。

それを受けまして、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律というものが12月2日に制定されています。この中で500円については10年間、現在の均等割に加算するということが法で定められました。

今質問議員が言われますことにつきましては、国会での質疑の中でも行われており、それを踏まえた法律が制定されたところで、鞍手町条例の改正を行ったという状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

ですから国会での答弁等々がありますが、広く復興に関する財源を集めるということですが、広く集めると言っても、先程言いましたようにお金持ちから、お金の無い人まで同じ額だけ集めて行くということは、月に100万円もっている人が500円払うのと、月に10万円もっている人が500円払うのは全然違うわけで、そういう意味で逆進性という意味が含まれていませんかと聞いているのです。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

今議員が言われる部分につきましては、厳密に言えばそういう分も含まれていることだと思います。但し今回の法改正の中では、この個人住民税の均等割というものの趣旨、本旨は地域社会に生活する方の行政サービス等の応益分という考え方で均等割の制度がありますということで、この均等割の500円というところの地域社会の会費制というところでの均等割上乘せになっているということになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは業種を拡大する必要があるということでの改正ですが、大体どの辺まで業種を拡大するように想定されているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。これまでの業種といたしましては、製造業、道路運送業、梱包業、情報処理サービス業、自然科学研究所という形になっていますが、これに加えまして旅館業、情報通信技術業、これはコールセンターと言われるものです。倉庫業、卸売業、再生可能エネルギー発電施設等に今回業種を拡大しています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

業種を拡大する分についてはいいのですが、この間千葉だったと思いますが、誘致した企業が実は5年ぐらいで撤退してしまって、全然元を取るといのはわるいのですが、財政支援をした分がそのまま無駄になってしまったという例もあります。

例えば製造業とかであれば、雇用を確保するという意味でも誘致する意味はあるのですが、今旅館とか、コールセンターはそういう雇用を確保するという面はあるかも知れませんが、倉庫業とか、卸売業とかは、町にとって、町民にとってメリットがあるかどうかというようなことが、私自身疑問に思うところもあるのですが、その辺の想定はされた経緯はあります

か。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この業種につきましては、先程申しました再生可能エネルギー発電施設以外につきましては、一応減収補填の対象になるということも含めましてこの業種となっています。

この倉庫業や卸売業がどのようになるかということですが、昨年度鞍手インターチェンジが開通していますし、今後遠賀川渡架橋の開通等もございますので、こういう交通インフラの整備に伴いまして、本町の交通体系というのが大きく変化して行くということも想定しまして、以上のような業種を拡大しています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今ちょっと聞き逃したのですが、倉庫業が減収補填対象になるかどうかは分からなかったのですが、一般的に倉庫業はあまり雇用を必要としないのです。尚且つ運送業は大きいトラックがどんどん通ると道路が痛んだりするのです。県道だけならいいのですが、町道が痛むと町の負担にもなりますし、その辺の問題もちょっとあるかなというふうに思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われますように、業種に於いてはメリット、デメリットが当然ございますし、企業の中身についても、町が誘致するのであれば県等に情報収集も可能だと思います。

ただ民民の取引、こういうのもございますので一概には言えませんが、基本的には減収補填という部分で、この業種は鞍手町は外しますというのはいかがなものかなということで、定められたものについては一応網羅したというのが実情でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

プールを無料化するというようなことですが、昨年までの利用実績はどれぐらいで、どれぐらいの利用収入があったのかということと。無料化してもそこに監視人等が必要だと思えますが、その辺についてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。まず総合プールの利用状況でございますが、平成23年度のプールの収入額は32万880円が収入額でございます。

利用者数につきましては、子どもが、これは有料入場者数でございますが2464人。大人が296人、土曜日の無料解放で入場された方が800人というような状況になっています。

2番目の安全面のプールの監視等につきましては、これまでと変わらないようにプールの監視業務、水質の管理等につきましては従前と同じようにやっていくようにしています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今までは時間を区切って2時間単位でしていました。その時間にならないと待っておかないといけなかったのですが、今度は無料になればそういう管理をする必要がなくなると思えますが、自由に出入り出来るとかにはならないのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

この点につきましては、色々な管理上の問題から、これまでと同じように2時間単位で運営しまして、30分休憩、この間にプールの清掃ということ、それから1日ずっと入っていると子ども達の健康管理の面もありますので、その辺についてはこれまでと同じようにして頂きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

自分の子どものことを言うと変ですが、時間に制限があるから中々自由に行けなかったとか、習い事の都合、家庭の用事の都合等で、それに上手く取れない時は行けなかったりするので。

一般的に近隣のプールはどこでも普通に自由に入って、2時間なら入った時間から2時間ということを出て貰ったりはしているように思いますが、入る時間を出来れば自由に入れて、

その代わり 2 時間は 2 時間よと、どこも時間毎に、例えば 1 1 時とか、1 時とかに全員上げて、そこで安全確認というか、沈んでいる子はいないかとかの面を見たりもしているようにあるので、その辺も検討して頂ければなと思います。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

今のご質問の件につきましては、これまでもそのような要望を頂いていますが、教育委員会としましては安全面を重視しますと、こういうふうなプールの供用時間については広報等でもお知らせしていますので、出来ましたらこの時間帯に合わせてご利用をして頂きたいし、ルールに従ってご利用をお願いしたいというのが教育委員会の考えでございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 3 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 1 3 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 1 2 議案第 1 4 号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 1 4 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 1 3 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度鞍手町一般会計補正予算第 4 号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の 1 9 頁をお開き下さい。

1 款 議会費及び 2 款 総務費について、1 9 頁から 2 0 頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3 款 民生費及び 4 款 衛生費について、2 0 頁から 2 5 頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

5 款 労働費から 8 款 土木費について、2 5 頁から 2 8 頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、28頁から31頁まで質疑はありませんか。
岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

29頁、災害対策費として工事費が上がっていますが、防災無線等と思いますが、その中身について説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この工事費につきましては、鞍手町防災行政無線設備の工事費でございます。規模といたしましては、本町に親局を置きまして、消防署の鞍手出張所内に副親局を設備いたしまして、屋外拡声子局、これが22局でスピーカーが88台という規模になっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

22局88台設置するということですが、大体どこに設置するのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の工事に当たりましては、国の3次補正の中で消防防災通信基盤整備費補助金と、緊急防災減災事業債の活用ということが出来るようになりました。それを活用して行くには一定の条件がありまして、行政機関と避難所との通信の確保、双方向通信となるための整備に限られているということでございますので、この条件をクリアするような形での設置になります。

今回設置する地域につきましては、昨年の3月に本町で避難勧告等の判断、伝達マニュアルというものを作っています。その中で避難指示等の発令対象区域となる区域を整備対象地域といたしました。

全部で22区あります。遠賀川の水害関係で13区、西川関係で4区、土砂災害関係で6区あります。西川関係と土砂災害関係で1つの区がダブっていますので、のべ23区ありますが、実は22区でございます。

全体をカバー出来る施設として整備出来ることが望ましいと思いますが、そうなりますとかなり膨大な経費も掛かります。今回はそういった災害時に優先して発令して行かなければならない地域を優先して設置することとしたということでございます。

○議長 川野 高實君

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。14頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。14頁から18頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

18頁の町債ですが、町長の提案説明で有利な地方債への組み替えと言われていましたが、どこがどのように有利なのか具体的に教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。教育債につきましては、小学校の校舎耐震等につきまして過疎債からの組み替え。豊翔館につきましても過疎債から教育債の方に組み替えています。

額としましては、豊翔館の方の耐震補強工事の組み替えで、全体で過疎債からの組み替えで320万円行っています。有利な部分については以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

いろいろ組み替えされていたと思いましたが、事業費の確定等によるもので、先程の小学校の分とか、いらなくなった分と一緒に整備されていたのですね。有利な組み替えというのは、過疎債から豊翔館の学校教育施設等事業に変えたということですね。どう有利になったかだけ教えて貰っていいですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この分につきましては、過疎債ですと元利償還金が交付税の需要額に70%になりますが、組み替えることによって80%という形になります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

15頁、教育国庫補助金ですが、この中で学校施設環境改善交付金ということで2100万円程上がっています。これの事業対象は何だったのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

これは学校の耐震の関係になります。校舎耐震補強工事の関係であります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程、防災無線等について3次補正に絡んだ予算を組まれていましたが、11月に3次補正、2月に4次補正までされています。そういったものがこの予算の中にどう組み込まれているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先に4次補正につきましては、今回の補正には反映しておりません。3次補正につきましては、先程総務課長が説明しましたように緊急防災減災事業ですとか、それに伴います学校の財源の組み替え等で行っています。全体の額としましてどれだけということは現在数字は把握していません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

時間的な制約から4次補正は難しいだろうと思いましたが、ただワクチンの関係だとか、妊婦検診、障害者自立支援対策基金、こういったものが4次で補正されています。そういったことからこの対応についてはどういうふうになるのか教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

子宮頸がんワクチン等の県の補助金に関しましては、今回の補正は減額をしていますが、これは県の提示額によって減額と。子宮頸がんは85%、ヒブと肺炎球菌に関しましては、0歳から1歳は100%、2歳から4歳は80%の接種率で国の算定に基づき減額ということになっています。

妊婦検診ですが、これは実績に基づいて出していますので減額というふうにはしていません。以上です。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

国の補正予算の4号につきましては、全体で2兆5345億円、その内に質問議員が言われましたように高齢者医療、子育て福祉等のところで、高齢者医療の負担軽減に伴いまして基金の延長ということで、1年で2719億円。安心子ども基金の1年延長ということで1270億円。子宮頸がん等ワクチン接種基金等の1年延長ということで526億円。妊婦検診検査支援等の1年延長ということで181億円。新型インフルエンザワクチン等の購入で91億円。障害者自立支援対策の基金の1年延長ということで152億円等が上げられてい

ます。

これらにつきましては、基金の延長という形になりますので、県の方に大体基金が出来ていまして、この県からの事業という形になりますので、詳細につきましては今後県からも通知があるかと思いますが、1年延長という形になりますので、24年度の反映になるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、31頁から45頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

37頁の用地費1億942万1千円です。提案説明で三菱から譲り受けるというようなお話だったと思いますが、土地の活用等も含めて、こうなった経緯を教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この予算に係る土地につきましては、まず城ヶ崎区公民館の敷地、運動場広場用地、ゲートボール用地。幸町区の運動広場用地と防火水槽施設用地でございます。

これらについては、三菱マテリアルが所有する土地でありまして、城ヶ崎区と幸町区が貸借により区が使用しているという土地ですが、土地の貸借については三菱とそれぞれの区で契約が交わされて来ましたが、地元区から手続きの簡素化という部分での要望もあっていました。

実際に使用されているのが、公共用の目的に使用されている土地であり、三菱鉱業セメントと鞍手町が昭和63年に締結した基本契約というものがありまして、この中で鞍手町の発展及び町民の福祉の向上に寄与するという目的で使用される土地であれば、三菱が持っている土地についても、必要に応じて譲渡して行くということにされています。

そういったことがありまして、今回町から申し入れをいたしましたところ、譲渡するという形になりましたので、その基本契約の手続きに則りまして処理をしているところでありま

す。予算的には歳出で、用地費で上げています。

歳入の方では普通財産鉅害賠償登録金として同額を計上していますが、実際には金銭の授受は行わずに、双方請求書を発行して領収書を交わすという形で相殺されることとなっています。これが基本契約に定められた手続きでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、45頁から68頁まで質疑はありませんか。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

50頁、総合福祉センター施設費の工事請負費が上がっていますが、まず工事等につきましての内容、過去に過疎債に上がっていたのではないかなと思いますが、その工事に該当するのかどうか、その辺をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

お答えいたします。総合福祉センター福祉棟、いわゆる浴場のお風呂ですが、給湯方式をボイラー方式から、深夜電力を利用しますエコ給湯方式に変更するための工事費を計上させて頂いています。過疎債については全額対象になるということでございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

いわゆるエコ給湯に変えられるのだらうと思いますが、通常考える場合、エコ給湯の場合は太陽光発電との併用というようなことがよく言われていますが、そのようなシステムになるのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

質問議員が言われますように、当初エコ給湯と太陽光発電をセットして検討したいということでやっていました。太陽光発電については設置場所がかなりの面積がいます。専門業者に福祉棟の屋根の構造等を検討して貰ったのですが、今の屋根では加重に耐えないという部分がありまして、今回はエコ給湯だけに限定させて貰っています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

太陽光発電の方は構造上の問題で設置が出来ないということだと思います。今の給湯に関

するシステムと、新規に買われた場合のコスト差が出て来ると思いますが、その差額はどのように試算されているのかということと、過疎債を使った場合の実質返済額等、返済の目処というか回収の目処というか、資金的にペイ出来るのか、出来ないのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

エコ給湯方式の場合は、あくまでも試算ではございますが、これに関わるランニングコストにつきましては大体年間220～30万円が予想されると。現状のボイラー方式のランニングコスト、主に重油代ですが、3ヶ年の平均で611万5千円ぐらい掛かっています。そういうことから約400万円近くコストが下がるのではないかなと考えています。

先程の過疎の関係でございますが、一応3600万円の工事費に対しまして、借入金、元金が3600万円に対する利息が305万1037円、これはあくまでも試算の場合でございます。

こういったことから全額で3905万1037円に対しまして、地方交付税措置が70%ということで、実質2733万5千円が交付されるという予定になっています。

それから差引をいたしまして、実質の町の単費負担額は1171万6037円ということになりますので、先程申しました年間約350万円程度のコストダウンが図られるということでございますので、3年から4年でこの実質町の単費が、言葉は悪いのですが、ペイされるという形になるかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、68頁から74頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、74頁から83頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

76頁の西川改修事業4423万円、この具体的な事業内容を教えて頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。たぶ木橋の橋梁架替工事に関わる町の負担でございまして、平成22年度にたぶ木橋の詳細設計を行っており、その時に地質調査も行っています。

平成24年度には旧橋の撤去費、それと下部工工事を予定していますので、その分の負担でございまして。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

もう一つですが、81頁に工事請負費、防火水槽新設工事費500万円付いていますが、場所と耐震化の防火水槽なのかということについて教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

消防水位の基準にてらしまして、充足率を上げて行くために毎年一基ずつ防火水槽を設置しています。場所につきましては、まだ現在幾つか候補地がありますが、その中で調整中がございます。耐震化の部分については耐震化の防火水槽となっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

福岡県はあまり地震がないとはいっても、西方沖地震だとかいつ起きるか分からない活断層もあります。そういう意味では、勿論防火水槽を充足させるために、急いでやらないといけないと思いますが、合わせて、今こういう時世ですから、防災ということ言えば、どういう建物を建てるにしろ耐震化というのは見据えていかないといけないと思います。今後の考え方についてお願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

防火水槽につきましては、以前鉄筋コンクリート、いわゆる現場造りという形で作っていましたが、ここ数年は強度の高い二次製品といったものを活用しています。

いまご指摘がありましたように、どの程度の耐震性があるのか確認した上で、そういった分も考慮しながら今後は対応したいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

78頁の土木費の住宅管理費の工事費として700万2千円という金額が上がっていますが、これはどのような内容の工事なのか教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。工事費として6件の町営住宅の補修工事を予定してまして、当該年度必要額を算出しました金額が700万2千円という予算になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

工事内容は改良住宅と、陸屋根、いわゆるコンクリート造の建物が多いのですが、年数が経ったということで雨漏りが起きて来ています。こういったものの対応とか、そういった部分で予算を計上させて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

80頁の常備消防費、前年度から580万円ほど上がっています。直轄広域圏消防本部の退職引当金が足りないからということになってはいますが、年々乗換方式をやって、諸費用が掛からないからということで乗換方式をやっている。実際問題、宮若市の旧若宮出張所は乗換方式によって削減されています。16名から10名体制になり、常時3名体制ということになってはいますが、確実に6名ほど減っているわけです。

現在小竹町が乗換方式の対象となっています。どうして予算が増えるのか分からない。その検証はいつ行われるのかお答えをお願いいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

平成24年度の常備消防の負担金が増えた理由につきましては、負担金の歳出表に基づきますと、平成24年度広域圏消防の方で、定年退職で退職される方の退職手当相当分が1億5100万ほどあります。

今詳細な表を持ち合わせていませんが、ここ2～3年につきましては定年退職者が多く発生することによりまして、退職手当が膨らみますので、その関係で負担金が増えるという形になっています。以上です。

○4番 仲野 守君

検証はいつ頃行われますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

検証というご質問でございますが、83人体制になりますのは平成25年度からという形になっています。検証につきましては83人体制になってからの形になるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

確実に21年度から若宮出張所が乗換方式の対象となり、それは本署の方に居られるのか、居られないのかは分かりません。ただ確実に乗換方式は粛々に行われているわけです。減っているのに、これについて検証というのは職員が16名体制から10名になって6名減ったからどうだ、こうだも検証でしょう。金額も検証でしょう。だから必ずそこを、1出張所が乗換方式によって変わったのだから、必ず検証はして頂かないことには、それで人数が少なかったとか多かったとか、金額もさることながらそういうことで検証というのは必要だと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

ご質問議員の言われますように、職員数は減っていますので必然的に人件費は下がって来ることにはなるかと思えます。先程も申しますように、負担金につきましては定年退職者がここ数年いらっしゃるしますので、その関係で負担金が増という形になります。

負担金全体としての検証という形になりますと、ここは下がった、職員数が減った分と退職手当が増えるというところの分の相殺という形はあるかと思えますが、職員数だけの人件費、退職手当を除いたところという形は、検証というのは比較という形は可能であるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

比較はされているのですね。比較対象されて比較出来るということであればいいが、その表は出来ていますか、もし出来ていれば後で結構ですので頂けませんか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

只今比較が出来ると言いましたのは、私の個人的なことです。今現在それを算出した表というものはございませんが、後日消防本部と協議をいたしまして提出させて頂きます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、83頁から102頁まで質疑はありませんか。

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

90頁です。これは12日の一般質問との関連もございまして、賛否は別にして考えただけ聞かせて頂きたいと思えます。

この学校の再編統廃合に関わる予算計上であります。11月には策定委員会の中間報告について全員協議会で報告を頂きました。しかしながら最終報告書といいますか、町長に提出された答申については、何ら議会に報告をされていないわけですね。

これは90頁の予算に関わる問題ですから敢えて質問させて頂きたいと思います。最終報告に対しては、議会に報告する必要がなかったというご判断で、今回最終報告書に対して議会に、その内容について説明されなかったのかどうかというのがまず1つ。

それと校舎の改築等の設備実施設計委託料5千万円計上されています。これは今の段階でいつ頃発注をされるのか。どういう方法で発注されるのかの2点についてお伺いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

まず1点目の最終報告の必要性ということでございますが、これにつきましては、町長の方に報告書を提出いたしまして、そこで町長の方も承諾をされました。それを受けまして説明会を行っていますので、議会の報告というのは今回の予算の上程、ここの分について上程をさせて頂いて審議をして頂くというようなことと考えてやっています。

今の段階での建設費の関係でございますが、建物につきましては25年度に申請、それから確定通知を受けまして、その確定通知が下り次第工事に入っていくというようなこととなります。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

委託料の関係でございますが、先程教育課長が申しましたように、交付申請をして決定が下りるのが8月頃ということになります。その後の委託の発注ということになろうと思います。

委託につきましては、これまで教育施設の設計に携わった実績のある業者を選定したいと思っておりますが、現段階ではそこまで至っていません。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

中間報告についてはしましたと、勿論説明を頂きました。最終報告については町長に報告書を提出したのだという説明だったと思います。

そもそもそこからボタンの掛け違いが始まっているのではないかと思います。少なくとも私は説明する必要があるというふうに思いますが、もう一度ご回答を頂きたいと思います。

なぜこの設計委託料について、いつ頃発注するのかといことをお尋ねしたのは、少なくとも校区に於ける説明会等で様々な問題が投げかけられています。例えば一般質問等で通学時

に於ける安心・安全対策という問題を含めて様々な問題が提起されていると思いますが、そういう説明に対して住民に、町民の皆さんに正しく返して行かなければいけない責任があると思います。

今回5千万円当初予算で予算計上をされていますが、先程の副町長の説明では、交付申請をして8月頃になるのではないかということの説明だったけれども、現実には校区説明会等で提起されている問題について、町民の皆さん達に対して正しく返して行かなければいけない。これは大きな事業ですから、そういう意味での配慮を踏まえて、5千万円計上されています賛否についてはまた議論があるところですが、その点の執行に当たっては十分注意を払う必要があるのではないかと思います、まずその考え方はどうなのかということと。

もう1つは、発注に当たっては、この学校等の校舎建築に精通しているコンサルを選んでということを言われましたが、いろいろな方法があると思います。

宮若市に於いては、僕は詳しくは知りませんが、指名の在り方として指名競争入札もあるでしょうし、一般入札もあるでしょうし、プロポーザルという方法もあるでしょうし、コンペという方法もあるでしょう。いろいろな方法があると思います。

これは一大事業ですから、少なくともその指名競争入札ということではなく、これまで全国的にそういう経験のあるコンサルを選んで頂いて、いろいろな知恵を出し合って、この入札に当たっては考えて頂きたいと思いますが、その点についてどのようなお考えかの2点をお伺いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

議会への最終報告はということでございますが、1月17日に町長に報告書を提出しました。この後教育委員会で報告書に基づいて地域の説明会を行うと。その報告書の内容は、通学路の安全確保、或いは専門学校跡地を候補地するというようなことで、説明に回ったわけでございます。

このことは11月の全員協議会でも説明に回らなければならないという話はやったと思います。時間的な経緯を見ますと1月であったと、議会報告は出来ない状況の中、定例議会は12月でございましたので、それには間に合わなかったという経緯もございます。

そういった状況下で町長の方に報告書を出した後、そういった動きを行ったというのが実際でございます。それ以上私の教育委員会の方からは説明しかねます。

ただ教育委員会としましては、この前の一般質問でも申しましたが、中学校の統合は必要に迫られていると、地域懇談会或いは策定委員会におきましても、しないといけない、急いでやれというような策定委員会の意見もございました。

通学路が非常に長くなると、そこをきちっと整備してくれという要望は沢山出ました。それが現実でございます。説明になったか分かりませんが以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

委託につきましてはご提案としてお伺いしておきます。

今言われますように、中身よってはプロポーザル方式も重要で、金額だけでなく提案の中身という部分は確かにございますので、これにつきましては先進地の情報も入れながら、また県の技術センターがございまして、こういったところのアドバイスも受けながら検討して行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

敢えて言わせて頂きたいと思いますが、この発注については交付申請をして8月頃というご答弁だったと思います。ですが大事なことは、一般質問等でもかなり議論されたところをしっかりと踏まえてやって頂かないといけないということが前提だと思っております。

だからいつ頃発注するのかということについての考え方を求めたわけでありまして、非常に慎重に配慮しながら、この予算の執行に当たってはやって頂かなければならないのではないかという思いから質問させて頂いたわけなんです。

極めてそういう意味では、この予算の執行に当たっては慎重に対応して頂きたいという考え方をもう一度お聞きしたいと思っております。

それと教育長にこれ以上申し上げると立場も非常に辛いと思いますが、何で私がこういう質問をしているかという、当初予算でも既に5千万円と、土地の購入費、建物購入費も出ているわけです。人によっては合併ありきで事がどんどん前に進んでいるという受け取り方をされざるを得ないと、私も一議員としてこの問題に対して、皆さんもそうでしょう、責任があります。ですからしっかりしたものを持って町民の皆さん達に説明して行かなければならないと思っております。

こういう形で、もっと当初予算から出て来ますとクリアしなければいけない課題が山積みのようにあって、しかし当初予算からこういう形で出て来るということになる、非常に不安を感じます。これは統合ありきで前に事を進んでいるのかなという思いが非常にし、心配しています。

だから議会に対しても僕は説明する必要があったのではないだろうか。これ以上もう求めませんが、そういう手法を取りながら、ボタンの掛け違いがあってはいけませんから、その点については意見も含めてですが、何回もお聞きしますが、する必要があったのではないかということ意見を述べて頂いて、副町長にその点についてもう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

通常の施設と違い、学校という教育施設でございますので、そういった面で慎重に対応するという必要は当然でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

同じところではありますが、10款 教育費の中学校管理費の1億3千万円の財産購入があるわけです。本件の所在、地籍図を積み上げた根拠等を議会の方に提出して頂ければと。是非お願いしたいと思っております。

場所もどこの場所か、位置的にも分からないという形であれば審議のしようがないわけです。従って最小限の資料を提出して頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ご指摘の部分は後程提供したいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

一般質問でも随分話が出ていました。実施計画もないようなものの中で土地、建物が買われようとしています。その中で公有財産購入費、土地、建物を合わせて1億3千万円の基準となったものを教えて頂けませんか。

現在、生徒が約30名居られて、まだ購入出来るものではなく、生徒が卒業されて売買契約等になると思うのに、今、早々とうとうふうに上がっている。

先程話が出ていました2件目は設計委託料、校舎建築等整備実施設計、普通民間から言うと、工事費の約3%が設計料です。これが約5千万円という校舎だけで幾らの工事ですか。通常からいうとあり得ないような金額が提示されている。5千万円という設計料の根拠をもう一度教えて頂けませんか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この取得費の1億3千万円の根拠につきましては、現在の所有者でございます学校法人九州工業技術専門学校さんが、前所有者であります学校法人国際電子整備学園から平成18年8月に競売による特別売却によりまして、1億939万7280円で取得されています。

その後、九州工業技術専門学校さんにおかれましては、学校の受電設備とか、空調施設等学校運営に必要な経費として約7700万円ほどこの学校にこれまで投資をされています。今回九州工業技術専門学校さんにおかれましては、現在の経営状態は問題なく良いということでございますが、将来的に少子化によりまして、今後経営が難しくなって来るというご判

断の下に、平成24年度で学校を閉鎖したいということを決定されているようです。

その中で今後閉鎖に伴いまして、今まで投資した取得に伴いました約1億900万円と、学校に投資された7700万円の内、今後解散に伴います必要経費相当分があればいいということで1億3千万円ということが決定されています。

競売が最初に始まりました平成15年の10月の段階で、ここの競売の価額の評価が福岡地方裁判所直方支部の方で、この評価額というのができています。その評価額は土地が19件、総面積が4万1452.67平方メートルに対する評価額が1億6939万9千円。建物3件分につきまして、全体で評価額が6億4427万6千円という評価になっています。合計いたしまして総評価額が8億1367万5千円という評価額になっています。この評価額を基に1億3千万円に対する土地に対する部分と、建物に対する按分とさせて頂きまして、土地の購入費分として2706万5千円。建物の購入費として1億293万5千円という形で算出をしています。算出の根拠については以上です。

設計委託料の内訳につきましては、今後想定されます校舎の改修、具体的には金額が事業費等が今後がありますので申し上げられませんが、校舎の改修事業費と、屋内運動場、いわゆる体育館の建設事業、太陽光発電の設備、プールの建設事業、グラウンドの造成事業、野球場の整備事業、屋外施設のトイレ、倉庫、自転車置き場等々の設計委託料という形になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

そうすると提出議案の書き方の間違いではないですか。ここにしっかり書いているでしょう。校舎の改築等、等が入っていますから、その中でグラウンドも、野球場、プールまで全部入れたということになるわけですね。そういうことで判断してよろしいわけですね。

公有財産購入の場合は、特別競売で約1億900万円で今の持ち主さんが買われて、設備は別ですか。あくまでも購入された金額から減価償却をしてするのが公有財産を購入する時はそういうふうになっていませんか。減価償却まで計算する中で設備等に関しては、計算はされるべきではない。

先程土地の単価が8億円となっていました。特別競売で約1億900万円であることは間違いのない事実ですから、それから減価償却を向こうが考えた中で、公有財産を購入した時は必ずその計算方法をやらないといけないのではないかと思います。もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時59分

再会 15時13分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程取得価格について、減価償却等を加味したのかというご質問と思います。

この物件につきましては、平成14年に裁判所が建物評価を約6億4400万円と評価いたしています。土地の評価を1億6900万円という評価はなされています。

買収するとすれば、通常ですと現時点での平成24年時点の評価で協議するのが通常であろうと思っております。

今回それで行きますと、土地だけでも1億数千万円という中で、土地価格は下落傾向にあっても、そんなに大きく下がっていないといったことで、評価になりますと相当額高くなるといったことで、先方の理事長と協議したところ、理事長は1億3千万円と提示をされて協議をしたということで、この1億3千万円総額という形で提示されています。

この部分を、先程企画財政課長が申し上げた、特別売却の時の比率で按分して土地と建物に分けたというのが、この予算計上のやり方でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

公有財産の購入の評価というのがいろいろあるわけです。ただ特別競売で買われた1億900万円からです。それが幾ら高くても1億900万円で特別競売がされているのですから、いろいろ今、実際の土地の評価ですよと説明は頂きましたが、1億900万円からのスタートです。

その価格ですから、その中から減価償却を考えて、公有財産購入の場合は必ずそういう計算になるのではないかなと思っております。私の間違いですか、そうでないと思いますが。

もう1つは、これは契約書か何か交わされたのですかね。実際まだ生徒さんがいらっしゃる中で、契約書は交わせないというふうに思いますが、もし公有財産を購入するのに裏取引で、そういうことはないと思いますが、密約か何かして買いますよということになっているのかどうなのか、こういうことは絶対あってはならないことです。

これだけの1億3千万円と出ているものですから、もし相手の方が、他に高いところで売れるからちょっと売りませんとなったら大変なことになるわけですので、契約書を交わしているのか、密約はどうなっているのか、この2つをお聞きいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

理事長と協議した中で、金額の提示とともに第1番目に、町が必要であれば町に譲渡したいと意思は言われました。ただ私の方は、これは当然用地取得については議決要件になりますということも申し伝えています。

議決要件ですので、議会で議決を頂かない限り効力はありませんということを申し上げています。当然現時点ではそういう契約等は行っていません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

沢山の方から質問が出ています。12日には私も一般質問をさせて頂きました。

あれから帰っていろいろと私なりに考えてみましたが、一番納得がいかないのは、先程も教育長から説明がありましたが、報告書の中では、まだ候補地として決定しただけです。要するに設置場所として確定した場所ではない所を、町が先行して用地取得にしているのかどうかというのが素朴な疑問としてあります。

尚且つ、先程もちょっといいましたが、統合整備計画策定委員会の方が町に出したのは報告書であって、整備統合計画そのものでもないわけです。ですから予算計上する際の根拠になり得るかどうか、これも素朴な疑問としてあります。まずそれについてお答え下さい。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

先程から教育長も申しましたように、教育委員会としましては小中学校の適正規模、適正配置基本方針に基づきまして、策定委員会で審議を行って来ました。これに基づきまして事務局段階では統合整備計画の基本計画案というのは持っています。

従いまして、今まで策定委員会等で決定されて来ましたことに基づいて予算計上をさせて頂いておるといところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

策定委員会が決めたことは候補地を決めただけですよね。策定委員会が設置場所そのものを決定したわけではないのでしょうか。ここが候補地として相応しいと考えるということですね文章的には。

それを私はまた別のところで、それに基づいてもう一度審査をして、策定委員会が作った、計画そのものの計画書があるかどうか分かりませんでした。その計画をもう一度、本当に相応しい場所かどうかを審査して確かに相応しいと、設置場所として決定する。それで初めて私は予算が計上出来る根拠になり得るのではないかなと思います。

そういう手順が全然なく報告書のみを根拠として、それで候補地がさも統合移転場所というふうに決まったようにすり替えられているように感じるのです。町長は責任は誰がどうのこうのと言っていました。曖昧なまま今、ズルズルと既成事実だけを積み重ねようと。ここで議会がこの予算を通せば、議会が承認したからということで、逆に今度はそこが移転場所として生きて来てしまうわけです。決まって予算に計上されるわけではなく、予算が通っ

たからここに移転しますみたいな、本末転倒の決め方になるわけです。これがそもそもおかしい。

先程も慎重に議論して下さいという意見もありました。住民の方もその辺が非常に曖昧で不信感を持っているところです。

もう1つ、住民の方から沢山の質問、この間の一般質問でも言いましたが答えが出なくて、時期を見てするというような町長の答弁でしたが、設置場所が決まる前に住民の方は、自分達の疑問に答えて欲しいと。西川ではやり直してくれというような意見もあっているわけです。そういうこともいつ行政も交えて、一般質問でもいいましたが、行政しか答えられない質問も沢山ありました。行政も交えて、町長も出席して頂いて説明会が必要ではないかと。そういう説明会があって初めて、予算を通して良いかどうかの審査になるというふうに私自身は思います。

もう1つ、百歩譲ったとして、報告書に付記事項がありましたが、その付記事項の一番重要なのは通学路の事です。これについても答えがないまま予算計上されて、一般質問の中でも言いましたが、住民の方も統合移転したら直ぐに危険箇所が安全になるのかと、そういう工事をして貰えるのかと、甚だ疑問があると言われていました。そういったものにも答えた上で私は予算を計上して行くべきではないかなと思います。

ですからここも前後しているという気持ちが凄く強いのですが、幾つか私の意見も言いました中で、そのことについていかがお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一般質問で岡崎議員も何回もそういう質問をされましたが、私は策定委員会と委員は、候補地としてはここが相応しいという報告を受けています。

それを受けまして、じゃあ説明会に入りなさい、入りますよと、そして学校は各校区に説明会に入ったという流れの中で、それによって粛々と。それと同時に用地は、北中の跡、新しい問題とかの候補地が上がって来ていましたが、最終的には策定委員会は今の宮本学園が良いという報告を受けまして、これを今進めて行っているわけですが、初めに責任問題は、私が言ったことでなくして、質問者が責任問題を言われたことであって、私は何も責任問題に触れたことはありません。

進めて行くためには、まず用地、場所が決まらない通学路も決定されません。だからそれを早く決めて下さい。そのためには位置を決めなければいけない。そして位置はこれで行きましょうと決まったら、その用地を取得しましょう。予算を計上しましょう。

そうするために宮本学園に決まったとするなら、早くそれに向かって予算措置等々の仕事をして行かないといけないという中で進めて来たわけでございます。

説明会といいますのが、まず用地買収の1億3千万円に付随した設計料5千万円、合わせて1億8千万円かと思いますが、この辺のところを今回の当初予算で審議し、それが議決して

頂ければ早速計画書。計画書も基本的には叩き台を作って、それに基づいて進めて行っているわけです。だから、その中で決まれば早速通学路も作って行かなければ、県道もかなり通学路の中に位置を占めますから、早く県にもお願いに行かなければならない。

町道にしてもかなり単費でやる分が大きくなるから、早くその辺の位置を決定して次のステップに入りたいと。そのためにはまず1段階に用地を取得する。取得したら契約、契約が終われば初めて、こういうことでこうしますということで設計書を作って、皆さんに配布するという予定になっているわけですので、今回の分の意見はいろいろあるかと思いますが、宮本学園の取得に対してご理解をして頂きたいとかように思っています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

全く逆ですよ。だから候補地として決まってるわけですから、その候補地について、通学路を設定して、それに安全確保が出来るかどうかを、候補地として検討すれば良いだけです。別に用地を取得しなくても通学路は設定出来るわけです。設定して、ここが危ない、これは3年、5年かかる。ここの危険箇所については改善出来ないとか、いろいろ考えられ、検討出来るのです。用地を取得しなくてもそういうことは出来るではないですか。そういう検討をする場が必要だと言っているのです。言っている意味は分かりますか。

策定委員会は候補地を決めた。その候補地について実際にそこに中学校を持って来る場合に、本当に安全が確保出来るかどうかを更に検討を加える場が必要だと。そして確実に安全確保が出来るということが決まった上で用地は取得すべきです。決まらなかったら、先程言いましたように設置場所の基本方針に反することになるのです。

基本方針に一般質問でも言いましたが、通学路と通学方法が一番で、これが最重要課題として設置場所の配置を決める一番の要因になっているわけです。だからそういったものを決定した後に用地を、尚且つ旧宮本学園跡地が相応しいということになれば、そこで決定して用地を取得する作業に入ればいいのです。まず用地を取得しないと通学路が出来ないとか、通学路が設定出来ないということ自体間違いです。それは町長の思い過ごしですよ。

十分候補地と決まった中でそういう作業は出来ます。ですから今積み残している、今言ったような作業と、住民説明会をして、住民が納得出来た上で、別に住民1万7千人全員とは言っていません。合意形成というのがあるでしょう。大体概ね皆さんがなるほど相応しいなというようなことになって、中学校の位置を決定する。候補地でなく中学校の移転場所を決定すると。そういう作業になるのではないですかと言っているのです。

しゃにむに、あそこの用地で買おう、買おうにかかって、住民のコンセンサスも無視しながら進むという行政手法は、私は疑問があると思っております。

これをいろいろ言っても、町長と手法が全然違うわけですから、平行線のままなのでしょうが、私は事務手続き上に疑問があると思っておりますが、その辺については町長以外の方でお答え頂ければと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私以外と言われますが、私では悪いのですか。

貴方は場所を決定したという判断に立っているわけですか。場所を決定したという判断でものを言われていますか。

場所を買わないと予算は使えないでしょう。手続き上こういうことで用地を購入しますよ、補助金も頂かないといけない。過疎債も頂かないといけない。そういうことをしていたら間に合わないということは初めから言っている。

策定委員会も場所がいいという判断に立っているのです。それを尊重して話を進めているのです。私と貴方は基本的に手法が違うのです。私はここで策定委員会を尊重して、場所はここが良いよと、それではそれに進みましょうと、関係校区、学校区に説明会に回って皆さんの意見を集約して、上がって来たのがまず通学路、ここでいいとなれば通学路は絶対安全確保というのは絶対条件ですよ。

それを進めるには、早く位置を決めて通学路を決定してやらないといけない。貴方は通学路は決めてこうしてと言うが、何もないのに通学路をどうして決めるのですか。

○議長 川野 高實君

町長、落ち着いて下さい。これは討論をする場ではございませんので、議案質疑になっていきますのでその辺を踏み外さないように、冷静に行っていきたいと思います。

他に質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

84頁に小中学校統合整備計画策定委員報酬というのが付いています。これで14人の10日となっていますが、これが今回の中学校統合に係る整備の話し合いをする場なのか、それとも残された小学校の統合を話し合いをする場なのか、先程の実施設計の委託料5千万円付いています、実施設計が出来て、その中身はどうするのか、また同時並行で行くのか、前もって先に策定委員会の方で話して行くのか、その時系列を教えてください、出来れば今後のスケジュールを大まかで結構ですから議会にお示し頂きたいと思います。そうしないと、あっちに行ったり、こっちに行ったり飛んで整理が付きにくい部分があります。

それと絡んで来るのですが、今回中学校を専門学校の跡地にすることで進んでいますが、私も説明会に1ヶ所だけ参加させて貰いました。

私は剣北小学校だったので案外近い所でしたが、遠いところの説明会には行っていません。ですから資料を頂いた限りでしかどういう意見が出たかは分かりませんが、いずれにしても場所がどこになるろうが、遠いところは色々な意見が出て来るわけです。近い所でも危険な場所があれば意見が出て来る。町長も先程から何度も言われていますが、しっかりと安全確保はやると、その上で統合するのだと、同時平行になるかも知れませんが、そういうところを

もう一度聞かせて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

策定委員会の予算ですが、これは基本的に中学校の統合の関係予算というふうに捉えています。これは先程から出ていますように、当然実施設計に移るまでの間、関係者、学校、父兄といったところの意見を踏まえながら実施設計の方に移りたいというふうに考えていますので、現在作っています素案といったもので協議して頂こうというふうに考えています。その上で、皆さんのご意見を踏まえて実施設計の方に行きたいという考えであります。そういった関係で予算を上げています。

これは通学路も議論して頂きますし、学校の校舎といったものについても色々な方のご意見を伺いながら方針を示したいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

説明会に参加する中で、こういうものを作って欲しいとか、逆に改善して欲しいところだけでなく夢といいますか、統合されて新しい中学が出来たらこういうことをやって欲しい、夢のある学校を作って欲しいというような意見が出て来るわけです。そういう意味で出来るだけそういう意見を集約した新しい中学校を作るという意味では、説明会で私も質問しましたが、今後こうして欲しいという意見を聞く場を設けるのかと言ったら、そういう実施設計に入った段階でそういう場を設ける検討をするというようなお話だったと思いますが、そういう話も頂きました。

あそこが悪い、ここが悪いということだけでなく、こうしたらもっと鞍手でも誇れるような中学になるとかというような、色々な意見を是非取り入れるような場を設けるというか、策定委員会だけに任せるのではなく、そういうところを是非考えて頂きたいと思いますが。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。今後の情報提供ということを含めて、今言われましたように、そのような意見を今後情報提供をどのようにするのかということについてご質問がありました。

これにつきましては、一つの方法としましては広報紙、チラシ、それからある程度一つの形が見えてきた時に、また住民説明会をして、そういうふうな情報提供をして行くというようなことで説明会でもお話をしていますし、そういうふうな方向で行っていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

84頁の事務局費の報酬という項目がございますが、この中に歯科医報酬として6校と上がっていますが、他の項目を見ますと9校というふうになっています。

校医報酬が6校となっていますが、これが他は報酬は全部9校となっていますが、恐らく小学校、中学校とあと豊翔館と合わせてトータル的な9校になるのではないかなと思います。この項目だけが6校となっている理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。今言われますように、6校と9校となっていますが、これにつきましては、剣南小学校、鞍手北中学校、豊翔館、この小中学校合わせて3校につきましては、町立病院の校医をお願いをしていますので、報酬という予算項目でなく、委託料の方でお支払いをしています。その先生方のところについては、その分が6校になっているということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

次は90頁ですが、先程の土地購入資金1億3千万円という金額がここに上がっているということで、先程から縷々質疑等が行われています。

統廃合の関係につきましては、第5次行財政プランの答申の中にも非常に難しい問題であるから、一部の学校関係者やPTAの役員という範囲でなく、全町民の問題として積極的に取り扱いなさいという項目と、行政が熱意を持って再編が子ども達にとって必要だということを町民の方々に話をしなさいということが答申の中にも上がっていますし、今回の説明会の中でも、もっと詳しい説明が聞きたいとか、本当に通学路は整備されるのでしょうかとかというような保護者からの多くのご意見を頂いています。

ただこの保護者というのは小学校の保護者です。今の南中学校の保護者の方の声というのは、今のところ聞こえて来ていません。従いまして今どのような状況で南中学校が学校運営されているかというのはよく分かりませんが、ここに上がっている購入の関係で申しますと、購入は先程説明がいろいろありましたが、タイムリミットといものは設定されているのか、いないのか、議会の議決がなければ実行出来ませんということでお話をされているというご回答でしたが、そのタイムリミットは設定されている状況なのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは何度も過疎事業の関係からも、事業申請の日程等も申し上げて来ていました。それと専門学校そのものが来年の3月で廃校という方針を示されています。実施的には廃校され

て、その後が本来の引き渡し時期というふうに考えています。

その前段で契約とか、議会の議決といった手順もございますので、これは時期を見ながら進めたいと思っております。最終的にはそういう内容になると思います。

まだ生徒が居る中での契約となれば色々問題が出ますので、契約内容についても弁護士を入れて、その辺の問題がないようにしたいと思っております。いずれにしても廃校後の引き渡しというのが条件になるかなと、現時点ではそのように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうであれば、例えば今の説明会等の疑問に答える期間等の、再度の説明会を行って町民の方々とよく話し合いをして、理解を得て前に進むということも必要ではないかなと思えますし、資金的な担保をするのも必要だと思います。そういう意味において、まだ時間的なスパンがあるのであれば、まず説明会等をよくやった後に補正で上げて良かったのではないかなと思えますが、そういう対応を取らずに当初予算に上げた主な理由というものを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは過疎の変更の中でも企画財政課長が説明したのですが、いわゆる補助金の交付申請というのが基本的に4月と、過疎債の申請が5月という日程がどうしてもございます。これは交付申請ですので、交付決定を受けて初めて効力があるわけですが、その事務作業をする中で、予算措置というのが条件的でございます。そういった関係で3月に提案させてもらっているところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

15頁から30頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

15頁の町税です。これは一般質問でも少し触れましたが、年少扶養控除が廃止になって、今年の確定申告からその分で所得税があがります。

これを基に算定して住民税も上がって来るようになるのです。それは今年からです。その上がった分がどの位になるのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

住民税の上がり分についてということでございますが、現在ご承知のとおり確定申告が行われています。この当初予算には現状ではその増加分を含んだところでは計上していません。

確定申告等できちんと数字が確定したものを受けて6月の段階で住民税等を確定いたしますので、その調定が確定した段階で、補正で対応させて頂きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

昨年の確定申告を基にでもいいですから、大まかにどれくらい上がるというのは税務課の方で把握しておく必要があるのではないのでしょうか。

例えば直方という約1億円、宮若市でも6千万というふうに聞いています。鞍手町は今最中ですから分かりませんでは中々責任が持てないのではないのでしょうか。町民の税金が上がるというのに、どの位上がるというのが分からないということでは話にならないですよ。大まかでもいいですから、分かる範囲で答えて下さい。

それと住民税が上がれば、控除がなくなれば、それに係わって保育料が上がったり、色々な部分が係わって来ます。そういう分はどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

住民税控除分が無くなる分の増加についてでございますが、一応控除がなくなることによって各家庭では増税となります。23年度で各家庭で当てはめて計算することは、議員がおっしゃるとおりに必要なだと反省はしていますが、モデルケースとして各家庭で行きますと、控除額が年少扶養控除、子ども1人で33万円、これが2人になりますと66万円控除額が減るということは、課税の対象になる額が66万円増えてしまうということになります。住民税の所得割の率が10%でございますので、33万円控除がなくなれば、単純に考えまして3万3千円の増額というふうになります。

また特定扶養控除という部分につきまして、上乗せ分12万円ございます。これが廃止になります。そこが12万円減るので、例えば16歳の子どもさん、高校生該当のところですが、ここに1人、それから中学校若しくは小学校以下の子どもが1人居られた場合4万5千円程の増額ということになります。

これを全体で人数分を掛ければでるのではないかとということでございます。確かにそのとおりでございますが、そのこのところのきちんとした数字を持って当初予算に上げるべきですが、歳入側を過大に見込んでしまうと、ということで、例年当初予算につきましては前年の調定額を基に算出し、そして6月で補正させて頂いていたということがございますので、今回そ

ういう対応をさせて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

先程のご質問の保育料等の関係でございますが、保育料等につきましては、厚生労働省の児童家庭課局長名で各都道府県に文書が来ています。

その中身につきましては、そういう控除がなくなった場合に保育料が上がるということになりますので、それを防ぐために12月議会に於きまして保育料のシステム改修、これが旧税法上で再度計算して保育料を決めなさいよという形で補正をさせて頂きました。

そういうことで保育料につきましては、この扶養控除等が廃止されても旧税法上で計算するというようにしていますので、保育料は上がりません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは予算ですから、先程税務住民課長が言われたように、税収が大体この位上がるだろうと、税収が全体で、モデルケースとかでなく、町の住民税がどの位上がるというのはある程度把握しておかないといけないのではないのでしょうか。予算を組む上で、確定していないから前年度と一緒にいくからそのままにしていましてとか、そんな答弁はないですよ。そこはしっかり把握しておく必要があります。それは怠慢ですよ。

それから23頁の県支出金ですが、住宅新築資金が今後一般会計の中に組み込まれて来るということで、確か以前は県からの事務費等の支出金等があったのではないかと思います、それは予算にどう反映されているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

県の補助は特別会計の中で補助がありました。そういうことで、最終借受人者の方の返済期間が去年の11月で満了しています。そういったことから、それ以降は滞納という形になりますので、この補助金の基準に該当するということになりますので、24年度につきましては、特別会計の中では今まで5万円ぐらい頂いておりましたが、それが対応出来ないということですので、特別会計の中では収入として見込んでいません。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今宇田川議員から概算を示すのはということで、非常にその辺のところは出来ていませんでした。この場を借りまして、後日どういう状況になるかということは、平成23年度の実績に基づいて試算をさせて報告したいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

後は別の面ですが、地方交付税は今回21億6千万円で、23年度の普通交付税の確定が約21億円だったですかね。けれども、先程の議論にも絡んで来ますが、余り多く見積もっているということですが、国の全体の地方交付税が微増ではありますが、殆ど変わっていないということからいけば、前年度分ぐらいは見込めるのではないかと。確定出来ない部分は沢山あると思いますが、そういった意味ではあまり低く見積るのもどうかと思います。

それから臨時財政対策債についても、3年で交付団体から不交付団体へ移すというものの2年目になるのです。昨年よりは臨時財政対策債が増えることは見込まれても、実際予算では昨年より減らしているのです。

ここは算定の仕方としては、余り過大な見積りは出来ませんが、ある程度確定出来るような部分は歳入として見込む必要があったのではないだろうかと思います。その点についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

まず普通交付税につきましては、ご指摘のとおり昨年度より1億円多く当初予算で計上させて頂いております。質問議員が申されますように、基準財政需要額及び基準財政収入額は未確定な部分が多くございます。

確かに国の予算では若干微増の財源確保がされていますが、安全な財源としてこの平成24年度につきましては、前年度の確定額の90%程度ということで算出をさせて頂いております。

臨時財政対策債につきましては、ご指摘のとおり市町村の分については若干の微増というところはございます。国の全体の予算が市町村、都道府県と合わせて、全体としては臨時財政対策債については減という形になっていますので、その辺を安全策といいますか、その辺をとりまして1千万円の減という形にさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

臨時財政対策債は国が0.4%ですかね。しかし1千万円減らしていますね。予算として今回、うちの分でいけばね。それは0.4%どころでなくて、あまり見込みと確定との差がありすぎても予算も組みづらい、ただお金が無い、お金が無いと、本当にお金が無いと言いながら地方に財政を少しずつでも移そうという流れが08年度ぐらいから来ていますので、そこは慎重にという部分もありますが、ある程度確定したところは何のために市町村に財政を移すかといったら、やはり住民生活を豊かにするためでありますから、そういうものにお

金を使うためにも是非今後の歳入の見込みについても考えて頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

歳入につきましては極力精査して、今後見積もって行きたいと思いますが、ただ提案説明でもご説明いたしました、予算につきましては、当初予算では中々全てを組むことが出来ていません。病院の繰出金等につきましては年間の総額では3億2千万円程度出ていますが、今回組んでいます約1億8千万円程度、約半分程度あります。

今後その半分の部分が財源として必要になってきます。今回普通交付税につきましても、23年度の実績からすると約2億円程度当初予算では低いところになってはいますが、この財源につきましては既に行き先が決まったような状態もございますので、このような形で当初予算を組ませて頂いていますが、今後ご指摘のとおり精査して組んで行きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町税のところですが、個人税、法人税、固定資産税、それぞれに滞納繰越分として上がっています。ここの滞納分、個人については約3800万円、法人が290万円、固定資産税の滞納分としては5900万円と上がっています。

22年度の決算で不納欠損で5千万円以上を落としています。滞納分として上がっている分については時効停止にはなっていますか。時効が進んでいるものについてはありませんか。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

22年度決算で時効分を含めた不納欠損処理をさせて頂いています。その時点で時効を迎えていたものについて欠損処理をさせて頂いたということで、それ以降に、執行停止又はその時点でも時効が進んでいる分については残っています。

今回の分の中には、総額としての中には執行停止部分、時効の進んでいる部分も含めたところでの滞納繰越額ということになっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは時効停止をしないと多額の不納欠損がでるわけです。なぜ時効がまだ停止出来ないのか、その理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

今時効が進んでいるということを申しましたが、今職員の中での時効を迎える分については重点的に徴収し、停止の要件に値するものは時効停止、執行停止という事務処理を行っております。

それ以外の部分というところでの繰越額ということになっています。極力、ただ単に時間を迎えて不納欠損にするということのないように努めています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

住宅使用料についても滞納繰越分として頭出しが千円だけありますが、これは先程の一般質問の中で、これも1400万円以上の滞納分があっているわけです。頭出しということだと、これは目標にはならないのです。取れた分だけ取ろうかみたいな感じを受けるのです。やはりどれぐらい厳しく徴収するかという目標も必要だろうということで、ここは頭出しというよりも幾らというような金額を提示すべきではないかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

滞納分に関しましては現在一般質問でもお答えしましたように、電話また出向いて分納を勧めたり、徴収を進めている状態でございますので、極力滞納が少なくなるように今後とも努力しまして、言われるように目標を定めるべきであるということでございますが、中々難しいところもございますので、今後目標値を定めるような形で進めて行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

22頁の公立学校の授業料徴収交付金が220万円上がっています。これは授業料だと思いますが、ここは交付金がある時に本来定時制で4年分を3年に置き換えて、今まで授業料を徴収していたわけですが、その上乘せして、割り増しして3年分に置き換えて徴収をしていたということでしたが、その分が交付金として見られていないということでした。

この24年度についても、その割り増し分についてはどうなっているのか、個人に徴収をしているのか、町で見ているのか、その辺をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長、特別委員会までに調べてよろしくお願ひいたします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

102頁、13款 土地取得費として頭出し、昨年も今年も1千円ついていますが、これは何か計画があるのかどうか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

現時点では計画はございません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

普通、計画がないのに頭出し千円するわけですか。これはもしかしたら一般質問した泉水の最終処分場の土地購入か何かのことではないですか。違いますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今質問議員が言われましたような泉水の購入とかではございません。これは予算の計上上毎年ここには頭出し千円をさせて頂いています。毎年、科目保存という形で計上させて頂いています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第20号は議長を除く議員12名で構成する、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 16時11分

再会 16時21分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会、正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

それではご報告いたします。

委員長 久保田正之議員。

副委員長 原 哲也議員。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に日程第19 議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

国の療養給付費の負担金、率が34%から32%に引き下げられて、これは先程年少扶養控除のことを言いましたが、そういうことによって地方の税収が増える、その分を活用して国保の財政を減らすわけです。

見返りに県の調整交付金がありますが、共同事業交付金だったですか、その分を2%増やすということになっていますが、今回の予算にはそういうものが反映されているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

療養給付費交付金の関係ですね。これは退職被保険者に係る医療費拠出金納付金に係る交付金となっていて、前年度よりも96万円ほど減少と。県の支出金も、これは一般被保険者に係る分で、医療費拠出金支援金納付金に関する県負担金の補助となっていて、これも540万円程減少ということになっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

違います。国が療養給付費に係る国の定率負担金があります。町に入って来る分が34%から32%に引き下げられたわけです。ですからその分医療費をうちが払わないといけないことになるのです。国保会計で2%分を額として増加しますから。そして代わりに国は県に調整交付金を渡して、今まで県には7%だったのを、今度増やして、市町村に2%減らした代わりに県には2%増やして渡すわけです。

町としては今までどおりに県と国とを合わせた分でいえば、今までどおりの交付金が貰えるのだったらいのですが、県に調整交付金として渡していますから、後は県の裁量になって来ますので、それがしっかりと町に下りて来るかどうかというのを、しっかり確認して頂

きたいと思います。

そのことについて、今でなくても付託委員会になっていますから、しっかり答弁出来るようにして頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

民生産業委員会の中でご回答したいと思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第20 議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第21 議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第22 議案第24号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第23 議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第24 議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第25 議案第27号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議案7号でも質問いたしました。約6千万円の本年度予算が上がっています。これ平米数を坪に直すと約5300坪になります。今トヨタ関連でもそうですが、進出企業が土地を探しているのは大体3万円とか、安い分になったら2万円から2万5千円。高くても3万円です。

それを5千、約300坪で計算すると幾らですか。約1億6千万位にしかならないのではないかと思います。それに6千万円を今からずっと掛けて行くと。

開発申請を出す。議案第7号の中でおっしゃいましたが、開発申請を出すことに於いて緑地帯を設けなさい、水利を確保しなさいという誓約があるわけです。今から先沢山のお金が

掛かって来る。そうすると逆にこれが売買をするがために、設備投資が余りにも高くなるのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

まず有効面積につきましては、今の想定では全体の面積は1万7618平米に対しまして、有効面積は1万6859平米位に想定しています。今、現在出しています単価につきましては、1平米当たり1万2200円という単価を出しています。

今後単価につきましては、これから掛かります造成費用、用地の鑑定士の意見価格等にもよりますが、まず造成費が確定していませんので、若干流動する部分はあるかと思えます。

それと調整池を兼ねました水利等も含めたところで、全体の額というふうになっています。特別会計で計上しています5993万6千円で全体の造成費というふうになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

当然開発申請を行う時に、副町長もよくご存じだと思いますが、緑地帯を何パーセント設けないといけない、道路の確保、一番大きなものは水路、そういうものもきっちり確保しないといけないので、今企画財政課長がおっしゃったのは、大体計算すると、有効面積からいうと、あの土地は約2億にしかならない、売買価格は約2億ですよ。それに約6千万掛けて緑地帯、排水処理というものをきっちりやると幾らの土地になるか。殆ど土地代というのは0に等しいのではないかなと思えますがいかがですか。

先程議案第7号の中で言ったように、普通はそのままの状況で売るわけです。買われる方が当然そこで開発申請をなさるわけです。少し狂って来ているわけです。

これだけのお金を掛けられるのでしたら、逆にもう町長の英断でこの土地を無償でやる。来られた方が次年度から固定資産税を頂けるぐらいのこのの方が、返って良かったのではないですか。もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われますように、緑地帯の問題ですが、通常の開発時点では3%の確保ということになっています。これが企業が来て製造業等になりますと25%必要になって来ます。この25%というのは福利厚生施設等を含めたところの25%ですので、当然企業が決定し、企業がレイアウト、配置等を考えてするということで、出来るだけ当初は緑地というのは基準内で納めたいという形をとっています。

先程言われますように、確かに投資は全て終わります。売買価格にしても現時点では平米

当たり1万少し、坪に直すと約4万円程度の見込みというのは不動産鑑定を取りまして、22年度に予算を頂いて不動産鑑定を入れてあります。その鑑定結果に基づいて4万円近い線という設定はいたしています。

これは企業が安価でないと来てくれないという部分もございまして、一応設定は設定として、進出企業との協議という部分もあろうかと思えます。

先程言われますように、素地で売るのがというご意見でございますが、なかなか素地が売りにくく来て貰えないと、それと県の企業立地ガイド、全国版に出して貰っていますが、こういったところに協議しても、やはりある程度面整備が出来ていないと、そういった候補として載せられないということもありまして、今回敢えて西区についてはこういった措置を取らせてもらったというところでございます。

県には一応工事は7月から8月に完成見込みということで、PRもお願いしているというのが現在の状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

これも新たな予算の組みようでもあるのですが、従前は鞍手町土地開発公社の中で工事等は全てやっていました。ところが鞍手町土地開発公社はご存じのように、約22億の借財がまだそのまま残っています。それを使うといろいろと諸問題があるので、新たな予算を計上すると。

これが売れるか売れないか分からないような状況の中で、全部売れたとしても2億、これから先掛かる金額は幾ら掛かるのか、それを計算したときに果たしてこれが大きな鞍手町の借財として残って行くのではないのか、その不安要素は非常にあるのではないかなと懸念いたします。

慎重に取り組んで頂きたいと思えます。もう一度決意の程お願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われますように、経済状況も厳しい中での実態がございまして。ここ1年間で約9件程企業からのアプローチは受けています。

まだ造成中ということもあります。そういった中で決定はないのですが、それも1つありますが、やはり県の適地ガイドに載せて頂くというのが一番PRに繋がって行くということで、そういった面でも常に、機会ある毎に県にもお願いしている状況でございます。

出来るだけ懸念されるような土地にならないように、そういったPR活動は積極的に今後続けて行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

従来この西区に限らずですが、企業向けの団地造成について、従来は町の考え方としてオーダーメイドだと一貫して言われて来ました。

しかし積極的に企業の立地を図って行くということで、こういう形で私は積極的に、例えば宗春用地だとか、或いは西牟田用地だとか、町が抱えている用地が沢山ありますから、私は積極的に団地造成を図って行くべきだと思っております。

そこで今回西区の用地の造成に係わって、今回6千万円近くの予算が計上されています。しかし今回の事業が調整池だとか、排水路の工事費が主なものだという説明になっていますが、あの用地は非常に地盤が悪いのではないかと非常に心配しています。

従って今回計上されている5993万6千円という形になっていますが、もっと投資をしなければならぬのではないかとということも出て来るといふふうに思いますが、企業が立地して来るといふことになると、地盤の問題というのは非常に大きな問題として出て来るわけです。

宅地も同じ状況です。そういうことも考えられて、今回こういう形の特別会計予算、或いは工事費を計上されているのか、予測されないものがあると思いますので、その点も含めて、どうしてお考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ご指摘のように、企業が立地する場合に地質地盤は当然重要視されます。これにつきましては既に地質調査をして、7～8メートルから10メートルぐらい弱いというのはございます。

この構造物につきましては、それに対応出来る構造といたしています。企業誘致する時には当然そういった情報を提供した上での誘致ということになります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第26 議案第28号 平成24年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長の提案説明の中で、これは3300万程の赤字予算ということになっています。公営

企業上は収支均衡を図るとというのが原則としてあると思いますが、それを敢えてここで赤字予算として提案しなければいけなかった理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

質問議員が言われますように、3条予算収益収支においては赤字が望ましくないということではありますが、今回については、1つはご存じのように浄水場の改良工事を行って、今年度より起債利息が約988万円、それと機械の減価償却費が4047万1千円、両方を合わせて5千万円ぐらいの費用等が掛かります。

経費節減も考えましたが、現状ではどうしてもこういう予算になったということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

26頁にその減価償却費として、特に機械及び装置が4700万計上されていますが、これがどういったものなのかの中身についてと、当然大規模改修を行えばこういう予算になり得るといえるようなことは想定されていたと思います。事前に水質検討委員会の中でも、そこが料金を審査するのが適当かどうかというのはありますが、やはり料金の改定も含めて私は議論をすべきだったのではないかなと思います。その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

減価償却の出し方につきましては、建物、構築物、機械装置及び車両、工具といろいろありますが、これは耐用年数によって毎年違って来ますが、一応残存価格を5%として、60年であれば金額を1年ずつ減価償却をして行くと。財産が減って行くという考え方で減価償却というのが計算になります。

その点について水道水質検討委員会でも話をさせて頂いて、こういう赤字になりますと。当面下水道の方では繰越剰余金というのがありますので、当面はそれを活用して行くということで水道料金の改定についても今月の9日に委員会の答申を貰ったところであります。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

繰越剰余金があるのは承知していますが、これも施設整備がまたある場合に必要なものから、これを充てるということもどうかと思います。特にこれで1年例えば料金改定をしなければ、料金改定をする際にその分上乗せして改正して行かないといけないわけです。料

金改定をしない時間が長くなれば長くなるほど、今度は料金改定をする時には上げ幅を大きくしないといけなくなって来ます。そういう単純計算になると思います。

ですからなるべく低い料金改定で済むようにするならば、私は早期に改定をすべきだったのではないかなど。特にこの現予算案では約10%ほどの赤字になって、この10%というのは中々大きい幅ですから、その辺もやはり検討するべきだったのではないかなどと思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

その点について検討委員会でも、今いう値上げの時期等についても検討して頂いて、先程申しましたように、繰越剰余金がありますので、1年延びて料金が上がるというような積算にはなりませんので、単年度で黒字になるように計画をした水道料金の改定になると思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第27 議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算を議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第28 議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第29 議案第31号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第44工区）請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

変更が生じた理由についてお尋ねします。ちょっと提案理由でありましたが、もう少し詳しく教えて下さい。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

この工事をご存じのように、中本町のパチンコ屋の前から巖流市場とロダンの奥へ推進をする工事でありまして、最初は巖流市場の本町交差点に向けて推進を始めて、約90%ぐらいまで行ったところで、昔で言うボタですね。礫混じりボタが出まして、推進機にトラブルが発生しました。それで約1ヶ月間ぐらい改修に時間が掛かりまして、その分で工期が変更になったということでもあります。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

大量のボタが出たということですが、あの辺は地盤が悪い所なのですが、大体地表から何メートルぐらいの所を掘っているのか分かりませんが、何メートルぐらいで、どの辺に大量のボタがあったのかお尋ねしていいですか。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

深さは約6メートルぐらいで、巖流市場の交差点の少し手前です。食堂の付近に掛けての町道前です。あそこは今まで3方向から推進を施工してやっています。その時点では出なかったわけです。うちの方も想定外でそういった物が出たもので、推進機にトラブルが発生したということでもあります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日15日から22日までの8日間は委員会審査のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日15日から22日までの8日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 16時53分

平成24年鞍手町議会第1回定例会会議録（第4号）						
平成24年3月23日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月23日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月23日 午後1時50分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月23日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第5号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計
補正予算(第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第31号 専決処分の承認(鞍手町流域関連公共下水道事業
中山処理分区管渠築造工事(第44工区)請負契約の変更)
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第20 議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第24号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第27号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第28号 平成24年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第30 閉会中の継続事件

平成24年3月23日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第4号から日程第7 議案第18号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款。

議案第5号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例。

議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号。

議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 地方独立行政法人くらはて病院定款を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第5号 地方独立行政法人くらはて病院評価委員会条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 議案第3号から日程第18 議案第31号までの11件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例。

議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第4号。

議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次に、議案第31号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第44工区）請負契約の変更。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第14号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第31号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第6号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第7号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第8号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第9号について討論はありますか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第9号について反対討論を行います。

今回の内容は、国が復興増税ということで、法律が改正されたことにより町の条例を改正するというものですが、復興増税といっても5年間で19兆円の見積もりを立て、その内の

10. 5兆円を復興増税で賄うという内容ですが、特には大企業、富裕層には実質減税となる中身で、残りは全て庶民負担増という形で賄うということです。

もう1つは、一律500円という中身ですが、議案質疑の中でも言いましたが、所得の多い人、少ない人に関わらず一律500円ということですので、これについては逆進性も考えられるということから、私は議案第9号については反対いたします。以上です。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決
します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決
します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第4号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第44工区)請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり承認されました。

次に進みます。

日程第19 議案第20号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査を報告いたします。

議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第20号について討論はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算案は、鞍手町の将来を左右し、今後の町づくりを方向づける、中学校の統合移転に関する予算が計上されていますが、移転しようとする場所が、これから毎日通うことになるであろう生徒や、その保護者にとって本当に都合の良い場所なのか甚だ疑問があります。

従って、次に述べる理由から反対の立場で討論を行います。

第1に、安全な通学路の確保が難しいということです。鞍手町立小中学校適正規模、適正配置基本方針の中で、適正配置の基本的な考え方として、適正規模の中学校を実現することは、通学路の変更を余儀なくされるので、生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら配置するとあるが、移転しようとする場所は鞍手町の東の端に位置し、開校時で全生徒数の約5分の1の生徒が長距離通学を余儀なくされ、生徒や保護者の負担が非常に大きくなると同時に、未整備の歩道や幅員の狭い道路を徒歩や自転車で通学することとなります。

また数年後には、遠賀川渡架橋が開通し、周辺の交通量が現在の日量約6千台から、約1万1千台に増加する予測となっており、朝、夕の登校時は特に増加が予想され、適正配置の基本的な考え方とは全く逆で、通学距離や通学路の安全等を考慮した場所とは全く懸け離れていると言わざるを得ません。

第2に、短期間で強引に旧宮本学園跡地に統合しようとしていて、住民の合意形成が全く出来ていないということです。

先月6小学校で住民説明会が行われた際に、様々な質問や意見が出されましたが、町長、副町長や町長部局の職員が同席していなかったために、回答出来なかった質問や意見が多く、早期にもう一度住民説明会を開いて欲しいとの意見が各小学校でありました。にも関わらず、そういった住民の意見に耳を傾けず、今回統合移転のための関連予算を計上し、議会を通過させることで既成事実をつくり、強引に進めるという住民の意向を無視したやり方は到底納得出来ません。

3番目として、昨日小中学校統合整備基本計画案を頂きました。しかしこれはあくまで案であって、まだこれからこの案について審議されるということでした。従って正式な計画となっていない段階で、この案を根拠とした予算の計上には無理があります。また旧宮本学園跡地ありきで、余りに性急に進めているため、財源の手当も不透明で曖昧な部分が多く、現時点での予算計上を認めることは出来ません。

最後に、先日の一般質問で中学校の統合移転を進める上で、町長の責任が曖昧だったため町長に質したところ、何をもって責任なのか言ってもらいたいと、喧嘩腰で何度も繰り返し、全く町長としての責任が分かっていない様子でした。つまり住民にとって最も身近な教育施設の中学校を統合し移転する計画を進める中で、町長が自分の責任について何の自覚もなく、責任の所在が曖昧なまま力づくで進めることは、住民の福祉の増進には繋がりません。

一般会計当初予算案を反対することの重大さは理解していますが、これらの理由を見逃して賛成することは、議員としての責任を果たせないと考えます。

従って以上のことから、議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算案に反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

本一般会計予算案については賛成の立場で討論を行います。

この当初予算案については、平成23年度の当初予算と比較し6%の増額となっており、各事業費における工事予定や、各種改善に向けた予算が盛り込まれています。

中でも多くの保護者が注目している中学校の統合に関しては、第4次総合計画後期基本計画にある、子ども達の教育を重視した学校の再編の実現に向け、小中学校統合整備計画策定委員会からの報告を受け、新たな学校となる建物、土地の取得費用や付帯設備の実施設計に伴う予算が計上されています。

現在の中学校の状況については、北中学校は新生が77名、南中は41名の予定と聞いていますが流動的な状態です。

子ども達が参加しているクラブ活動は、種目によっては北中がメンバー不足で、南中で練習し、合同チームとして大会に臨んでいる状況です。また南中では、北中に比べ数少ない種目からクラブ活動を選択している状況です。

教職員は少ない人数で授業や校内職務をこなし、研修等への参加も十分に出来ない状況とのものであり、各教科の先生方は1人で3学年を担当していると聞いています。

小規模学校のメリットはあるとは思いますが、高校への進学時等を考えた場合、多くの生徒の中でカルチャーショックを受けることが懸念されます。子ども達の学力については一概には言えませんが、精神面での成長については甚だ疑問を覚える環境であると考えます。

中学校の教育環境を改善するために、策定委員会の意思を尊重した予算であると評価いたします。

しかしその報告書の中には、統合に向けた意見が添えられているとも聞いています。これらの諸問題を確実に実現するための努力をする。強行に予算執行をするのではなく、丁寧に説明しながら進めて行く。このことは議案質疑等で町執行部は重く受け止め、対応する姿勢であることが強く感じ取れました。

各事業費における確実な予算執行による町民サービスの向上と、子ども達のために教育環境の充実を実現するために、一般会計予算案についての賛成討論を終わります。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

2012年度の国家予算案は、税と社会保障の一体改革を先取りして、消費税増税を前提とし、その一部を先食いしながら年金給付や子ども手当の削減で社会保障費を抑制する一方、八ッ場ダム建設再開や原発推進予算の維持、軍事費の増額など、浪費を更に拡大する予算案となっています。

また、東日本大震災復興特別会計が創設されましたが、これは当面5年間で19兆円と見積もりがされ、その内の10.5兆円は復興増税で賄うという方針が決められています。しかしながら大企業と富裕層には実質減税となり、庶民にばかり負担を押しつけるものです。一方で、地方交付税は微増となり、上乗せ措置も継続されています。

本町の24年度予算の歳入を見ますと、昨年同様地方交付税等の上乗せや年少扶養控除等の廃止による町民税の増収が予想されるにも関わらず、歳入見積もりが適正にされていないことは指摘しておきたいと思います。

歳出では、小学校入学前までの医療費無料化や、妊婦検診、小児用ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン等が継続されていること等は歓迎します。しかしながら、家計の所得が減り、逆に負担が増える中、高すぎる国保税やゴミ袋料金、保育料等には光が当てられず、同和関係予算に本格的なメスは入れられていません。こういった部分では、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えて行くべきです。

さて、とりわけ本年度予算では、中学校統合の関係予算が組み込まれています。現在の中学校と中学生が置かれている状況と、今後予想される生徒数等を見てみますと、一刻も早く統合する必要があると考えます。

受験やクラブ活動、新学習指導要領による授業時数の増加と、武道の導入等を考えると、生徒が少なくなり、専門の教師も少なくなるということになれば、鞍手町の宝である子ども達が本当にかわいそうです。

現在教育委員会が作成している統合までのスケジュールでは、平成27年度からの統合になります。今回の予算が通らなければ、1年単位で統合が遅れるだけでなく、過疎債も27年度までですから、財源を見ても統合出来ないことも考えられます。

私は統合ありきの考えではありませんが、説明会や今議会で出された安全・安心な通学路の確保等の意見を最大限取り入れて行くべきだし、統合に必要最小限、最低限に止めるのではなく、ソフト面とハード面ともに夢と希望を持てる中学校、全国に誇れる中学校になるように、町執行部が最大限の努力を図られることを要望して賛成討論を終わります。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第20 議案第21号から日程第26 議案第30号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算。

議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定より報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 23 号 平成 24 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 25 号 平成 24 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 26 号 平成 24 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 29 号 平成 24 年度鞍手町病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 30 号 平成 24 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 27 議案第 24 号から日程第 29 議案第 28 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○ 6 番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 24 号 平成 24 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第 27 号 平成 24 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算。

議案第 28 号 平成 24 年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は 3 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 24 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 27 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 28 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 24 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 27 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 28 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号 平成 24 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 27 号 平成 24 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 28 号 平成 24 年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第30 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第1回定例会を閉会します。

閉会 13時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野高實

議員 岡崎邦博

議員 栗田幸則

平成24年3月23日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査